

## 平成26年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成26年3月4日（火）午前10時開議

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成26年3月 4日

至 平成26年3月20日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 1号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 議案第 1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 7 議案第 2号 白馬村林業構造改善事業分担金徴収条例を廃止する条例について

日程第 8 議案第 3号 工事分担金条例を廃止する条例について

日程第 9 議案第 4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第 5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 6号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第 7号 村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第 8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第 9号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第10号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第11号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第12号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第13号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第14号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第15号 白馬村水道事業条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度白馬村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第  
2 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度白馬村一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第 3 3 予算特別委員会の設置について

平成26年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成26年3月4日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告第1号（村長提出議案）説明、質疑

議案第1号から議案第21号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第22号から議案第27号まで（村長提出議案）説明、質疑

予算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 1 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について
2. 議案第 2 号 白馬村林業構造改善事業分担金徴収条例を廃止する条例について
3. 議案第 3 号 工事分担金条例を廃止する条例について
4. 議案第 4 号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 5 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 6 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 7 号 村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 8 号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
9. 議案第 9 号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について
10. 議案第 10 号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 11 号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 12 号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 13 号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 14 号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 15 号 白馬村水道事業条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 16 号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 17 号 平成 25 年度白馬村一般会計補正予算（第 6 号）
18. 議案第 18 号 平成 25 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
19. 議案第 19 号 平成 25 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
20. 議案第 20 号 平成 25 年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
21. 議案第 21 号 平成 25 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 5 号）
22. 議案第 22 号 平成 26 年度白馬村一般会計予算
23. 議案第 23 号 平成 26 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
24. 議案第 24 号 平成 26 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
25. 議案第 25 号 平成 26 年度白馬村下水道事業特別会計予算
26. 議案第 26 号 平成 26 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

27. 議案第27号 平成26年度白馬村水道事業会計予算

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（横田孝穂君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成26年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（横田孝穂君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年11月分、12月分、平成26年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から、平成25年度財政援助団体等監査の結果報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。北アルプス広域連合議会平成26年2月定例会が2月20日、21日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成26年第1回定例会が2月28日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番伊藤まゆみ議員、第5番太田正治議員、第6番太田伸子議員、以上3名を指名をいたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。

お諮りいたします。この文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第3 会期の決定

**議長（横田孝穂君）** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成26年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月20日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月20日までの17日間と決定をいたしました。

### △日程第4 村長あいさつ

**議長（横田孝穂君）** 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 平成26年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年は1月中旬を中心に冬型の気圧配置が強まり気温が低くなりましたが、下旬は暖かい空気が流れ込み、気温が平年を上回り雨の日もございました。2月に入り、7日から9日、14日から15日2週続けての南岸低気圧により、太平洋側の広い範囲で、特に関東甲信と東北では観測史上最高、あるいは数十年ぶりとなる記録的な大雪となり、交通機関に大きな影響が出たところがあります。

県内でも、高速道路、国県道など通行に大きな支障が生じ、東信地域の国道18号など立ち往生車両の対応に、自衛隊による除雪や物資の配布が行われたところがあります。

本村では大きな混乱はありませんでしたが、2週連続の大雪で、宿泊施設のキャンセルなどによりスキー客の入り込みが減少し、大きな影響が出たところでございます。

さて、2月6日から開催されたソチオリンピックが24日閉幕いたしました。この間、議員の皆さまを初め、多くの村民の皆さまから、多目的ホールのパブリックビューイング等において、熱い応援をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

渡部暁斗君がノルディック複合男子ノーマルヒルで、村出場選手初めてのメダルを獲得いたしました。複合ラージヒル・複合団体でもメダルを期待しましたが、転倒などによりメダルにはなりませんでしたが、村民に感動と希望を与えていただき、改めて称賛と感謝の拍手を送りたいと思います。

また、フリースタイル女子モーグルの愛子さんは、今回もメダルにあと一步の4位でしたが、インタビューで「すがすがしい気持ち」と今までの練習の成果を十分に出し切った言葉と滑走後の涙が印象に残っております。

他の選手も思うような結果は出ませんでしたけれども、この経験を糧に4年後のピョンチャン

五輪での活躍を期待するとともに、白馬村から多くの選手が輩出されることを望むところであります。

この後、7日からパラリンピックが開催され、夏目君が出場しますので、引き続き応援のお願いを申し上げます。

なお、暁斗君の銀メダル獲得と愛子さんのオリンピック5大会連続入賞の祝賀会並びにソチオリンピック・パラリンピック出場選手の報告会を予定をしているところであります。

次に、今年度の事業の進捗状況等について申し上げますと、観光課関係では2013-2014ウインターシーズンのスキー場利用者数は、1月末現在48万人余りで、早い時期の降雪や年末年始が最大9連休になったことなどにより、前年比111.2%となりました。

また、今季の広域観光施策であります白馬、小谷、大町11スキー場共通のインバウンド用リフト券「HAKUBA VALLEYチケット」の販売状況は、1月末現在で、昨シーズンの全体の販売実績を約10%上回っており、外国人のお客様が aumentando していることがうかがえるところであります。

住民課関係につきましては、一般廃棄物処理施設建設予定地である大町市源汲のボーリング調査の結果によりますと、予定地の地盤は、施設の建設に必要な地盤強度を有しているとのことでございます。

生活環境影響調査では、建設予定地や周辺地域における臭気的生活環境の状況を把握する現況調査の結果が、北アルプス広域連合のホームページで公表されております。臭気の調査項目は、地上気象・大気汚染・騒音・振動の調査であり、大気汚染物質は、環境基準・指針値よりも低い値となっており、今後も、引き続き景観・動植物も含め、現地調査を行っていくことになっております。

また、施設の外觀や附属施設のあり方について、さまざまなアイデアを提案をいただく「かんきょうサポーター」を募集し、11名の方が委嘱されました。本村からは2名の方が委嘱をされております。

事業費につきましては、熱回収やリサイクル施設などを合わせ約42億6千万円と想定しており、平成28年度末には試運転ができるよう進めているところであります。

村では、平成29年度からのごみ処理広域化に伴い、村内の収集運搬体制やごみの減量化が大きな課題となっております。そこで、ごみ処理対策委員会を設置し、村民の皆様のご意見を伺い、この課題解決に向けて取り組んでまいります。

健康福祉課関係につきましては、本年度において策定を進めています「元気プラン健やか白馬21（第2期）」は、平成12年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」の取り組みに基づき、村の健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点を置きながら、平成21年3月に策定した第1期計画の取り組みの評価及び新たな健康課題を踏まえ、第1期計画



から引き継ぐ形で策定するものでございます。

現在の進捗状況は、広く村民の皆様のご意見を集約するためのパブリックコメントを1月27日から2月14日までの間実施をし、今年度内における計画策定を目指し、計画策定委員会での協議が最終段階を迎え、今後、庁内会議等を経た後に公表となる予定でございます。

次に、子育て支援の関係では、平成27年4月施行の子ども・子育て支援法の各種事業の大きな柱としての教育・保育等の利用・希望状況を把握するため、保護者に対する調査を昨年10月に実施し、この結果から教育・保育及び地域における子ども・子育て支援事業の希望量の集計及び見込み量の推計をする作業を進めており、これは国の共通指針に基づく調査・推計を行うもので、平成27年度に予定している子ども・子育て市町村計画策定の前段作業となるものでございます。

農政課関係につきましては、昨年秋から新聞誌上をにぎわせた国の農業政策に関する大転換がありますが、1月後半になり、ようやく農水省から「新たな農業・農村政策－4つの改革」と銘打ち、その概要が示されました。経営所得安定対策及び水田フル活用と米政策の見直し、農地中間管理機構及び日本型直接支払制度の創設がその内容であります。多岐にわたる政策の見直しとなっているため、担当者も内容を理解するのに苦慮している状況であります。農業関係者等へいち早く情報をお伝えすべく、1月下旬には関東農政局松本地域センターの職員を招き、認定農業者を初めとした関係者に対して説明会を開催いたしました。また、農協と協力し、村内7カ所において農家相談会を開催し、制度改正についてご説明をさせていただいたところでもあります。

村としても、今回の国の制度改革で農家にとって、また農地の保全にとってよいものについては積極的に取り組み、元気のある農業づくりを目指していきたいと考えております。

建設課関係につきましては、国の平成25年度補正予算が可決されたことに伴い、橋梁長寿命化事業の村道2203号線「やちはら橋」ほか2橋梁分の防災・安全交付金が追加内示したところでもあります。このことにより、平成26年度への事業繰越と村道3143号線「楠川橋」上部工の工事請負契約に関する議案を、本定例会最終日に上程する予定であります。

上下水道課関係につきましては、公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書（案）を前回の議会定例会で説明をさせていただきました。その後、議員の皆さまや職員からの意見を反映させ一部修正しましたので、本定例会中にご説明させていただき、今月中には村のホームページで公表する予定で進めております。

また、概要版は5月中旬に全戸配布をし、その後、住民説明会を開催してまいりたいと考えております。

平成25年度一般会計補正予算（第6号）は、5,959万9,000円を減額をし、総額を47億6,160万5,000円とするもので、国の緊急経済対策を活用し、平成26年度予定していました橋梁改修事業の前倒しにより5,300万円の増額、実績によるスノーハープ改修

事業費、常備消防・介護保険の北アルプス広域連合負担金、白馬山麓環境施設組合負担金、奈良井有効利用整備事業、下水道事業特別会計繰出金の減額が主なものでございます。

次に、平成26年度白馬村予算であります。平成26年度の国内総生産の成長率は、名目3.3%程度、実質1.4%程度と見込まれておりますが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられ、本村においても、引き続き厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における行政改革推進本部等の動向にも注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めることとしました。

基本的事項は、「白馬の里にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」を基本理念として、平成27年度の最終目標年度に向かって「めざすべき新しい白馬村」を達成するための予算編成に取り組みました。

また、実施計画、地区要望及び事務事業評価委員会の報告書なども踏まえ、緊急度や事業効果、公平性に鑑み、健全財政を視野に入れながら、自然と共生し、誰もが安らげる環境づくりなど基本構想の6つのテーマを意識しながら予算編成を行っております。

重点的に取り組む内容は、小水力発電施設整備負担金、太陽光パネル設置事業、太陽光発電施設及び電気自動車充電設備設置補助、低公害車の購入など新エネルギーの活用による地球温暖化対策の推進、防災の拠点となる役場庁舎の耐震改修、長寿命化計画に基づく橋梁改修、不法投棄対策やごみ集積場設置補助、安曇総合病院改修への支援、デマンド型乗合タクシーの充実、伝統的建造物群保存事業の推進、安全・安心を大切にされた学校環境の整備、山岳高原を生かした世界水準の観光地づくり、スノーハープの駐車場拡幅及び舗装化等の整備、小規模事業者の経営安定と発展への支援、ゆるキャラを活用した観光宣伝、オリンピック施設を利用した大会の推進、農家などが加工、販売、サービスまで行い、村内の農産物の付加価値を高めることで、所得向上や雇用創出につなげる6次産業化に向けての支援、地域づくり活動への支援、鳥獣被害対策実施隊員のライフル射撃訓練場整備への支援、遠距離等により白馬高校への通学が困難なスキー部生徒への支援であり、平成26年度から道路改良等工事に対する地区の負担金は廃止をいたしました。

このような方針等に基づき編成された平成26年度白馬村一般会計予算規模は、49億600万円で、前年度当初予算に比較しますと2億2,500万円、約4.4%の増となっております。

各種事業は、いずれも白馬村の限りなく安定的な発展を目指したものであります。私は、この予算案を忠実にしかも確実に成し遂げる責任を強く感じ、引き続き明るい未来を築く礎に身を投ずる覚悟を新たにいたしました。

次に、特別会計等の予算であります。国民健康保険事業勘定特別会計の予算規模は12億3,788万円で、国民健康保険税は、後期支援金分と介護保険分の収支バランスの不均衡の解消を軸として、税率の改正を行い、不足分4,200万円を基金から繰り入れることとしてござ

います。また、特定健診・特定保健指導の受診率が低いため、集団健診における特定健診自己負担金を無料化し、生活習慣病に起因する医療費の抑制に努めこととしております。

後期高齢者医療特別会計の予算規模は7,510万円でございます。

下水道事業特別会計の予算規模は6億6,757万6千円で、東部農集排の統合と浄化センター長寿命化計画による事業費の増により、前年度比2,900万円余の増額となっております。

農業集落排水事業特別会計の予算規模は527万6,000円で、東部農集排が公共下水道事業へ統合するため、前年度比2,900万円余の減額となっております。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億1,994万5,000円、収益的支出が2億8,327万円であり、資本的収入は999万2,000円、資本的支出は9,895万2,000円で、不足する額は損益勘定留保資金・建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

本定例会に上程いたします案件は、報告1件、議案27件でございます。

議案等につきましては、担当課長に説明をさせますが、私も提案者として誠心誠意説明を尽くしてまいりたいと考えておりますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶といたします。

**議長（横田孝穂君）** これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

#### △日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について

**議長（横田孝穂君）** 日程第5 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 報告第1号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告につきましてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償の請求について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

3枚目、別紙をご覧くださいと思います。

まず、1件目でございますが、平成25年11月16日、曾我氏運転の軽自動車は村道0105号線を走行中、路面の穴に左前タイヤを落とし、タイヤとホイールを損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により、損害賠償額を道路管理者過失相当分50%、1万553円と定め、平成25年12月5日に専決処分をいたしました。

2件目でございますが、平成25年12月24日、小林氏運転の普通自動車が村道3146号線

を走行中、路面の穴に左前タイヤを落とし、タイヤとホイールを損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により、損害賠償額を村道管理者過失相当分80%、5万3,844円と定め、平成26年1月17日に専決処分をしました。説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第1号は終了いたします。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

#### △日程第6 議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

**議長（横田孝穂君）** これより議案の審議に入ります。

日程第6 議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更につきましてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧くださいと思います。内山辺地計画につきまして整備を必要とする事情に、スノーハープ観光レクリエーション施設整備事業として平成24年度実施しました木橋の改修と、平成26年度以降予定しております駐車場の拡幅及びコースの一部舗装を追加するものであります。

なお、計画年度及び事業費の変更につきましては変更はございません。説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第7 議案第2号 白馬村林業構造改善事業分担金徴収条例を廃止する条例について

**議長（横田孝穂君）** 日程第7 議案第2号 白馬村林業構造改善事業分担金徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横山農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** 議案第2号 白馬村林業構造改善事業分担金徴収条例を廃止する条例について説明申し上げます。

この農林水産省事業でありました林業構造改善事業につきましては、過去において村も活用し

た経過がございますが、国の事業自体が平成6年度の新林業構造改善事業をもって終了しております。この同事業の分担金徴収条例はもう必要はないという判断のもと、廃止するものであります。

なお、施行日は公布の日からとさせていただきたいと思っております。説明は以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第8 議案第3号 工事分担金条例を廃止する条例について

**議長（横田孝穂君）** 日程第8 議案第3号 工事分担金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

**建設課長（山岸茂幸君）** 議案第3号 工事分担金条例を廃止する条例について説明をいたします。

平成25年度、今年度まで道路改良、舗装新設等の工事を施工した際に、行政区からご負担をいただいております工事分担金につきまして、平成26年度から徴収いただかないこととしたことから、工事分担金条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては平成26年4月1日から施行する予定でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第9 議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（横田孝穂君）** 日程第9 議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

条例改正の内容は、平成26年4月1日から消費税率の引き上げに伴い利用料の改正と字句の修正であります。

4分の1、改正後改正前対照表をご覧ください。第3条、第7条、第9条、第16条、第31条、第32条、附則第3項、第5項は字句の修正であります。第9条は、督促手数料条例の

名称変更と延滞金の徴収を削除してあります。

4分の3、別表1につきましては、ユーテレ白馬の月額利用料1,600円を1.03%を上乗せした1,645円に、別表2は放送施設利用料15秒放映1カ月3万円を3万857円に、30秒放映1カ月4万5,000円を4万6,285円に、15秒放映スポット1回1万円を1万285円に改めるものであります。

なお、加入負担金、工事負担金、一時休止再開手数料につきましては現行どおりであります。この条例の施行は、周知期間を2カ月間とり、平成26年6月1日からであります。説明は以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第10 議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第10 議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

条例改正の内容は、本村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議する子ども・子育て会議委員、ごみの発生を抑制し再利用を促進するなど、ごみを適正に処理し、もって村民の生活環境を保全するため、ごみ処理に係る計画、ごみの減量化並びに資源化、ごみの収集運搬に関する事項の調査、協議するごみ処理対策委員会委員、及び白馬村観光地経営計画の策定に向けて必要な事項を検討するための観光地経営計画策定委員の報酬を、それぞれ日額6,100円、半日額3,800円と定めるものであります。

条例の施行は、平成26年4月1日からであります。説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第11 議案第6号 白馬村税条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第11 議案第6号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** 議案第6号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方税法同法施行令、同法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページの第47条の2及び47条の5は、公的年金からの特別徴収制度の見直しに係る改正です。第47条の2は、現行制度では他市町村へ転出した場合は公的年金からの特別徴収を中止し、普通徴収に切りかえていますが、特別徴収を継続できるものとするものであります。第47条の5は、年金に係る年間の特別徴収を平準化させるため、仮特別徴収税額を前年度の年税額の2分の1相当にする額とするものであります。

2ページ以降の附則の改正につきましては、平成28年1月1日以降、金融所得課税について損益通算の範囲が拡大されるとともに、公社債等に対する課税制度が所得税及び地方税ともに見直されたことから改正するものです。該当する条項をまとめて説明しますので、説明が前後しますが、よろしくお願いいたします。

2ページから4ページにかけての附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

2ページの附則第7条の4と4ページの19条、5ページの19条の2は、株式に係る譲渡所得の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区分されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

飛びまして、13ページの附則の第19条の9につきましては、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであります。

6ページにお戻りいただきまして、右側の改正前の第19条の3、7ページの第19条の4、19条の4の2、第19条の5、9ページの第19条の6、12ページの第19条の8、13ページの第19条の10は、課税標準の計算の細目を定めていた条項を削除するものであります。

11ページから12ページの附則第19条の7第2項第4号は、慣例規定の条項を修正するものであります。

改正分の3ページをお願いいたします。中段から附則がございしますが、施行期日でありましたが、第1条で平成28年1月1日から施行となります。ただし、同条第1項で第47条の2第1項及び第47条の5第1項と経過措置の次条の第2項の規定は、平成28年10月1日からの施行と



なります。第2項で附則第7条の4、第16条の3、第19条から第19条の10までと経過措置の第3項の規定は、平成21年9月1日からの施行となります。説明は以上です。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第12 議案第7号 村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第12 議案第7号 村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第7号 村税以外の諸収入金に対する督促手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

条例改正の内容は、村税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例を地方自治法第231条の3の規定による督促及び滞納処分に関する条例に定めるほか、字句の修正であります。

4分の1、改正後改正前対照表をご覧ください。

表題を村税以外の諸収入金に対する督促及び滞納処分に関する条例に改め、第1条は、地方自治法の条項の修正と延滞金の徴収を削り、滞納処分を加えてあります。

第2条は、字句の修正であります。

第3条は、第2項及び第3項の納付命令書を削り、督促状に指定すべき期限を発布の日から10日以内に改め、督促状の様式を第1号で定め、同項を第2号としております。

第4条は、納付命令書を削り、督促手数料を80円に改めるものであります。

次のページ、第5条は、延滞金の徴収を税外収入金及び督促手数料について滞納処分を行うことに変更し、第6条は、滞納処分を行う場合、当該事務に従事する職員のうちから村長が指定するものに委任し、調査等を行う場合には様式第2号の滞納処分職員証を携帯することとしてあります。

条例の施行は、平成26年4月1日からであります。説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第13 議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**



**議長（横田孝穂君）** 日程第13 議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** 議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この条例改正は、国保会計の収支にアンバランスが生じているため、国民健康保険税率を改定するものでございます。

介護分と後期分の税率改定は、後期高齢者支援金と介護納付金の収支が支出超過となっており、これを是正するために行うものです。税率は引き上げとなります。

医療分の税率改定は、今まで積み立ててきた給付費準備基金を保険者が都道府県化となる28年度までの3年間、毎年4,000万円繰り入れることにより、国保税率を軽減するための改定が主なものであります。税率は引き下げとなります。

被保険者1人当たりの国保税調定額の試算では、全体で約8%の減額となります。

なお、この条例改正に当たっては、2月18日に開催した国保運営協議会においてご承認をいただいております。

では、改正内容を説明いたしますので、2枚めくった新旧対照表をご覧ください。

第5条は、医療分の税率について所得割を100分の4.10に、資産割を100分の11.30に、被保険者均等割を被保険者1人について1万5,300円に、世帯別平等割を1世帯について1万2,600円にそれぞれ改正するものです。

第5条の2は、特定世帯等にかかわる国保税の軽減特例措置の規定で、第5条第4号の改正に伴うものです。第2号の特定世帯は2分の1軽減され6,300円に、第3号の特定継続世帯は4分の1軽減され9,450円になります。

次のページをご覧ください。

第6条は、後期分の所得割を3.6%とする改正、第7条は後期分の資産割を9.9%とする改正、第7条の2は後期分の均等割を1万2,100円とする改正、第7条の3は世帯別平等割を改正するもので、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を1万円、第2号の特定世帯は5,000円、第3号の特定継続世帯は7,500円となります。

第9条の2は、介護分の国保税率を改正するもので、第1号の所得割は100分の2.10、第2号の資産割は100分6.80、第3号の被保険者均等割は介護納付金課税被保険者1人について1万400円となります。平等割については据え置きということになります。

次のページをお願いします。附則です。施行期日は、平成26年4月1日からの施行ということです。経過措置ですが、改正後の白馬村国民健康保険税条例の規定は平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従

前の例によるということにいたしました。以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第14 議案第9号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第14 議案第9号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** 議案第9号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について、内容を説明申し上げます。

この山小屋条例につきましては、山小屋の基本的な事項を定めている条例であり、今回は第3条で定めます料金の関係についての一部改正をしたいものでございます。

別表で、山小屋料金の宿泊料金の上限額を定めてございますけれども、そのうち大人料金について改正をさせていただきたいものでございます。具体的には1泊2食9,000円を9,500円に、1泊朝食7,600円を8,000円に、1泊夕食8,000円を8,400円に、素泊まり6,300円を6,600円としたいものでございます。このアップ率については4.8から5.6%と若干の幅はありますが、おおむね5%を想定をしております。

改正の理由でございますけれども、今回の消費税の増税分による価格の転嫁、それから燃料や食料品等の値上げに伴いますコストアップによるものでございます。

なお、料金改定につきましては本年の4月1日から適用したいと考えており、料金設定に当たりましては、同条例の第3条の規定に伴いまして、指定管理者であります白馬村振興公社が村長の承認を得て定めることとなります。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第15 議案第10号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第15 議案第10号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第10号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

これは、消費税率の変更や延滞金の廃止などの改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

第12条第1項では、改正後では使用料を算出した額に消費税法と地方税法を根拠とした率、8%でございますが、これに乗じて得た額を加えた金額とするとしております。

第13条は、延滞金を廃止することにより、第3項と4項を削除することとします。

第14条は、延滞金の廃止により、延滞金を削除します。

3分の2の別表第1と2は、東部地区が公共下水道に統合されるため、削除するものでございます。

また、附則の料金に関する経過措置では、適用日前から継続して排水施設を利用している方の使用料の4月と5月分につきましては、旧使用料と旧税率で算出することとしております。

この条例は、平成26年4月1日から施行いたします。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第16 議案第11号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第16 議案第11号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明の説明を求めます。山岸建設課長。

**建設課長（山岸茂幸君）** 議案第11号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

今回の改正は、道路法及び道路法施行令が改正されたことにより、条例の改正を行うものでございます。説明につきましては、新旧対照表で行いますので、最後から2枚目になります対照表の1ページ目をご覧くださいと思います。

第3条におきましては、占用料の免除等について規定をしております。道路法の改正により、国の行う事業の全てが占用料を賦課する対象から除外する規定となったことから、第3条第1号中の、法第35条に規定する事業から及びまでの文言を削除するものでございます。

次に、別表の改正であります。ただいま説明いたしました第3条第1号の改正により、道路法施行令を省略し、「令」と記載する旨の省略規定も削除されることから、別表の左の列に省略規定を追加するものでございます。

新旧対照表の2ページをお開きください。道路法施行令第7条の改正によりまして、新たに占

用許可を要する対象として、第2号に太陽光及び風力発電設備、第3号に津波からの一時的な避難所としての機能を有する堅固な施設が追加されました。このうち第2号の太陽光及び風力発電設備を、表の上から4行目になりますが、令第7条第2号に掲げる工作物として追加し、長野県からの通知をもとに、単位、料金を規定するものでございます。

2ページから3ページにまたがりませんが、現行の第2号から第11号が新第4号から新第13号となったため、号番号の繰り下げ等を行うものでございます。

最後に4ページになりますけれども、附則の9に規定する係数を1.05から1.08に改めるものでございます。附則といたしまして、改正後の条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第17 議案第12号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例について

**議長（横田孝穂君）** 日程第17 議案第12号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

**建設課長（山岸茂幸君）** 議案第12号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

1枚おめくりをいただきたいと思います。今回の改正につきましては、消費税法の改正に伴い、別表に掲げる料金算定式の係数を改めるものでございます。内容につきましては、新旧対照表で行いますので、もう1枚おめくりください。

1ページでございますが、2ページから3ページにもまたがっておりますが、別表の1、流水占用料、（1）発電に係る流水占用料に、揚水式発電所以外の発電所及び揚水式発電所に関する欄がございます。それぞれの料金欄に年額の占用料を算出するための計算式が規定されております。本年1月31日付で、国土交通省令第75号が告示されたことにより、計算式に規定する係数1.05を省令で定める1.08に改めるものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は平成26年4月1日から施行する予定でございます。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第18 議案第13号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第18 議案第13号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第13号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

これは、消費税率の変更や延滞金の廃止、滞納処分の追加などの改正でございます。新旧対照表をご覧ください。

目次改正は、第19条の3の追加によるものでございます。

第16条第1項では、改正後では使用料を算出した額に消費税法と地方税法を根拠とした率8%を乗じていた額を加えた金額とするとしております。

第16条の2の追加は、使用開始後の追加流入に関する届け出を義務化するものでございます。

第17条は、条項追加による変更でございます。

第19条は、延滞金を廃止することにより、第3項と4項を削除することとします。

第19条の2及び第19条の3、別記様式第1号は、滞納処分に関する事項を追加するものでございます。

第30条は、延滞金の廃止により、「延滞金」を削除いたします。

第32条の5号は、第16条の2を追加したことによるものでございます。

また、附則の料金に関する経過措置では、適用日前から継続して排水施設を利用している方の使用料の4月と5月分については旧税率で算出することとしております。この条例は平成26年4月1日から施行いたします。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第19 議案第14号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第19 議案第14号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第14号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

これは徴収猶予事由の見直し、延滞金の廃止、滞納処分の追加などによる改正でございます。新旧対照表をご覧ください。

第6条は、規則番号を追加するものでございます。

第7条第1号では、受益者負担金を「納付することが困難」というあいまいな部分を削除いたします。

第3号は、以下に「農地」という語句は出てこないため、削除をいたします。

第4号は、「その他村長が必要と認めたとき」を削除し、徴収猶予に関する条項にある村長が必要と認めた事由を施行規則の徴収猶予基準表に列記をいたします。

第11条は、延滞金を廃止することにより、各項の字句を削除するものでございます。

また、第4項の未納を理由に接続拒否ができる条文は削除をいたします。

第12条及び第13条別記様式は、滞納処分に関する事項を追加するものでございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行いたします。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第20 議案第15号 白馬村水道事業条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第20 議案第15号 白馬村水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第15号 白馬村水道事業条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

これは消費税率の変更や督促手数料と延滞金の廃止、債権放棄条項の追加などの改正でございます。新旧対照表をご覧ください。

第9条では、改正後では使用料を算出した額に消費税法と地方税法を根拠とした率8%を乗じて得た額を加えた金額とするとしております。

第15条は、督促手数料の廃止で、第16条は延滞金の廃止です。

新たな第16条は、地方自治法96条第1項第10号により、当該債権に係る権利放棄の要件を条例で定めるものでございます。

第18条は、第3項で法は公営企業法とされており、ここでの法は水道法であるので変更をい



たします。

また、不足の料金に関する経過措置では、施行日前から継続して供給している水道使用料の4月と5月分につきましては、旧税率で算出することとしております。

この条例は、平成26年4月1日より施行いたします。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第21 議案第16号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第21 議案第16号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** 議案第16号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

これは地域主権一括法第3次の改正に伴うものでございます。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第1条目的に委嘱の基準を追加し、第3条に基準を追加、それ以降を順次繰り下げるもので、附則としまして、改正後の条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第22 議案第17号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第6号）**

**議長（横田孝穂君）** 日程第22 議案第17号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第17号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,959万9,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を47億6,160万5,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をご覧ください。使用料は185万円の増額で、オリンピック記念館ウイング21の利用者の増加によるものであります。国庫負担金は、障害児施設の利用申請の減によ

り165万円の減額と農地農林施設災害復旧負担金の補助率が50%から80.6%に引き上げられたことにより、130万3,000円の増額であります。

8ページ、国庫補助金は楠川橋、谷地原橋、赤沢1号橋の橋梁改修事業に対する補助金の追加内示による防災安全交付金2,585万円の増額と事業費の確定に伴う社会資本整備総合交付金及び小水力等農業水利施設利活用支援事業助成金の減額であります。

県負担金は、障害児施設の利用申請の減により82万5,000円の減額が主なものであり、県補助金は、地籍調査事業補助金184万5,000円と経営体育成交付金710万5,000円の減額が主なものであります。

9ページ、財産売却収入338万4,000円の増額は、八方大櫛川沿いの村有地の売却であります。基金繰入金は、各事業費の確定により一般財源が減になったため財政調整基金の取り崩しが要らなくなりました。

10ページ、雑入121万6,000円の増額は、損害保険料、次世代自動車振興センター補助金、ペレット販売収入であります。村債は橋梁改修事業に伴う起債2,100万円の増額及び各事業費の確定により減額であります。

次に11ページ、歳出明細ですが、議会費350万9,000円の減額は、平成25年10月から平成26年3月までの間、議員報酬2.4%の減額分が主なものであります。

総務管理費675万5,000円の増額は、例規の改正等の増加によるシステム利用料195万円、パソコン40台の購入費350万円が主なものであります。

12ページ、徴税費は、派遣職員の共済組合負担金の戻し入れによる400万円の減額と7件の土地鑑定評価委託料84万円及び職権登記に係る費用305万円の増額が主なものであります。

戸籍住民基本台帳費はDV対応システムの導入費用46万8,000円の増額であります。

13ページ、スポーツ事業費は、スノーハープ改修事業費の確定に伴い1,070万7,000円の減額とソチオリンピック出場選手の応援費用48万6,000円の増額が主なものであります。

社会福祉費は、障害者居宅福祉事業補助金70万円、児童福祉給付金330万円、国庫補助金返還金80万円及び介護保険にかかわる北アルプス広域連合負担金397万8,000円の減額が主なものであります。

15ページ、保健衛生費は、子宮頸がん予防ワクチンの未購入により154万6,000円の減額が主なものであります。

16ページ、清掃費は、再資源化物の売却収入及びごみ手数料の増額などにより、白馬山麓環境施設組合負担金1,044万円の減額であります。

自然環境費は、電気自動車用急速充電器設置工事の入札差金150万円と実績による太陽光発電施設等設置補助金200万円の減額が主なものであります。



17ページ、農業振興費は、実績による経営体育成交付金710万5,000円の減額が主なものであり、農地費は奈良井有効利用整備事業費の確定に伴い4,588万2,000円の減額と用地取得単価引き上げにより130万円の増額及び地域用水環境整備事業費の確定に伴い1,467万4,000円の減額が主なものであります。

18ページ、地籍調査費318万円の減額は、国庫補助金の減額によるものであります。観光費135万7,000円の減額は、山小屋の修繕費とオリンピック記念館の閉館によるものであります。

19ページ、道路橋梁費は、塩カルの価格上昇により250万円の増額、橋梁の長寿命化事業の楠川橋、谷地原橋、赤沢1号橋の橋梁改修事業の防災安全交付金の追加内示により、工事費5,300万円及び補償費300万円を増額であります。

20ページ、都市計画費は、浄化センターの長寿命化計画策定業務と東部農業集排統合事業費の減額により、下水道事業特別会計繰出金1,000万円が減額となっております。

消防費は、地方債の財源充当による北アルプス広域連合負担金1,091万2,000円の減額が主なものであります。

21ページ、教育総務費270万8,000円の増額は、中学校1階2階扇風機設置工事と中学生徒用椅子及び学校給食用汁茶わんの購入であります。小学校費は、小学校の燃料費、光熱水費など維持管理費150万1,000円の増額と準要保護児童援助費39万9,000円の減額であります。

22ページ、中学校費は、学校施設の修繕費50万円の増額と準要保護児童援助費53万円の減額であります。社会教育費は、韓国横溪初等学校との交流が中止になったことによる78万円の減額が主なものであります。

23ページ、保健体育費92万6,000円の増額は、B&G体育館屋根及びバスケットゴールの修繕が主なものであります。

林道災害復旧費は国の補助率が引き上げられたことにより、地方債を減額してあります。

次に4ページ、地方債補正をご覧いただきたいと思っております。地方債の変更は、農業農村整備事業、地域活性化事業、観光レクリエーション施設整備事業、農地農林施設災害復旧事業は、事業の確定に伴い限度額の減額であり、道路新設改良事業は、国庫補助金の追加内示による限度額の増額であります。説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第23 議案第18号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算**

(第2号)

**議長(横田孝穂君)** 日程第23 議案第18号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民課長。

**住民課長(倉科宜秀君)** 議案第18号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

第1条をご覧ください。歳入歳出予算の総額に2,346万8,000円を追加し、予算の総額を12億7,587万4,000円とするものでございます。

補正の内容を説明しますので、5ページをお願いいたします。歳入です。1目繰越金が2,346万8,000円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。歳出の主なものを説明いたします。1款1項1目一般管理費は、電算化共同処理事業委託料の108万5,000円の追加で、現在、国保の事業報告システムで使用しているオペレーティングシステムのサポートが終了するため、最新のシステムに更新するものでございます。

10款2項1目療養給付費負担金等返納金は、2,225万3,000円の追加で、平成24年度に概算交付を受けた国庫負担金を精算した結果、超過交付となっていたため、その分の返納金を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

**議長(横田孝穂君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第19号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)

**議長(横田孝穂君)** 日程第24 議案第19号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長(太田今朝治君)** 議案第19号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,746万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,332万円とするものでございます。これは歳出における不用額の減額と、それに伴う歳入を減額するものでございます。

6ページの歳入明細をご覧ください。

2款使用料及び手数料1目下水道使用料現年分が508万円の減額、3款国庫支出金1目下水道費国庫補助金社会資本整備交付金が238万円の減額、4款繰入金一般会計繰入金が

1, 000万円の減額でございます。

7ページの歳出明細をご覧ください。1款下水道費1項総務費1目一般管理費長寿命化計画調査業務委託料が476万円の減額、2目施設管理費浄化センター修繕費が300万円の減額でございます。同じく、2項公共下水道建設費前納報奨金が2,000円の増額、統合事業の工事請負費が840万円の減額でございます。2款公債費2目利子が130万2,000円の減額でございます。

戻りまして、3ページ、第2表繰越明許費をご覧ください。昨年12月に交付金の追加交付で補正をいたしました浄化センター更新事業の耐震化診断調査委託料1,200万円を、翌年度、平成26年度に繰り越しをするものでございます。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第25 議案第20号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）**

**議長（横田孝穂君）** 日程第25 議案第20号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第20号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正のとおりで、予算の総額に増減はございません。

5ページの歳入明細をご覧ください。確定しております繰越金が82万3,000円の増額、使用料現年分の減額が見込まれるため、82万3,000円の減額でございます。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第26 議案第21号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）**

**議長（横田孝穂君）** 日程第26 議案第21号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第21号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）につきまして説明申し上げます。

これは3月決算期における精算でございます。予算第2条の収益的収入及び支出については、収入では1款水道事業収益2項営業外収益の雑収益が1万8,000円の減額、他会計補助金が95万6,000円の減額、支出では1款水道事業費用1項営業費用の漏水修理工事費が40万円の増額、固定資産減価償却費が600万円の減額でございます。

予算第3条の資本的収入及び支出ですが、収入では1款資本的収入1項負担金が100万円の減額、一般会計出資金が50万円の増額で、支出では1款資本的支出1項建設改良費1目排水設備工事請負費などが1,667万8,000円の減額、2目営業設備費で水道メーター費用が70万円の減額、2項企業債償還金が20万円の減額でございます。説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第21号までにつきましては、お手元に配付してあります平成26年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第21号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### △日程第27 議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算

**議長（横田孝穂君）** 日程第27 議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算を議題といたします。提案理由の説明は款ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。

私からは、歳入と議会、会計、監査、総務課所管の歳出につきまして、その概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

一般会計予算書の2ページをご覧ください。

平成26年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億600万円と定めるものであります。

9ページ地方債をご覧ください。交付税の不足を補うため、臨時財政特例債2億6,000万円、役場庁舎等耐震改修事業1,330万円、公用車購入事業1,350万円、安曇総合病院の

改築事業 900 万円、小水力発電施設整備事業 1,350 万円、奈良井農道整備事業 2,950 万円、奈良井公園整備事業 6,300 万円、スノーハープコースの多機能化及び駐車場拡幅事業 5,000 万円、親海湿原遊歩道改修事業 520 万円、オリンピック道路舗装修繕、楠川・谷地原・赤沢 1 号橋整備事業 4,850 万円、落倉水芭蕉通りほか 7 路線の道路改良 1 億 1,100 万円、小型動力ポンプ付積載車購入事業 550 万円、合計で 6 億 2,200 万円の借り入れを予定しております。起債の方法につきましては、証書借入または証券発行で利率は 3.5 以内であります。

次に 12 ページ、歳入明細をご覧ください。歳入の 27.5% を占める村税は 13 億 4,528 万 9,000 円で、村民税が 3 億 2,018 万 4,000 円、固定資産税が 9 億 1,115 万 1,000 円、軽自動車税が 2,297 万 4,000 円、村たばこ税が 6,300 万円、入湯税が 2,798 万円を見込んでおります。

14 ページ、地方譲与税は、昨年と同額の 7,100 万円であります。

15 ページ、地方消費税交付金は、地方消費税率の引き上げに伴い、1 億 7,062 万 5,000 円、自動車取得税交付金は昨年と同額の 1,500 万円を見込んでおります。

16 ページ、収入の 33.2% を占める地方交付税は、消費税率の引き上げ等による基準財政収入額の増収分を見込み 16 億 2,600 万円、負担金は 3,956 万 4,000 円、分担金は道路改良工事に対する分担金の廃止により、前年度と比較して 262 万 5,000 円減額になっております。

18 ページ、手数料は 513 万 6,000 円、使用料は 6,053 万 2,000 円であり、オリンピック記念館の閉館に伴い、入館料 50 万円が減額となっております。

19 ページ、国庫負担金は 1 億 5,155 万 9,000 円で、児童手当負担金が前年度と比較して 499 万 8,000 円減額になっております。

20 ページ、国庫補助金は 1 億 4,901 万 2,000 円で、社会保障税番号制度システム整備補助金 1,460 万円、役場庁舎多目的研修施設の耐震改修事業補助金 180 万円、臨時福祉給付金事業補助金 1,116 万円、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金 1,357 万円が前年度より増額となり、小水力等農業水利施設利活用支援事業助成金 800 万円が減額となっております。

21 ページ、国庫委託金は 2,131 万 3,000 円で、ナショナルトレーニングセンター委託金 1,840 万円が増額になっております。

県負担金は 9,783 万 6,000 円、県の補助金は 1 億 7,383 万 2,000 円で、オリンピック施設の起債償還が一部終了したことにより、510 万円余りの減額、山岳高原を生かした世界水準の観光づくり地補助金 5,000 万円、グリーンニューディール基金事業補助金 100 万円、安心こども基金事業補助金 390 万 3,000 円。23 ページ、農業基盤整備促進

事業補助金4,177万6,000円、24ページ、観光地トイレ整備推進事業補助金350万円が前年度と比較して増額になっております。

県委託金は6,737万2,000円で、長野県知事選挙事務委託金574万9,000円を計上してあります。

25ページ、財産収入は2,019万3,000円、26ページ、繰入金は1億1,778万円で、財政調整基金から6,300万円、ふるさと白馬村を応援する基金から678万円、義務教育施設整備基金から4,800万円の繰り入れを予定しております。

27ページ、繰越金は4,000万円で、諸収入は1億471万2,000円で、主なものは村税延滞金500万1,000円、商工振興資金預託金の回収金2,000万円、ごみ袋販売手数料875万3,000円、粗大ごみ処理手数料725万4,000円、消防団員退職報償金400万円。

29ページ、滞納処分費771万円、県市町村振興協会市町村交付金500万円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金400万円、介護保険地域支援事業預託金2,484万2,000円です。

30ページ、村債は6億2,200万円で、内容につきましては先ほど地方債で説明したとおりであります。

次に32ページ、歳出であります。議会費7,692万7,000円は、議員12名の報酬手当等、職員2名及び臨時職員1名分の人件費が主なものであります。

33ページ、一般管理費2億1,194万3,000円は、特別職2名、総務課及び会計室職員12名、臨時職員2名分の人件費が主なものであります。

飛びまして36ページ、財産管理費7,027万3,000円は役場庁舎等の維持管理経費で、主なものは庁舎管理賃金478万6,000円、燃料費633万8,000円、光熱水費628万2,000円、建物災害共済保険料516万2,000円、庁舎保守管理委託料326万4,000円、役場庁舎等耐震改修実施設計委託料1,836万円、神城駅乗車券販売業務委託料300万円、公用車1台、村長車1台及びマイクロバス1台の購入費1,508万2,000円です。

37ページ、交通安全対策費48万円は交通安全協会への補助金であり、防犯対策費40万円は防犯協会への補助金です。

姉妹都市提携費563万6,000円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との姉妹提携交流経費であり、平成26年度太地町姉妹都市提携30周年を迎えることから、記念行事経費として240万円を前年度より増額してあります。

企画費4,512万9,000円の主なものは、北アルプス広域経常費負担金991万9,000円、いこいの杜賃貸料750万円、地域づくり事業補助金500万円、ユーテレの番

組制作委託料388万8,000円、電柱添架料693万9,000円、第5次総合計画策定業務委託料263万1,000円であります。

39ページ、会計管理費320万6,000円は、口座振替手数料131万6,000円、大北農協役場出張所負担金80万円が主なものであります。

40ページ、電算業務費4,768万8,000円の主なものは、電算総合行政システム業務委託料1,149万6,000円、社会保障税番号制度システム改修委託料2,200万円、システム共同化負担金1,109万7,000円であります。

環境保全費8万2,000円は、環境審議会委員報酬及び費用弁償であり、環境政策費426万5,000円はEV高速充電器の保守管理経費、太陽光パネル設置に伴う実施設計及び太陽光発電施設等設置補助金であります。

44ページ、選挙管理委員会費34万6,000円は、選挙管理委員の報酬、研修旅費及び郡選管への負担金等であります。

45ページ、明正選挙推進費11万7,000円は明正選挙推進委員の報酬であり、農業委員会委員選挙費26万3,000円は農業委員会委員の選挙経費であります。村長選挙費594万円は7月13日執行の村長選挙経費であり、46ページ、長野県知事選挙費575万9,000円は8月上旬執行予定の県知事選挙経費であります。

47ページ、統計調査総務費235万円は、国勢調査、経済センサス、農林業センサス等の経費であります。

48ページ、監査委員費61万7,000円は、監査委員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金等であります。

次に、飛びまして92ページ、非常備消防費2,528万3,000円の主なものは、消防団員等の報酬、出勤賃金、公務災害補償掛金、退職報償金等であります。

93ページ、広域常備消防費1億4,032万7,000円は、北アルプス広域連合への負担金が主なものであり、消防施設費1,241万3,000円の主なものは、4基の消火栓設置費、小型動力ポンプ付積載車1台の購入費、消火栓管理負担金であります。

94ページ、消防費599万円の主なものは、防災行政無線維持管理、6避難所の案内看板の設置、非常食の購入、衛星携帯電話料が主なものであります。

次に111ページをご覧ください。公債費5億8,563万9,000円は、長期債償還元金利子及び一時借入金利子であります。諸支出金370万2,000円は、財政調整基金、減債基金利子に基づく積立金と、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金及び地域情報化施設基金への積立金であります。

114ページから121ページまでの給与費明細書、122ページ、123ページは債務負担行為に関する調書であり、ご覧をいただくことで説明は省略させていただきます。



124ページは地方債に関する調書で、平成26年度末現在高は55億815万8,000円となる見込みであります。以上で、私からの説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** それでは、ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** 税務課関係についてご説明いたします。

予算書の41ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございますが、予算額6,616万9,000円で職員9名分の人件費が主なものでございます。

続いて42ページをお願いいたします。2目賦課徴収費でございますが、5,737万9,000円で前年度より2,665万7,000円の増でございます。賦課徴収事業の主なものは臨時職員賃金が309万7,000円で、長期1名、短期2名分でございます。賦課収納業務電算委託料が999万3,000円です。

地番図等作成委託料が2,300万円を新規で計上しております。これは固定資産の評価を適正かつ効率的に行うため、システム改修を導入し、電子化された地番図を作成するものでございます。

振興公社補助金344万8,000円、これは公社準職員人件費分で、当初予算では新規に計上するものでございます。

債権回収事業ですが、43ページをお願いいたします。主なものは、公売手数料が120万円、捜索・公売関係委託料が441万円で、公売のための不動産鑑定委託料が主なものでございます。長野県滞納整理機構負担金は364万8,000円でございます。税務関係は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 次に、倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** それでは、住民課関係について説明いたします。

43ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は2,214万1,000円で、戸籍住民基本台帳印鑑登録にかかわる費用です。職員の人件費と電算の委託料が主な支出となっております。1,100万2,000円の減額は、職員1名の減員と国が進めている戸籍副本管理システム構築事業が終了したことが主な理由でございます。

民生費の説明をいたしますので、少し飛んで59ページをお願いします。3款1項6目住民総務費は2億1,563万8,000円で、国民健康保険や後期高齢者医療等に関する費用でございます。1,161万円の増は、職員1名の増員、それと60ページにあります後期高齢者医療にかかわる費用の増が主な理由です。

住民国保事業は、国保会計の繰出金で1億422万1,000円、後期高齢者医療事業は



9, 571万3, 000円です。7目福祉医療費は4, 795万4, 000円で、医療費自己負担分の軽減にかかわる費用となっています。18歳到達時までの乳幼児医療給付費2, 107万7, 000円、重度心身障害者医療給付費2, 153万3, 000円が主な支出となっています。

少し飛びますが、66ページをお願いします。4款1項1目環境衛生費は4, 979万4, 000円で、職員の人件費、雑排水汚泥の収集及び処理、68ページにあります狂犬病の予防、公衆トイレの維持管理等に関する費用でございます。

なお、北アルプス広域連合負担金は火葬場の運営費ということでございます。

また飛びますが、71ページをお願いします。2項1目塵芥処理費は2億2, 314万1, 000円で、ごみ処理に要する費用でございます。消耗品費は指定ごみ袋の作成費用、塵芥処理委託料は地区集積場からの収集運搬や粗大ごみの処理に要する費用、広域連合の負担金はごみ処理広域化に伴うものです。

72ページをお願いします。ごみ集積場設置補助金は本年度の実績に合わせ400万円、2目し尿処理費はクリーンコスモの維持管理の負担金でございます。以上で住民課の説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 次に、太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 白馬村一般会計予算の上下水道課関係につきまして説明をいたします。

それでは、予算書の69ページをお開きください。1目環境衛生費の説明欄の一番下にあります合併処理浄化槽整備事業補助金です。下水道排水区域外で設置をされる合併浄化槽に対する補助金1, 762万3, 000円でございます。補助件数は36件を見込んでおります。上下水道課関係では、この事業のみでございます。

**議長（横田孝穂君）** 次に、吉田健康福祉課長。

**健康福祉課長（吉田久夫君）** それでは、健康福祉課関係につきましてご説明をいたします。

最初に民生費のご説明をいたしますので、52ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は7, 049万6, 000円で、職員の人件費、福祉員の報酬、民生児童委員への活動委託料、53ページ、社会福祉協議会への補助金2, 444万2, 000円が主な支出でございます。前年度比688万6, 000円の減額は、職員1名減員に伴う減でございます。

2目老人福祉費は5, 544万2, 000円でございます。説明欄をご覧ください。老人福祉事業では独居や高齢者のみ世帯等を対象といたしました特別豪雪地帯住宅除雪支援員派遣賃金、養護老人ホームへの入所費であります老人福祉施設措置費2, 735万1, 000円が主な支出でございます。

次の介護予防・地域支え合い事業につきましては、高齢者の生活支援に関する費用でございま

す。

54ページをお開きください。デイサービスセンター岳の湯の運営に関する指定管理料として300万円、配食サービスの委託料、緊急通報装置の使用料が主な支出でございます。

次の乗合タクシー運行事業は、55ページの運行委託料1,037万1,000円が主な支出となっております。同じく、55ページの3目障害者福祉費は1億854万4,000円で、障がい者の自立した生活を支える各種の給付と、地域生活を支えるサービス等の費用でございます。

説明欄、心身障害者福祉事業を説明いたしますので、次の56ページをお開きください。自立支援給付費8,664万2,000円は、ケアホーム等の施設入所やリハビリなどの訓練にかかる費用が主な支出となっております。

次に、地域生活支援事業ですが、スクラムネットへの委託料、次のページでございます障害者自立支援センター運営負担金と日常生活用具給付費が主な支出となっております。4目社会福祉施設費は2,959万8,000円でございます。前年度比4,871万5,000円の減額はデイサービスセンターの改修事業が終了したことに伴う減でございます。説明欄、保健福祉ふれあいセンター維持管理事業は光熱水費が主な支出でございます。

58ページをお開きください。社会福祉施設事業では、大北地域で整備された福祉施設に対する北アルプス広域連合などへの負担金が主な支出となっております。これは特別養護老人ホーム建設に対する補助金、養護老人ホーム鹿島荘への整備や運営費用として支出するものでございます。5目介護保険費は、前年度より977万4,000円増額の1億7,836万7,000円を計上いたしました。

説明欄、介護保健事業1億4,805万6,000円は主に北アルプス広域連合への負担金で、介護給付にかかわる費用でございます。

地域包括支援センター・地域支援事業は、北アルプス広域連合からの委託により介護予防事業などを実施する費用で、職員の人件費及び社会福祉協議会からの派遣職員人件費、59ページ中ほどの地域介護予防事業委託料及び予防給付ケアマネジメント委託料が主なものでございます。

少し飛びますが、61ページをお開きください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は609万9,000円で、放課後児童クラブの指導員の賃金が主なものでございます。

62ページをお開きください。2目子育て支援費は1億5,937万6,000円で、説明欄、子育て支援事業として児童手当の支給に関する1億4,165万円と消費税率引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るための子育て世帯臨時特例給付金1,300万円の支給が主な支出でございます。そして、平成26年度からの取り組みといたしまして、子育て相談支援事業としての390万2,000円は、相談支援にかかわる人件費などを計上してございます。

63ページをご覧ください。3目保育所費は1億5,779万6,000円で、しろうま保育

園と子育て支援ルームの運営費用でございます。説明欄、しろうま保育園運営事業は職員の人件費が主な支出となっております。

飛びまして、65ページをお開きください。説明欄、子育て支援ルーム運営事業は、休日保育、一時保育のサービスにかかる費用で、こちらも人件費が主な支出でございます。

少し飛びまして、67ページをお開きください。4項臨時福祉給付金費1目臨時福祉給付金費1,117万円です。これは先ほど子育て支援費でご説明をいたしました子育て世帯臨時特例給付金と関連をしており、消費税率引き上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うため暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金800万円の支給が主な支出となっております。

飛びまして、69ページをお開きください。次に衛生費のご説明をいたします。4款衛生費1項保健衛生費2目保健予防費は6,161万7,000円を計上いたしました。職員人件費1名減員に伴い、前年度より468万2,000円の減額となっております。説明欄、保健予防事業は4種混合、高齢者のインフルエンザ、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌などの医薬材料費、各種のがんや妊婦基本健診などの検診に伴う支出が主なものでございます。

70ページをお開きください。がん検診推進事業は、女性特有のがんと大腸がん検診を行うための支出でございます。3目医療対策費は2,141万9,000円を計上してございます。説明欄の医療対策事業、北アルプス広域連合負担金は、病院群輪番制や平日夜間救急医療などにかかる負担金、及び71ページの1行目、安曇総合病院の改築に伴う白馬村負担分として1,200万円を計上してございます。また、スキー傷害診療事業は、白馬村索道事業者協議会と協力して行っている事業で、負担金として200万円を計上してございます。以上で健康福祉課関係の説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 次に、横山農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** それでは、農政課関係について説明を申し上げます。

72ページ、お願いいたします。72ページの下段のほうであります。5款農林業費1項農業費1目農業委員会費は1,170万円で、職員人件費、農業委員14名の報酬、農家台帳システムに係る電算委託料が主な支出でございます。

73ページ、2目農業総務費は3,468万5,000円で、職員5名の人件費と農政課使用公用車に係る支出でございます。

74ページをお願いいたします。農業振興費は3,724万5,000円であります。説明欄をご覧ください。農業振興事業では担い手農家、認定農業者の支援策である経営体育成交付金1,145万7,000円、白馬村農業再生協議会への直接支払推進事業費補助205万3,000円、農産物処理加工施設の床修繕費が主な支出となっております。

75ページをお願いいたします。農業振興事業以外では、カドミウム含有米対策区域内におけ

る水稻のカドミウム濃度調査を主な内容とする白馬産米調査事業74万3,000円、村の重点作物の産地化を推進する産地づくり対策事業221万5,000円、農業生産条件が不利な6地域へ交付している中山間地域等直接支払事業675万7,000円、25年度から開始いたしました特産品開発に取り組む団体支援を主な内容とする特産品開発事業295万3,000円を計上しております。

76ページをお願いいたします。引き続き農業振興費に計上された事業でございますが、地域の中心となる経営体への農地集積を推進するため、協力する方への交付金、農地集積協力金交付事業に240万8,000円、25年度、26年度、2カ年事業として、県の緊急雇用創出事業を活用した耕作放棄地対策事業に400万円、新規就農者への支援事業である青年就農交付金事業に150万円計上しております。

次に、4目農地費は1億8,288万5,000円でございます。説明欄をご覧ください。26年度完了を予定しております、奈良井地区の有効利用整備事業は7,199万8,000円で、造成等工事請負費7,000万円が主な支出でございます。

76ページ最後の行、多面的機能支払交付金事業274万6,000円でございますが、これは従来の農地水保管理支払交付金の新制度に移行したもので、予算編成時はまだ制度の概要が十分明らかでなく、とりあえずの概算で計上をしております。

77ページの説明欄をお願い申し上げます。地域用水環境整備事業1,503万7,000円、これは平川左岸で工事中の県営小水力発電事業への26年度分事業負担金でございます。

次の村単土地改良事業1,803万5,000円は、水路、汐、取水口等、農業施設に係る重機使用料、修繕工事、原材料のほか、過去の土地改良事業に係る償還助成、農業集落排水事業会計への繰出金が主な支出でございます。

78ページをお開きください。農業基盤整備促進事業7,460万円は、国の同事業補助金を活用し、3カ所用水路等の基盤整備を行うもので、奈良井地域の農作業道整備として5,000万円余りの予算も、この事業に含まれております。

次に2項林業費について説明いたします。79ページから80ページにかけてご覧ください。

1目林業振興費1,800万8,000円は、林道の維持管理に係る工事費200万円、60ヘクタールの間伐に対するかさ上げ補助184万円余り、6ヘクタールの緩衝帯整備を行う事業主体に対し、森林整備事業補助として95万円、森林整備の推進を通じ森林の持つ多面的機能発揮を図るため、森林経営計画作成、施業集約化促進への地域活動支援交付金100万円。鳥獣被害対策として、実施隊員報酬、捕獲のための備品購入、電気柵設置補助に、さらに26年度大北猟友会が事業主体で大町市に整備するライフル射場整備負担金286万円などを合わせ、全体で鳥獣被害対策として741万6,000円。ナラ枯れに伴う伐倒薫蒸処理薬剤の購入183万円、林道にかかる橋梁5カ所の点検委託料80万円が主なものでございます。

81ページをお願いいたします。3項1目地籍調査事業費2,775万9,000円は、担当職員人件費のほか、継続区域であります北城18区0.15平方キロメートルと新規に北城19区、八方の一部とJR白馬駅東側の区域0.15平方キロメートルに係る地籍調査費であります。農政課関係は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 次に、篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** それでは、82ページをお開きをいただきたいと思います。観光関係についてのご説明をいたします。まず、6款1項1目の観光総務費からでございます。説明欄の事業ごとに概略の説明とさせていただきます。

まず、観光総務事業につきましては、前年比で1,200万ほどの増額となっております。一般職の人件費につきましては、観光局派遣を含む4名分、加えて臨時職員1名分を雇用してございます。それから次の県の観光協会事業510万円でございますけれども、前年に比べて400万ほど減額となっておりますけれども、平成24年度に実施をいたしました記載のとおりそれぞれの山岳関係の整備事業の償還金の部分であり、前年度で天狗山荘の償還が終わったものによつての減額が主な理由でございます。

それから、2目の観光施設整備費でございますけれども、前年に比べて1,500万ほどの増額となっております。説明欄で、平地観光施設管理事業1,440万円とございますけれども、前年に比べて、ここでは約1,000万円ほどの増額となっております。主な内容といたしまして、施設管理委託料278万円につきましては、主は白馬駅前観光案内業務の委託を見込んでいるものでございます。

それから、次のページ、83ページに移りまして、設計監理委託料及び工事請負費でそれぞれ30万、720万を掲載してございますが、これは昨年以來実施をしております親海湿原の木道の擬木化の改修工事を実施をするものであり、総延長としまして約50メートルの規模での予算化を見込んでおります。また、戻りますけれども、駅前休憩所運營業務委託料については当初、昨年の夏からお願いしております無料休憩所の委託ということで、1年分の委託経費を見込んだものでございます。

次に、山岳観光施設維持管理補修事業につきましては、例年に比べ、約1,400万の増額となっております。修繕費の550万の主なものとしましては、村営頂上宿舎の防火戸の修繕、八方池山荘の地下タンク高精度液面計の修繕を予定をしているものでございます。また、設計調査業務委託料を200万ほど計上しておりますし、それから、その下の工事請負費699万9,000円につきましては、主な内容としましては、まず今年度から山小屋の改修工事を実施をするための調査業務費として約200万ほどを計上し、それから工事関係につきましては、猿倉から御殿場に通じます運搬道路の路肩の補修ということで工事を行いたいというものでございます。

なお、ここで減額になっております項目としましては、オリンピック記念館に係るをいたしません維持管理事業約860万円が、この項目からは減額となっております。

次に、84ページに移ります。3目の観光宣伝振興費でございます。約400万の増額となっておりますけれども、まず1事業目の21観光戦略事業につきましては、観光局の負担金のほかに新たに、今回は地域経営計画を策定をすることに伴い、委員報酬あるいは業務委託料としての経費を見込んでいます。海外観光客受皿整備事業につきましては、ナイトシャトルバスの運行費用を見込んでおります。

ゆるきゃら活用事業は、新たな事業として予算立てをいたしました。委託の関係の主な内容としましては、ゆるキャラを活用してのPRということで、ホームページの管理運営の充実を図る費用、加えてヴィクトワール・シュヴァルブランの名称について商標登録をしてまいる費用として、この委託料に見込んでいます。

85ページにいきまして、道の駅の関係につきましては、ほぼ前年どおりの金額での計上であり、続いて、遭対協の事業につきましても、ほぼ前年どおりの予算計上であり、主はそれぞれの団体への負担金、あるいは補導員の賃金が主な内容でございます。

86ページをお開きをいただきたいと思います。2項商工費1項商工振興費でございます。まず、説明欄の商工振興事業の3、300万余りは、対前年比で100万ほど減額となっておりますけれども、新たな事業といたしまして、小規模事業者に対する経営改善の資金に対する利子補給を制度化してまいりたいというふうを考えており、当初予算でその補助金額50万円を計上いたしました。大きく、この目は2、000万円ほどの減額となっておりますけれども、その理由につきましては、昨年まで実施をしておりました住宅リフォーム補助事業2、008万円が去年に比べての減額というのが、主な減額の理由でございます。観光関係の説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 次に、山岸建設課長。

**建設課長（山岸茂幸君）** それでは、建設課関係につきましてご説明を申し上げます。

予算書の86ページ、観光課の続きになります。7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、職員の人件費が主なものでございます。

87ページに移ります。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費は、道路台帳の補正委託料184万円が主な支出でございます。2目道路維持費、説明欄をご覧いただきたいと思いますが、道路維持補修事業につきましては、88ページからになります。88ページをおめぐりください。この事業につきましては、村道の維持管理に要する費用でございます。光熱水費275万2,000円は道路照明の電気料、村道維持補修工事950万円は村道及び道路附帯側溝などの補修費でございます。原材料費650万円は、各行政区で行っております共同作業に必要な資材の購入費用などでございます。

次に、除雪事業でございますが、光熱水費739万5,000円は、無散水消雪施設3カ所の



電気料、除雪委託料1億6,200万円は、村道除雪の民間事業者への委託料でございます。

続いて89ページをご覧いただきたいと思います。機材借上料313万8,000円は、定置式の凍結防止剤散布機6機分のリース料、原材料費580万円は凍結防止剤の購入費用でございます。

3目道路新設改良費の説明欄の村道改良国庫補助事業につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく4橋梁及び村道0105号線の舗装修繕工事に要する費用として工事請負費に1億300万円を計上しております。前後いたしますが、実施設計等委託料2,801万円は橋梁修繕のための調査費が主なものでございます。道路改良起債事業は、八方口、落倉などの継続路線及び広域ごみ処理施設に係る地域振興策として提示をいただきました、八方の道路新設に要する費用などを計上しております。

90ページをお願いいたします。村道改良単独事業は、道路用地の未登記解消を促進するための費用といたしまして、測量設計委託料に227万4,000円を計上しております。4目交通安全施設整備費200万円は、ガードレール、センターラインなどの交通安全施設を整備するための工事費でございます。

次に、3項河川費1目河川総務費、説明欄の河川総務事業につきましては、工事請負費50万円でございますが、継続事業として実施を考えております小姫川の修繕工事負担金補助及び交付金につきましては、砂防事業に関係する負担金が主なものでございます。

続いて91ページをご覧いただきたいと思います。4項都市計画費1目都市計画総務費は、都市計画審議会を開催した場合に要する費用が主なものでございます。2目都市公園費は、平成19年4月に開園いたしました大出公園及びかっぱの館の維持管理に要する費用で、修繕費223万4,000円は公園内にございます古徑庵の屋根の修繕費用などでございます。

1目飛ばさせていただきます、5項住宅費1目住宅管理費につきましては、村営住宅13戸の維持管理に要する費用でございます。

92ページをご覧いただきたいと思います。説明欄の上から2行目になりますけれども、ストック総合活用計画作成委託料43万円につきましては、国からの交付金を活用し、村営住宅の長寿命化計画を策定するための費用でございます。建設課関係の説明は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 次に、松澤教育課長兼スポーツ課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** それでは、教育課、スポーツ課関係についてご説明をさせていただきます。

48ページをお開きをいただきたいと思います。2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は、職員3名分の人件費でございます。これにつきましては1名分の増を見込んでおります。

49ページをご覧ください。2目施設管理費2億1,398万5,000円は、スノーハープ

とジャンプ台の維持管理費でございます。

スノーハープ維持管理事業費は1億1,899万7,000円で、平成25年度はメイン会場排水設備改修と東側ののり面対策、蛍水路改修を行いました。平成26年度は県の山岳高原を活かした世界水準の観光地づくり補助金5,000万円と辺地対策事業債、観光レクリエーション施設4,000万円を利用し、多目的コース設置工事並びに上段駐車場拡張工事と工事設計費などに約1億円を計上してございます。これらを実施することにより、ナショナルトレーニングセンター事業との連携やスポーツを通じた合宿誘致等につなげる集客増加と健康をテーマとした滞在型のプログラムなどの商品開発につなげ、さらに、村民の健康増進地として利用してまいりたいと考えております。

ジャンプ競技場維持管理費は9,498万8,000円で、県の管理委託金4,190万円とジャンプ台リフト利用料3,100万円を利用し、通常の施設維持管理とオリンピック記念館閉鎖に伴い展示品をタワー内部にレイアウトして、より多くの人に楽しんでいただくために施設改修工事1,200万円を計上してございます。

50ページをご覧ください。3目スポーツ事業振興費3,965万7,000円は、全国小学生マウンテンバイク大会に400万円、スキー選手育成のために1,000万円の補助をいたします。また新たに白馬高校生支援補助金として、新年度より120万円補助してまいります。さらに、新年度はジャンプ・コンバインド競技の全日本スキー選手権とアルペンFISジャパンシリーズ等の大会負担金に1,590万円を計上してございます。

51ページをご覧ください。4目ナショナルトレーニングセンター費1,840万円ですが、昨年9月2日に指定を受けておりますけれども、半年間ということの実施ではございましたけれども、年度当初になかったもので1,840万円の増となります。

なお、国からの指示がまだまいりませんので、同額を見込んで計上してございます。国の委託金を利用し、選手強化につながる備品や施設利用に関する使用料等を見込んでおります。ソチオリンピックにて銀メダルをもたらした渡部暁斗選手を初め、さらなる強化につながるトレーニングができる環境を整備してまいります。

少し飛びますが、95ページをお開きください。9款教育費1目教育委員会費181万円は、教育委員4名の報酬等でございます。2目事務局費1億537万円は、教育長と職員3名の人件費と、本年度より新たに取り組む学校教育相談員にかかわる賃金341万円を計上してございます。学校の指導や健康福祉課とも協力して、複雑多岐にわたる児童・生徒の教育相談に力を入れてまいります。

96ページをご覧ください。幼稚園奨励費補助金42名分と学校環境整備事業でございます。平成24年より3カ年実施しております学校環境整備事業は最終年度で、義務教育施設整備基金より4,800万円を繰り入れ、南小外壁ベランダ補修塗装工事619万9,000円、北小北



校舎1階床張りかえ工事1,003万3,000円、中学校屋根改修工事1,760万4,000円となっております。

97ページをご覧ください。2項小学校費1目学校管理費として2,405万2,000円。

98ページをご覧ください。2目教育振興費として4,396万4,000円を計上しております。前年度からの伸びは特別支援に伴います学校講師2名分の増で、特別支援と学校教育を充実してまいりたいと思っております。

101ページをご覧ください。3項中学校費1目学校管理費として986万4,000円。

102ページをご覧ください。2目教育振興費2,873万9,000円でございます。いずれも前年並みでございます。

103ページをご覧ください。4項社会教育費1目社会教育総務費として1,521万5,000円は社会教育委員5名と職員2名の人件費で、104ページをご覧ください、ウイング21自主公演委託料170万円が主なものでございます。2目公民館費として252万6,000円は、分館長、各種講師謝礼が主なものでございます。

105ページをご覧ください。3目図書館費として1,188万6,000円は、司書3名の人件費、事務OA機器借上料と図書購入費として124万7,000円でございます。4目文化財保護費1,931万3,000円は文化財審議委員報酬と、106ページをご覧ください、伝統的建造物群保存地区青鬼の山本氏の母屋改修1年目と郷津氏のトタン屋根修復、山本氏の棚田石垣修理補助が主なものでございます。

107ページをご覧ください。5項保健体育費1目保健体育総務費として1,060万7,000円は、スポーツ推進委員9名の報酬と職員1名の人件費、スポーツ祭、少年スポーツ祭、スポーツ教室の補助並びにスポーツ少年団助成と体育協会の補助が主なものでございます。

2目体育施設費4,605万6,000円は、プールの維持管理事業に伴う賃金308万3,000円と、108ページをご覧ください、グリーンスポーツ内の準和式トイレの改修に伴い、県の観光地トイレ整備推進事業補助金を導入した工事費750万円と、ウイング21維持管理事業2,459万6,000円でございます。ウイング21の内訳としましては、施設管理賃金6名分637万1,000円と光熱水費等、109ページをご覧ください、空調、エレベーター、音響、映像、照明機器点検委託等管理委託料597万4,000円でございます。

3目学校給食費4,230万3,000円は前年並みで、南小学校の給食事業1,354万8,000円は給食調理員3名と代替臨時職員に801万6,000円、栄養士1名の人件費と通常管理費でございます。

110ページをご覧ください。共同調理場給食事業でございますが、2,875万5,000円で給食調理員7名と代替調理員1名の賃金1,694万3,000円と通常管理費でございます。以上で教育課とスポーツ課の説明を終わらせていただきます。

議長（横田孝穂君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も課ごとに行います。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、住民課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、上下水道課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、健康福祉課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、農政課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、観光課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、建設課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

次に、教育課とスポーツ課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第23号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

**議長（横田孝穂君）** 日程第28 議案第23号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** 議案第23号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明をいたします。

特別会計予算書の4ページをお開きください。

第1条をご覧ください。予算の総額は歳入歳出それぞれ12億3,788万円で、25年度予算と比べ1,350万5,000円の減額となります。これは近年の医療費の動向を見て、保険給付費を2,700万円ほど低く見積もったことが要因であります。

第2条の一時借入金の限度額は5,000万円と決めました。予算の内容を説明しますので、11ページの歳入明細をお願いします。歳入です。1款1項国民健康保険税は、前年度より1,390万円減額の2億7,212万円といたしました。これは国保会計の収支バランスの不均衡の解消を行うため、後期支援分と介護保険分の国保税を引き下げることになりましたが、保険者が都道府県となる平成28年度まで基金から4,000万円の繰り入れを行うことにより、医療分の国保税率が引き下げられるためでございます。

12ページをお願いします。2款1項国庫負担金は2億3,189万3,000円で、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金などに対する負担金でございます。2項国庫補助金は7,464万4,000円で、市町村間の財政力の不均衡を調整するため交付される調整交付金でございます。

13ページをお願いします。3款1項療養給付費等交付金は6,133万2,000円で、健康保険組合などの医療保険者から交付される退職被保険者にかかわる保険給付費分でございます。

4款1項前期高齢者交付金は2億4,311万4,000円で、保険者間に生じている前期高齢者にかかわる医療費の不均衡を調整するものです。

5款1項共同事業交付金は3,993万円で、高額医療費の影響を緩和するためのものです。

14ページをお開きください。2項保険財政共同安定化事業交付金は1億208万7,000円で、市町村国保間の保険税の平準化及び財政の安定化を図るため交付されるものです。7款1項一般会計繰入金は1億422万1,000円で、低所得者の国保税軽減分、財政の健全化、人件費、事務費等にかかわるものでございます。

15ページをお願いします。2項基金繰入金は4,200万円で、医療分の国保税を軽減するために4,000万円、特定健診の自己負担を無料化するために200万円をそれぞれ繰り入れます。

17ページをお開きください。10款1項県負担金は1,146万5,000円で、高額医療費共同事業と特定健康診査等に対するものでございます。2項県補助金は6,114万

4, 000円で調整交付金です。

18ページをお開きください。歳出について説明いたします。1款1項1目一般管理費は2,002万5,000円で、職員の人件費にかかわるものが主な支出でございます。

19ページをご覧ください。2項1目賦課徴税費は150万1,000円で、電算の委託料が主な支出です。

2款1項1目一般被保険者6億1,000万円、21ページお願いします、2目退職被保険者療養給付費は5,000万円で、いずれも過去の医療費の動向等を見て計上をいたしました。

3目一般被保険者療養費は850万円、22ページをお開きください、5目審査支払手数料は227万5,000円で、レセプトの審査の手数料です。

2項高額療養費です。1目一般被保険者分で7,300万円、23ページの2目退職被保険者分で800万円を計上いたしました。

24ページをお開きください。4項1目出産育児一時金は1,050万6,000円で25件を見込んでいます。6項1目精神給付金は109万2,000円です。

25ページをご覧ください。4款1項1目後期高齢者支援金は1億8,546万円で、後期高齢者医療の給付費用として医療保険者が負担する金銭でございます。

27ページをお開きください。6款1項介護納付金は8,964万5,000円で、40歳から64歳までの方の介護保険料分となります。

28ページをお開きください。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は3,866万3,000円、2項保険財政共同安定化事業拠出金は1億1,343万1,000円、29ページをお願いします、

8款1項特定健康診査等事業は1,410万1,000円で、特定健診の委託料が主なものです。2項1目疾病予防費は290万円で人間ドック受診に対する補助金が主なものです。

30ページをお開きください。10款1項償還金及び還付加算金は220万円で、国民健康保険税の還付金となります。

31ページをご覧ください。2項国庫支出金等返納金は200万円で、療養給付費負担金の返納金となっております。平成25年度に概算交付を受けている負担金等を精算した結果、超過交付があった場合のものでございます。

32ページ以降につきましては給与費明細書でございますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第29 議案第24号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算**

**議長（横田孝穂君）** 日程第29 議案第24号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** 議案第24号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

特別会計予算書の38ページをお開きください。

第1条をご覧ください。予算の総額は歳入歳出それぞれ7,510万円で、25年度予算額と比べ690万円の増額となります。

第2条の一時借入金の限度額は1,000万円と決めました。

歳入から説明をしますので、43ページをお開きください。歳入明細です。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は5,338万7,000円で、医療費などの増加により保険料が引き上げとなったことから、25年度と比べ499万円の増額となりました。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は2,044万7,000円で、保険料の軽減分としての繰り入れでございます。

45ページをお開きください。歳出について説明をいたします。

1款1項1目徴収費は96万9,000円で、納付書等の消耗品や電算委託料など徴収にかかわる費用でございます。

2款1項広域連合負担金は7,384万4,000円で、白馬村が徴収した保険料に保険基盤安定繰入金を加え、広域連合へ支出するものでございます。以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第30 議案第25号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計予算**

**議長（横田孝穂君）** 日程第30 議案第25号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第25号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計予算について説明をいたします。

予算書の48ページをお開きください。下水道事業特別会計予算は第1条にありますとおり、予算総額6億6,757万6,000円で、25年度当初予算額に比べ2,986万6,000円の増額となります。第3条の一時借入金の限度額は3億円と決めました。

51ページをお開きください。第2表の地方債です。金利3.5%以内として1億2,650万円を限度額としております。

歳入歳出明細により、予算の概要を説明いたしますので、54ページをお開きください。

歳入から説明をします。1項の分担金は20万円、2項負担金は225万4,000円を見込みました。2款使用料及び手数料は東部地区の使用料と消費税増額分を見込み1億9,020万8,000円を、3款国庫支出金は東部農業集排統合事業の工事費と浄化センターの長寿命化実施設計委託料に対する社会資本整備総交付金を1,700万円見込みました。

次のページをご覧ください。4款一般会計繰入金は3億1,900万円を、6款諸収入は起債償還に対する東部地区負担金が主で253万9,000円、7款村債は統合事業と浄化センター更新事業における公共下水道事業債が1,650万円と歳入の不足を補うための資本費平準化債1億1,000万円を予定しております。

歳出の説明をしますので、56ページをお開きください。1款下水道費1目一般管理費は1,082万9,000円の増額となっております。人件費の増額が主なものでございます。

次の57ページの2目施設管理費につきましては、浄化センター及び下水道管の維持管理に係る費用でございます。主な支出は、電気料、各種機械等の修繕費、委託料で、委託料につきましては、運転管理、汚泥処理、水質検査、マンホールポンプ等に係る委託料でございます。

58ページをお開きください。2項下水道建設費1目公共下水道建設費は990万1,000円の減額です。これは東部農業集落排水統合事業の減額のためでございます。このほかは公共ますの設置工事費200万円、共同排水設備設置等補助金250万円が主な支出です。

59ページをご覧ください。2款公債費1目元金は3億8,632万9,000円、2目利子は1億1,826万8,000円をそれぞれ見込みました。26年度末の地方債残高は65ページにありますとおり、54億1,430万5,000円となります。

61ページ以降は給与費明細書等でございますので、説明を省略いたします。以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第31 議案第26号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

**議長（横田孝穂君）** 日程第31 議案第26号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第26号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計予

算について説明をいたします。

予算書の68ページをお開きください。26年度の予算は第1条にありますとおり、予算総額527万6,000円で25年度と比べ、東部地区が公共下水道に統合されたことにより、大きく減額となります。一時借入金第2条にありますとおり、限度額を500万円といたしました。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたしますので、73ページをお開きください。

歳入から説明いたします。1款使用料及び手数料は81万2,000円を、2款一般会計繰入金は440万2,000円をそれぞれ見込みました。諸収入の雑入は野平地区からの償還金に対する地元負担金が主なものでございます。

74ページをお開きください。歳出を説明いたします。2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼働に関する支出で259万4,000円、処理場運転管理委託料93万2,000円が主な支出となっています。

75ページをご覧ください。2款公債費1目元金は219万円、2目利子は42万1,000円を見込みました。

76ページをお開きください。26年度末の地方債残高は2,303万1,000円となります。以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第32 議案第27号 平成26年度白馬村水道事業会計予算

**議長（横田孝穂君）** 日程第32 議案第27号 平成26年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田上下水道課長。

**上下水道課長（太田今朝治君）** 議案第27号 平成26年度白馬村水道事業会計予算について説明をいたします。

予算書の78ページをお開きください。第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。収入では3億1,994万5,000円、支出では2億8,327万円です。

79ページをご覧ください。第4条は、資本的収入及び支出です。収入は999万2,000円、支出は9,895万2,000円で、不足する額8,896万円は地方公営企業法の定めにより、減価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填することにしております。

80ページをお開きください。第5条の一時借入金は1億円を、第7条の棚卸し資産の購入は4,000万円をそれぞれ限度として定めております。



81ページをご覧ください。予算の実施計画を説明いたします。収益的収入では、水道使用料2億8,039万9,000円が主なものでございます。

82ページをお開きください。収益的支出です。1目の浄水費は、二股浄水場の各種施設の維持管理に係る委託料677万8,000円、修繕費225万円、動力費は電気料が主なもので、681万2,000円です。2目配水及び給水費は、配水管及び配水池等の維持管理にかかる経費でございます。嘱託職員1名分の報酬、自動検針関係工事の臨時職員2名分の賃金、水質検査、水道台帳補正等の委託料441万3,000円、水道メーター交換等の工事請負費775万円、動力費は配水池等の電気料で1,684万8,000円をそれぞれ予定しております。4目総係費は、水道料金の賦課徴収にかかる経費でございます。

84ページをお開きください。5目減価償却費は1億1,813万1,000円を、2項営業外費用では、起債償還利子等の支払利息と消費税で3,039万2,000円をそれぞれ見込んでおります。

85ページをご覧ください。1款資本的収入は加入負担金と工事負担金で340万円、補助金は統合前の簡易水道事業で借りた起債の元金償還金に対する一般会計からの補助金659万2,000円を見込んでおります。

86ページをお開きください。資本的支出です。1項1目配水設備工事費の工事請負費は、沢渡地区、落倉地区、嶺方地区の配水管布設がえ、源太郎配水池の井戸ポンプと楠川配水池の取水ポンプの取りかえなどで、2,861万6,000円といたしました。2目営業設備費762万7,000円は、計量法の規定により、8年ごとに行う水道メーター交換に伴うメーターの購入費用でございます。

2項の企業債償還金5,282万円は、元金の償還でございます。26年度末の企業債残高は、5億6,580万円となる見込みです。

87ページ以降は説明を省略いたします。以上で説明を終わります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

### △日程第33 予算特別委員会の設置について

**議長（横田孝穂君）** 日程第33 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第27号までは、いずれも平成26年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第27号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から3月12日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、3月13日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、明日から3月12日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、3月13日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後2時14分



平成26年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成26年3月13日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成26年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成26年3月13日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

**議長（横田孝穂君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成26年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（横田孝穂君）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

**議長（横田孝穂君）** 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は通告された方のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 8番、太田修です。それでは、一般質問をさせていただきます。

3・11の東日本大震災と栄村の震災から3年がたちました。震災を通じ、改めて震災に強い安全・安心な村づくりに向け、気持ちを新たにしたいところがございます。今日は1番目の質問者となりましたが、国では消費税の増税や農業にかかわるTPP問題など村への影響も大きいところでもあります。本日は「めざすべき新しい白馬村」を導くべく、第一歩となるよう、まずは出塁をしたいなど、それを目指して質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは通告書に基づきまして、大きく4問に分け質問をさせていただきます。まず、第1点目といたしまして平成26年度主要施策と予算措置について、2点目といたしまして観光振興策について、3点目といたしまして福祉関係について、4番目といたしまして村長3期目のご意志についてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、第1点目の平成26年度主要施策と予算措置についてお伺いをいたします。平成26年度予算では、県及び各市町村が4月からの消費税の増税等に伴います景気回復に向けた取り組みが発表されているところがございます。国は強い経済を取り戻すため、アベノミクスによる成長戦略等を柱に進められております。また、県でも15カ月間の予算と位置づけまして、消費の腰折れを防ぐべく、経済対策関連事業費に約2億円を計上したと発表されております。また、

県庁舎内での部局間での横断的な取り組みを強化する旨の発表もされております。村の新年度予算編成では、「めざすべき新しい白馬村」の達成に向け取り組んだと伺いましたが、次の点についてお伺いをしたいと思います。

1点目といたしまして、村の主産業が疲弊している中で、経済対策費等を目的とした予算は予算書のどこに何を幾らくらい計上しているのかお伺いをしたいと思います。

また2点目といたしまして、道路や橋梁そしてまた公共施設など、インフラの老朽化に対応するため、総務省では各自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定の通知を出していると思われれます。村の重点的な取り組みの中で道路や橋梁、役場庁舎やそしてまた神城の多目的施設など、公共施設の老朽化の実態把握や補修、あるいは補強等の計画についてどのように予算組みがされているのかお伺いをしたいと思います。

また3点目といたしまして、人口減少が進むことによりまして財政力も弱まり、そしてまた地域全体の活力あるいはまた活動等が非常に深刻な状況が懸念されるところでございます。また、マスコミ関係では国の支援を受けられ、過疎地域自立促進特別措置法の要綱改正案が出ており、これを見ますと全国35市町村が追加される見込みとの報道もあります。

県は、しあわせ信州創造プランの中で農業の6次産業化や子育て、女性就業の促進、また活動人口の増加の面では、婚活コーディネーターを設置するなどの計上がされているところでございます。

村は、後継者対策について、特に若者定住者促進と独身者対策は重要であり、観光産業を盛り上げるとともに、それ以外の産業面での後継者対策についてのお考えをお伺いしたいと思います。

以上3点よろしくお願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田修議員から第1番目として、平成26年度の主要施策と予算措置について3項目にわたってお尋ねをいただいております。順次、お答えをさせていただきます。

最初に、村の主産業が疲弊する中で経済対策費等を目的とした予算計上のご質問であります。予算書36ページ、防災対策である役場庁舎等の耐震改修に1,836万円、37ページから40ページに太陽光発電施設、エコカーなど省エネ対策に1,900万円余、49ページの観光レクリエーション施設改修に1億円、62ページ、子育て対策に1億5,000万円余、71ページ、医療機関の充実に1,200万円、84ページ、観光局負担金に7,600万円余、86ページ、小規模事業者支援に550万円、88ページ、除雪作業に1億6,000万円、89ページ、村道改良や橋梁修繕などの公共投資に2億7,000万円余、その他の公共投資に2億1,000万円余などが主なものであります。

経済対策としては即効性の低い事業もありますが、中長期的に経済を下支えするものと考えていただければと思います。また、経済対策が十分な効果を発揮するためには早期の事業執行に積



極的に取り組んでいくことが重要であることから、適切な対応に心がけてまいります。

平成26年度から建設業を取り巻く経営環境が厳しい中で、資金繰りの改善や工事の適正な施工の確保、建設業の健全な発展を図るため、中間前払い金制度の導入をすることといたしましたので、経済対策の一助としてご活用いただければと思います。

2つ目の重点的な取り組みの中で、道路や橋梁、役場庁舎や神城多目的などの公共施設の老朽化の実態把握と補修、補強等への計画と予算についてのご質問であります。橋梁については平成23年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定をし、平成24年度から緊急度の高い橋梁から修繕に着手しております。道路については今年度から村道0105号線、オリンピック道路の舗装修繕事業に着手しているところであり、予算は国の防災・安全交付金の交付を受けて事業を進めておりますが、当初予算の事業費ベースで今年度が1億2,000万円ほど、平成26年度が1億3,500万円ほどを予定しております。

なお、国では知識・技能を有する者による橋梁、トンネル及び道路附属物に関する、5年周期を基本とする点検についての法制化の検討が、現在進められているところであり、

建築物では、役場庁舎、多目的研修集会施設、公衆トイレ、公営住宅、教員住宅など、施設の付随している施設も含めると126施設あり、所管課で管理をしているところであり、施設の実態を見ますと、昭和時代に建築のものが43施設あり、その中で建築基準法改正前、昭和56年以前の施設は32施設ございます。このような施設の中には老朽化が激しく使用にたえがたい村営住宅、旧官舎及び教員住宅などがあり、取り壊しも視野に入れて検討をしているところでもあります。

公共施設の維持管理などの基本方針としましては、特に重要な施設で大規模な修繕や補強が認められる施設にあっては、実施計画に盛り込み、実施をしているところであり、平成28年度までの実施計画に記載されている施設改修事業は、平成26年度から2カ年計画の役場庁舎及び多目的研修集会施設の耐震改修であります。

農産物処理加工施設を併設する神城多目的集会施設は、平成25年度屋根のふき直し、平成26年度農産物処理加工施設の床の補修を計画しております。また、村営住宅は平成26年度にストック総合活用計画を策定し、今後の住宅政策の基本的な方向性を定めてまいりますし、図書館や学校給食共同調理場の改築につきましても検討委員会を立ち上げ、調査、研究することになっております。

3つ目の後継者対応策について、特に若者定住者促進と独身者対策が重要であり、観光産業を盛り上げるとともに、それ以外の産業面での後継者対策についてのご質問であります。まず、若者の定住促進策については昨年6月、12月議会でも同様の質問をいただき、お答えをしたところであり、やはり若者、特に村出身者が定着して生活するには働く場の確保が重要であります。

こういった観点から、山岳観光を生かした世界水準の観光地づくり事業を初めとする観光振興策に予算を重点配分しているほか、今、この村に住んでいる私たち自身が生活しやすい環境をつくり出していくためのインフラ整備事業や子育て支援事業等にも予算づけをしたところでありませぬ。

次に、独身者対策については、本村のみならず全国的に晩婚化の現状でもあり、正直なかなか決め手となるものがないことも事実でございます。周辺市町村では「婚活」と銘打ったイベントを行っているところもあり、単発のイベントとしては大変盛況のようではありますが、一町一村の取り組みの中で実績を上げていくことは、やはり限界もあると思われることから、広域的な取り組みが必要ではないかと感じております。

現在、大北地域ビジョン協働プロジェクトの中で、定住促進策を協力して進めていこうという検討も行っておりますので、この取り組みはある程度具体化してきた段階で、予算措置等も講じてまいりたいと考えております。

また、産業面では後継者対策、すなわち若者の就農支援策として新規就農給付金制度や食の雇用事業といった事業があり、平成26年度当初予算に新規就農給付金1名分150万円を計上しており、農の雇用事業も農業法人で活用した例があると聞いているところでもあります。

農業後継者対策も観光と同様、農業が職業として採算のとれる安定した業種になることが肝心で、首相の言う「攻めの農林水産業」ではありませんけれども、農業に希望が持てる施策を展開していくことが最も重要と考えているところでございます。

以上、最初の26年度主要施策としての予算づけ措置についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 経済対策の関係でございませぬけれども、一応今、予算書に基づきいろいろ今年度盛り込んだものについてお伺いをしたわけでございますが、概要といたしましては第4次総合計画の実施要綱、あるいはまた現実の当面の問題点というような形の中での予算づけが進められているのか、そんな気がしてお聞きをせました。

まず、国で行っていますアベノミクスではありませんけれども、なかなか村民にそこまで波及するまでに時間が大分かかるのかな、そんな気がしております。以前は住宅リフォーム、あるいはまた、まごころ商品券等についても村で行った事業もございませぬ。今回、そういったことは村長さんのお口から聞こえなかったということは非常にせつないといひませぬか、うん、これで白馬はいいのかな、そんな気がしてお聞きをせました。

いずれにいたしましても、第4次総合計画、10年にわたります前期後期に分かれております。そして、その5年5年でやってはいるんですが、その中間的な中で、毎年各年それぞれ詳細等についてどのように行われ、精査し、それをまた次の次年度への実施計画を立てていくか、それについてお伺いをしたいと思ひませぬ。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 経済対策につきましては、今で国で進めているアベノミクスによるデフレからの脱却というところを掲げたアベノミクスの3つの機動的な財政政策、それから大胆な金融緩和、そして、さらには民間投資を喚起をさせる経済対策、こういうふうに言っておりますけれども、考え方としては私どもも同一でありますけれども、しかしながら、我々の自治体での財源のみでこの景気対策、景気振興をするというのは大変至難のわざだと考えております。

したがって、観光で生きる村としては、特に国全体の景気対策、デフレからの脱却による景気対策が何よりも大事だと、このように考えているところであり、我々も景気回復の、国と国の景気回復を大いに期待をし、その景気回復に乗って我々の地域も活力を取り戻せるものになるという認識でおりますので、我々の限られた財源の中で精いっぱい取り組みはしてまいりますけれども、何としても国の景気浮揚対策が一番肝心なことであると、こんなふうに思い、景気回復を期待をしていることは、太田議員と全く同一でありますので、何としても国への期待、そしてまた県への要望等も続けながら、地域の活性化に取り組んでいることをご理解いただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 私は正直言って、景気対策、これは確かに今本当に何がどう動いてどういうふうにして景気が即回復するかというのは、非常に難しい問題であるということは十分承知です。先ほども言いましたけれども、本当にそのリフォーム等により地域業者に元気をつけるのか、あるいはまた、まごころ商品券等によって本当に地域の活性化を図るのか、その辺についてのお伺いございました。

また、それから第4次総合計画につきましても、総合計画の中の毎年毎年その年度内にどういう計画、どういうものをもって、どういう形で検討され、それを精査し、そして翌年度に続けていくのか、その辺についてお伺いをしましたので、その辺のところをご答弁をお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 答弁を落としてしまいましたが、住宅リフォーム、経済対策としての住宅リフォームのお話も出ました。この経済対策については、当初3年間で予定していた期限が切れたことから、それにかわるものとしていろいろ考えてまいりましたけれども、やはり長寿社会を迎えるに当たって、白馬の村民もやはり健康で長生きをしていただく、これも1つ村の活力にもつながってくるだろうということで、特定健診について全ての方々に対して無料で健診が受けられる制度をつくりました。これもやってみないとその結果はわかりませんが、また違った形で村民のためにとって計画をしたところでもあります。

そして各事業についての計画、そしてそれに対する評価については毎年事務事業評価をしながら、その結果を受けて翌年度の予算に反映をしていくという形をとっているところでありますし、

この評価制度についても庁内ばかりではなく、公募による委員の皆さんに組織をしていただいている検討会の中での検討をさせていただきながら、可能な限り村民要望に沿った予算編成に生かしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** ちょっと問題を変えさせていただきますけれども、2月に2週連続で大雪被害があったわけでございます。これに伴いまして、交通機関の麻痺による人の移動あるいは物流、農畜産物への影響等も非常に多く出たわけでございますし、また山間地域では、孤立集落が発生するような甚大な被害が発生をいたしました。

白馬村ではスキーシーズンの最盛期であり、県下のスキー場の宿泊施設等への影響も大きく、昨日の県の発表によりますと観光関係、22億円に達するのではないかとというような報道がされております。また県議会代表質問で、知事はこの2週にわたりスキー客が減ったことから、東京有楽町で県内の観光誘客に向けた街頭キャンペーンを実施するという答弁がありました。3月上旬ごろ実施されるような話がありましたので、実際どのように市町村にそんな話があり、また村としてそれにどういう形で参画し、どんな活動をしてきたのか、そんなところについてお伺いするとともに、もう1点、それに対するその影響の実態調査、そしてまた残りシーズン、村として誘客に向けた対応策をどのように考え、実施してきたかお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** まず1点目、県が行いました緊急キャンペーンの状況でございます。

3月5日、有楽町前、交通会館前におきまして、大々的なキャンペーンを県が1日でございましたけれども、行いました。これに関連をいたします事業につきましては各市町村にご案内がありまして、村としましては観光局でこのキャンペーンに参加をするという形で対応いたしました。職員を派遣し、朝から夕方まで街頭での春スキーを呼びかけるキャンペーン、あわせまして季節的に春につながる時期でございますので、冬から春につなげるようなグリーン季への情報発信についてもあわせもってやってきた経過でございます。1点目はそういう状況でございます。

2点目は、さらにその影響というような部分でございます。この関係については、商工会のほうでもその宿泊施設の影響について調査を行うというようなお話も聞いておりまして、それぞれの施設を個々に調査を当たったという経過はお聞きをしております。細かな数字まではまだ報告を受けておりませんが、実際には全ての宿泊施設に対しての調査をしたわけではなく、個別の聞き取りで30件ほどの聞き取りをやったということでございます。

大まかに聞いているお話で言いますと、いずれもそれぞれのキャンセルがかなりあり、もう本当に週末、100件に近いキャンセルがあったというようなところもあり、その部分等の影響は非常に痛かったというお話も個別には聞いております。したがって、まだ全体的な被害調査というところまで至っていないという状況は事実でございます。

これに対し、村のほうでは観光局ではさらに春スキーを呼びかけるような宣伝というようなことで引き続きやってまいりたいと思っておりますし、さらに季を追い、春から夏にかけてということで、これから3月から各地のまたキャンペーンに出向きますので、そういったところにもまたつなげ、さらに取り戻しができない部分を今後プロモーションの中で何とかみんなで取り戻しができるような形での営業展開をしてみたいというように考えております。以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** ありがとうございます。東京のほうへ観光局から一応参加をしたということで今伺ったわけですが、これは何人くらいで白馬のほうから参加し、あるいは全体でどのくらいの長野県の規模として、どのくらいの人数でどんな活動をされたのか。そして、その手応え的なものですね、これは勘になるかと思えますけれども、実際どんな雰囲気か、そんな感じなところかもし聞けたらなど、そんな思いをしております。

それから、これからやっぱりスキーシーズンはもちろんのことながら、グリーンシーズンにいかにつなげていくのか、これは大変大事なところであるかなと思っております。ぜひ小まめに情報発信をしていくということが、まず局に一番与えられた任務であり、そしてまた、それにより白馬の景気を左右するものではないかなと、そんな気がしておりますので、今言いました東京のその感じを聞かせていただけたらと思いますが、よろしく願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** 3月5日の状況については、出向きました職員から概略の報告は受けております。今回、県主体ということで、参加の市町村につきましては全ての市町村で参加をしたという状況ではなく、特にスキーに関係をいたします市町村が参加をしたということでございます。したがって、そんなに大人数ということではございません。三十数名ほどの人数の中で実施をしてきたという状況で聞いております。

手法といたしましては、有楽町前でそれぞれの各地の情報パンフ等の配布、さらに春スキーへの呼びかけということをあわせもってやってきた街頭キャンペーンでございます。大体1日での配布については限りがありまして、私ども当初、県のほうから求められていた資料が約1,000部ほどの情報提供ということでございましたけれども、それぞれただばらまくというよりも必要な方に、ぜひというような形でお配りをさせていただいたというような形でございます。以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** ありがとうございます。正直、大体時間としてはとれました。一応、何か、やっぱり私どもの村はスキーが中心でありますので、またぜひ残されたシーズン、たとえ1人でも2人でも多くのお客さんに来ていただくような、また宣伝活動をぜひ期待したいな

と思っております。

また、実態調査の関係でございますが、これはやっぱり自然相手の営業でございますので、いろんな番狂わせもあるかとあるかと思いたすけれども、この辺のところを実際どういうことで困って、どういう対策があったらもっとこうだったのかなとか、やっぱりそういった次へのストックに向けて調査等をしっかりしていくのが必要ではないかなと思います。仕事、宣伝のプラスそういった仕事にもなるわけでございますけれども、業務大変だとは思いますが、ぜひそんなところも含めて取り組んでいていただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

さて、その大雪災害に関しての関係でございますけれども、これによりまして一応各市町村あるいは県では、こういったところへ除雪要請あるいはまた積極的にかどうかはわかりませんが、非常に協力していたというのがテレビのニュース等で一番感じたところであります。特に長野県はいち早く除雪作業に協力しまして、その除雪車に「もうすぐ春が来ます」というステッカーを張って、非常にその地域の住民からその温かい心遣いと、そして非常に好感度が持てたというようなことをお伺いしております。私ども観光を売り物とします白馬村にとっても、やっぱりそういった各地からお客さんを迎え入れるためにも、やっぱりこういった協力、そしてまたそういったPRがもしできるものなら、1つ1つやっていくことが非常に今後の白馬に生きてくるのではないかなと、そんな思いをしておりますが、村長のお考えをお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。山岸建設課長。

**建設課長（山岸茂幸君）** 初めに、除雪関係の協力体制ということでお答えをさせていただきたいと思いたす。まず除雪関係につきましては、長野県のほうから除雪機械も貸与というようなことで照会がございました。白馬村では、保有する機械の中で除雪用ロータリーにつきまして貸し出しができるということで長野県のほうにはお伝えしてございますが、その後、1件照会はあったものの、現実的には貸し出しの要望はなかったというのが現実でございます。

今後、どのような災害が起こるかわかりませんが、地域連携の中で建設課として対応ができることにつきましては、連携の中で対応してまいりたいというように考えております。また、そのためにも国砂防を含めまして地域連携の会議というものも立ち上げてきておりますので、その中で対応してまいりたいというように考えています。

建設関係は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** やっぱりお互いに困ったとき、いち早く協力し合っていかれる、そういったところが非常に大事ではないかなと、それについて村長さんのお考えをお聞かせいただきたかったですけれども、時間の関係もありますので進めますが、今一番地域において求められているのは、やっぱり自助、共助、公助の中で自助と共助のすき間を埋める近助の協力が非常に大事だと言われております。こういったことを考え、村の経済対策等も考える中で、やっぱり入区、



加盟していない住民等の扱い等を今後どのようにしていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 豪雪に対しての連携ということは、このごろの2月2週に連続にわたる大雪で除雪体制に対する考え方というものは、国・県でもそれぞれお考えをいただけるように聞いていますけれども、私の村では先ほど建設課長が言ったとおり、機械の貸し出しをいたしました。そして、建設業組合の皆さんから当初ボランティアで松本・塩尻周辺の除雪作業に出て行って、地域の皆さんには大変感謝をされたというふうにお聞きをしておりますが、当然困っているところを助けるというのが、これはできる限りやっていかなければいけないことでもありますけれども、今回応援に出て行くに当たっては、たまたまこの地域には降雪がない、ここ数日は大丈夫だろうという状況のもとで初めて出られたわけであり、同じ状況でこちらも降ってれば物理的に他村、他県への応援は不可能になってくるわけでありまして、その辺のところは状況に合わせて今後も連携をしていかなきゃいけない、相互支援をしていくことは当然のことと、このように考えております。

また、村内において隣近所というような連携も当然大変に大事なことになっております。1つの例で申し上げますと、それぞれ高齢化が進んでいる中で、除雪によって玄関の前に寄せられた雪の片づけすらが、大変年老いたご家庭においては大変な業務となるというようなお話も聞いております。そうしたことに對して隣の若い人が応援に手助けをしてやったというような話を聞いております。そうした人がなくて村へ何とかしてほしいという要望も来ているやに聞いておりますが、これについても極力我々のほうでも注意はしてまいりますけれども、地域におけるやっぱり連携、隣近所というものは何にもまさる協力だと、このように思っておりますので、私どももそうしたことで進めてまいりますので、地域でもそんな取り組みをしていただけるよう、またお願いをしてまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** それでは、すみません、時間の関係もあります。前までに進めさせていただきたいです。

2つ目の老朽化の実態調査と対策の中で、今現在、これから正直言います、建てられて今村有施設として構えているものが非常に何と申しますか、年々、年が経過をして古くなってきているものが非常に多いわけでございます。

この間ちょっと新聞等を見ておりますと、自治体が公共施設を解体する際の費用について地方債の発行を認めるというような報道がありました。特に何と申しますか、道路あるいはその保全、道路や橋の保全業務にかかわります技術指導者がなかなか配置ができていない村が、村、町、町村が非常にあるというようなお話でございました。町では46%、村では70%近い自治体が、



この資格を持っていないのではないかなど、そんなことで書いてございました。これからそういう財産のそういった管理等の計画、あるいはそういった有識者の職員、有資格者ですか、の職員等の教育等も含めて、今後どのようなお考えをしていくのかお願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 再質問いただきました公共施設の維持管理の関係であります。先ほども村長もお答えしましたけれども、国では5年を周期に基本とする点検についての法制化を進めているということでありまして、その中で今議員さんがおっしゃいましたとおり、資金面であったり、技術者の面であったりしたものをどういう対応ができるかということで検討が進められているというふうに思っています。

その中に今、起債の対象になるんだらうというような話がありましたけれども、それも検討材料の1つでありまして、具体的にまだ市町村に対してこういう法制化で、補助内容はこうですよというような指示はないわけでありまして、当然、公共施設を有する地方自治体としては、常に良好な状態で公共施設を管理し、住民の皆さんに安心・安全を提供していくという責務がありますので、この維持管理については常に念頭に置いて事務を進めてまいりますけれども、不幸なことに、それに見合う技術者がいるかということになれば、また検討を要することでありまして、こういったことについては例えば民間のコンサルに診断を委託する、あるいは設計を委託するという方法が考えられますので、今後の課題として検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** 正直言ひまして、診断ももちろんです、そしてまた使用率の低い公共施設の活用等についてもやっぱり活用の計画等をしながら、どういった形でもってやっていくのがいいなのか、そういったところも維持するのか、あるいはまた、そういった資産を減らして効率的な運用を図っていくのか、そういった面も含めてですね、ぜひ検討していただきたいなど、そんな思いをしております。

特に、JRの払い下げの住宅ですか、これも正直言ひて大分老朽化がして、村は廃屋対策まで乗り出しながら、なおかつ公共施設としてああいうものを維持していくことがいいのか悪いなのか、その辺のところもぜひ検討していただけたらと思ひます。

それから、3番目の後継者対策についてでございますが、正直言ひて、この間、新聞で長野市の加藤市長が、世話やきおじさん、おばさんを30人養成し、県で行っています事業と合体をして、ぜひそういった何とかいいますか相談や助言をしていきたいというような話もされておりました。隣小谷村は3月8日、9日に開催しました雪上婚活イベント等では、一応50人の募集に対し、約倍の100人が申し込まれたというようなことを聞いております。そういったことをいろいろ考えると、やっぱり必要なことは行政としてぜひ取り組んでやっていただくべきことではな

いかなと、そんな思いをしております。

それでは、2番のほうへ移らせていただきます。観光振興についてでございますが、第1問目と非常に重複する点が多くあると思うんですけれども、観光施策は非常に大事であり重要と捉えて、分けて質問させていただきました。今シーズンはソチ五輪が開催されまして、白馬村から5名の選手が出場を果たし、またパラリンピックでも1名の選手が出場したような結果でございます。私たちの選手が大変大活躍で大いに盛り上げていただいたところでございますし、また選手の皆様から私たちも大きな感動をいただいたところでございます。

そんな中、当初スキー人口は平成3年をピークに昨年では約半分以下ですか、にまで減少しているような状況下でございます。2015年、来年の春には予定されております北陸新幹線の金沢延伸に伴い、長野、そしてまた糸魚川方面からの流入人口の増加を狙いまして、北アルプスの豊富な自然資源や山岳観光などを生かし、山岳景観などを生かしまして、コンセプトやブランド戦略等を図りながら、広域エリアでの観光地づくりが必要になってきているのではないかなと思います。また、特に白馬村は雪国の特性で、特有のすばらしいものを素材を生かしながら、そしてまた農地それから自然を活用したアクティビティを提供する仕組み等が求められるのではないかなと思っております。

そんな観点から、まず1点目といたしまして、グリーンシーズンでの観光対策について、私は再三質問をしてきたところでございますが、スキー観光は季節的であり、短期間でもあり、さらに一歩踏み込んだところの持続性ある通年観光型のものへの取り組みについてどのようにお考えになっているか。

また2点目といたしましては、山岳高原を生かした滞在型観光地づくりにつきまして、2月の3日と24日、2日、全員協議会で短時間ではありましたが、スノーハープに関する概略の説明を受けました。また新聞等の報道もありました。この大規模事業の実施につきまして、既成事実の積み上げのハード事業の計画がなされておりますが、なかなか議論のする余地がなかったというようなことでございます。施設の活用と、それから取り組みの状況など、またこの案以外での施設で検討されてきたのか、以上2点についてお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員2つ目のご質問であります観光振興策について、2項目にわたってお尋ねをいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

最初の一歩踏み込んだ持続性のある観光地へ変わる取り組みについてのご質問でございますが、第4次総合計画後期計画の第3章白馬村の概要、第1節村の沿革の冒頭に、「本村の今日の発展に大きく寄与したものは、登山とスキーであることに異議を挟むものではありません。」と記述されております。他方、さきに実施した観光・交流に関する住民意識調査は集計作業を進めているところでありますが、その中にある白馬村の自慢を教えてください。設問では、北アルプス、白

馬三山、白馬連峰といった山岳環境との回答が最も多く、加えて、自然環境、景観との回答が続き、これらが回答の88%を占めておりました。

ここに住む人々の多くは、登山やスキーといった手段により白馬村の山岳自然環境に接したり、身近に感じたりすることで、これらを象徴的かつ魅力的なものとして誇りに感じているのだと思いますし、こうした住民の思いや生活スタイルが白馬村の山岳自然環境の資源性を高めてきたものと考えます。

ご指摘のとおり、スキーは冬に限られますし、登山も楽しめる時期は限られてしまいますが、それ以外の季節であっても、冬のスキーや夏の登山のように、ここに住む人々がこだわりや思い入れを持つ山や自然との接し方や楽しみ方があるはずであります。こうしたことが、太田議員がおっしゃる一步踏み込んだ持続性のある観光地へ変わるための資源になり得るものだと考えております。私は何かをつくり出すのではなく、地域の生活や文化、慣習の中から見出すべきものだと思っております。なぜならば、本物でなければ一步踏み込めたとしても持続性に欠けると言うからの理由でございます。

本村では、平成26年度から白馬村観光地経営計画の策定に着手してまいります。この村に住む方々やこの村で事業を営む方々とともに、地域の誇りである山岳自然環境の中での生活、文化、慣習など、足もとを見詰め直しながら白馬村独自の価値を再認識し、それを誇りある観光資源として磨き上げる方策、地域ブランドを高める戦略、美しい景観や町並みといった空間形成のあり方、これらを持続的に進める組織の仕組みなど、白馬村の観光の将来について考えてまいりたいと思っております。

2つ目の山岳高原を生かした滞在型観光地づくりについてのご質問であります。施設を改修することで、年齢、性別、身体能力、季節、天候にかかわらず利用できる施設として利用の幅を広げ、施設の可能性を十分に生かし、健康面での利用や住民の健康増進、選手育成などさまざまな面での利活用を研究し、誘客につなげてまいりたいと考えております。

この案以外の施設についての検討についてであります。白馬村実施計画に掲載されている事業の中から長野県が実施する、山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりの研究会の主旨や方針、政策展開、重点支援地域である白馬村に求められていること等を勘案をし、長野県とも相談する中で検討してまいりました。

検討された中には、白馬村の貴重な資源である山に関する整備、改修についても挙がりました。この事業は実施計画の中では山小屋トイレ改修事業に当たりますけれども、山小屋という特殊な場所での工事となるため、基本設計を作成するに当たり、念入りな調査、研究が必要となることや国立公園特別保護地域内工事のため、関係省庁との調整に時間を要することからも、平成26年度工事施工は不可能という検討結果に至ったところでございます。

観光振興策については以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁を含めあと9分少々でございます。質問はありませんか。太田議員。

**第8番（太田 修君）** ありがとうございます。持続性ある観光地づくりというのは確かに私も同感でございます。素材を生かした観光地に結びつけるのがまず第一ではないかなと、そんな思いをしております。

今現在、白馬に他にどういったものが素材として残っているかといいますと、やっぱりグリーンツーリズムあるいはまた農業体験、そういったことも非常にこういったものにつながっていくのかなと、またこういった高山を生かしてのスポーツ関係ですね、そういったところも非常に要素はあるのではないかなと、そんな思いがしております。

ちょっとその話からずれちゃうんですけども、先ほど言いました白馬村出身の選手の関係について、ちょっとこの機会でないと言えないと思いますので言わせていただきますが、長野市は長野市に住んでいることから渡部暁斗選手、それから竹内択選手に市民栄誉賞を考えているような記事がございました。また、猪苗代のほうでは世界選手権2冠達成の上村愛子選手に碑を建立したというような報道もあります。関係あるそういったところで、そういった動きがありますので、ぜひ白馬村でもそういったところを考えていただき、ぜひこれからの観光にもつなげていただくとともに、観光大使等も含めた検討もされていっていただきたいと、そんな思いがしております。

それから、世界水準の関係でございますが、この間ちょっと新聞を見ておりましたら、立教大学の教授が委員長だか何かになっていたと思うんですが、長野県下、この滞在型の観光地づくりの中で、看板とかそういったものが全く統一されていないということのようです。やっぱり統一したものでいろいろな案内が、長野県へ来たらどこの土地へ行っても同じような看板で同じような案内ができた、そういったことが非常に大事じゃないかというようなことが書かれておりましたんで、この事業等もちろんのことながら、そういったソフト面的なことも考えていく必要があるのではないかなと思います。

時間の関係もありますので、次の3番目のほうに移らせていただきたいと思います。福祉の関係でございます。長野県は男女ともに全国一の長寿県になったわけでございますし、松川村は男性の長寿日本一となっております。そんな中で長寿に対する村のお考えについて、そしてまた栄村の例をとっていけないんですが、70歳の女性が交通事故に遭っちゃいまして、それに動揺して救急隊員が迅速な適切な処理ができなかったというようなことで、そういったことで今、栄村のほうでは希望をとり、約140世帯、200人に一応配付予定を考えているそうですが、緊急医療情報キットの作成、そして配付でございます。これはかかりつけの病院とか、親族がどうか、緊急連絡先はどうかとか、そういったことが明記されて、いつもしまうところ、例えば冷蔵庫なら冷蔵庫でここにあるよというもので統一をしていくというようなことが書いてありました。村

も白馬村もこれから高齢化社会を迎えるに当たりまして、ぜひそういったことの取り組みについてのお考えをお願いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 太田議員3つ目のご質問であります福祉関係についてお答えをさせていただきます。

最初に、長寿に対する村の取り組みについてのご質問であります。村では平成21年3月に国の健康日本21の取り組みを法的に位置づけた健康増進法に基づき、白馬村の特徴や村民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上で生活習慣病予防に視点を置いた健康増進計画元気プラン健やか白馬21を策定し、これまで計画に基づき、健康と長寿を目指して取り組みを推進してまいりました。

村では本年度において、これまでの元気プラン健やか白馬21における取り組みの評価及び新たな健康課題等を踏まえ、元気プラン健やか白馬21（第2期）を策定中であり、この計画の策定に当たっては国の重点方針である1つに、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、2つ目に生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、3つとして、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、4つ目に健康を支え、守るための社会環境の整備、5つ目には栄養、食生活、身体活動、運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善といった5つの基本的方向に基づいております。

また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する、第2期白馬村国民健康保険特定健診・特定保健指導実施計画と一体的に策定することで、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携も図ってまいります。

このような健康増進施策は長寿社会政策でもあり、村の重要な行政施策として位置づけ、第2期計画の推進については、村民の健康に関する各種指標を活用し、取り組みを進めていくこととしております。

なお、推進の基本は個人の健診結果等の進行管理であり、一人一人の生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視することが基本となります。

同時に、個人だけでなく、ともに生活を営む家族や地域の習慣、特徴等地域における共通性、実態把握にも努めながら、地域の健康課題に対し、村民が共同して取り組みを考え合うことにより、健康や長寿の実現に向けて、関係機関、関係団体、行政及び地域等と協働して進められることを願うところであります。

2つ目の救急医療情報キットの作成及び配付の考えについてのご質問であります。現時点ではご質問のようなキットといったものの配付については考えておりません。村では、医療救急情報の把握につきましては、地域包括支援センターの訪問活動の中で主治医や緊急連絡先等の聞き

取りを行っており、特に独居や高齢者のみ世帯については統一した様式ではありませんけれども、必要に応じて紙へ書く、または紙に書いて張るなどの支援は業務内で対応をしております。

なお、訪問活動における情報管理につきましては、現在行政区ごとに整理をし、関係機関との情報共有を図れるよう作業を進めてまいります。

今後に向けては、要援護者台帳への手挙げによる登録の推進について、行政区役員や民生委員との協力により、地域との情報共有に基づく共助の推進を図りたいと考えております。また、村の要援護者システムでは、システムに登録された情報について福祉担当課や地域包括支援センター及び防災担当課での情報共有が図られており、将来的には情報開示の同意を進め、救急対応機関への情報提供についても考えなければならないと感じているところでございます。

なお、来年度は介護保険計画と関連する高齢者福祉計画の策定年となりますので、計画策定において救急医療情報の扱い等についてご意見がありましたら検討したいと考えているところでございます。

以上で、福祉関係についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 質問時間が終了いたしましたので、第8番太田修議員の一般質問を終結いたします。

**第8番（太田 修君）** それでは、以上をもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長（横田孝穂君）** ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番松本喜美人議員の一般質問を許します。第3番松本喜美人議員。

**第3番（松本喜美人君）** 3番議員の松本喜美人でございます。限られた貴重な時間でございますので、早速質問のほうに入らせていただきたいと思います。通告書に基づきまして、村税の滞納問題について質問をさせていただきます。

本村の行財政課題の1つといたしまして、村税の滞納問題が挙げられると思いますが、村税滞納累計額は昨年度末8億円弱であり、これらの解消に向けて取り組みが、スキー場土地の公売、破産申し立ての検討、破産申し立ての当面見送り等と昨年12月の15日から本年の2月27日にかけて新聞紙上に掲載をされまして、村民を初めといたしまして県内でも大きな反響となりました。そこで、次の4点についてお伺いをさせていただきます。

まず、第1点目でございますけれども、平成25年におけます滞納繰越者の実数及び内訳でございますが、法人数、個人数について。

2点目でございますけれども、過去5年間の滞納繰越者の実数における差し押さえ件数、換価



件数及び金額について。

3番目といたしまして、自力執行権のある国税徴収法、地方税を超えて民事法である破産法への適用はどのような見解で検討されたのかをお尋ねしたいと思います。

4点目でございますけれども、本年の2月27日の信濃毎日新聞に「破産手続申し立て見送り」との記事が掲載されました。私ども全協においてもそのような方向づけの説明をいただいたわけでありまして、見送りの理由についてお伺いをいたしたいと思います。

以上4点、質問とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 傍聴の方にお願いたしますが、手すりに書類が広がっておりますので、まことに危険でございますのでお手元のほうにお願いたします。

答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 松本議員から、村税の滞納問題について4項目にわたってお尋ねをいただいております。順次お答えをしております。

最初の平成25年度の滞納繰越者の実数及び内訳の法人数、個人数のご質問であります。平成26年3月7日現在で法人が184件、個人が1,583人、合計1,767件でございます。このうち過年度から滞納となっている法人は107件、個人は594人となっております。

2つ目の過去5年間の滞納繰越者の実数における差し押さえ件数、換価件数及び金額のご質問であります。各年度末で実数という形で数字を押さえてはございませんので、延べ件数でお答えをさせていただきます。

平成21年度の差し押さえ件数は175件、差し押さえ金額は7,546万7,000円で、換価件数は109件、換価金額は464万8,000円であり、平成22年度の差し押さえ件数は504件、差し押さえ金額は2億187万5,000円で、換価件数は302件、換価金額は542万1,000円であり、平成23年度の差し押さえ件数は496件、差し押さえ金額は3億7,231万6,000円で、換価件数は287件、換価金額は4,174万7,000円であり、平成24年度の差し押さえ件数は597件、差し押さえ金額は3億4,897万3,000円で、換価件数は346件、換価金額は3,045万4,000円であります。平成25年度は2月末時点で差し押さえ件数が586件、差し押さえ金額が12億5,778万8,000円で、換価件数は304件、換価金額は6,283万2,000円でございます。

なお、平成25年度の差し押さえ実件数につきましては、拾い上げた結果、375件ございました。

3つ目の自力執行権のある国税徴収法、地方税法を超えて民事法である破産法への適用は、どのような見解で検討されたのかとのご質問であります。長期にわたり村税を滞納し、滞納額も多額となっている状況において、多額滞納者の多くは宿泊関連の営業を営んでおられる方々であります。



滞納が解消できない理由として、金融機関の抵当権設定が優先をされ、差し押さえが劣後債権となり、換価できない状況にあること。金融機関の返済が優先され、滞納額が確実に減っていくほどの税の納付がないこと。営業しているため、滞納処分の執行停止の要件である「滞納処分を執行できる財産がないとき」、「滞納処分を執行するによって生活を著しく困窮させるおそれがあるとき」、「その所在が及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明なとき」に該当せず、滞納処分の停止ができないことが挙げられます。

ここ数年、滞納処分を強化してきた結果、滞納繰越額は減少してきておりますが、依然として7億円を超える滞納となっております。しかしながら、差し押さえをし、公売に付しても、平地部分はなかなか売れないといった現状があることも事実でございます。この状況を打開するための1つの方法として、破産法という手法を用いて処理することにより、執行停止の要件に該当となり、不納欠損処分とすることができ、結果として徴収率の向上を図ることができると考えたからでございます。

4つ目の破産手続申し立てを当面見送りをした理由でありますけれども、議会の皆様方も滞納の状況を理解をされ、何とかして滞納を減らしていく必要があるという思いは一緒かと思えます。しかしながら、破産法を適用しての債権処理には慎重論が多く、行政が行うことの疑問も残るとのご意見をお聞きする中で、私自身も制度そのものの理解や相互の理解を深めることが今当面必要であること、金融機関との協議も必要であることと判断をし、法律外の抱える課題を十分審議をする、検討をする時間が必要と判断をし、見送ることとしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で、村税滞納問題についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第3番（松本喜美人君）** 滞納者数さらには過去5年間の差し押さえ件数、それから換価件数、金額等々、税務担当者は相当な苦勞をなさっているということが、この数字で見受けられるわけでございます。

私は、税の公平さから言いましてですね、滞納問題を許すという視点で捉えているわけではなくて、先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、行政が破産法を適用するという部分につきましてやはり疑問を持っているわけでございます。

そこで、再質問をさせていただきたいと思えますけれども、破産法の適用には、破産法につきましては私が申し上げるまでもなく、債権者であるこの場合には行政ということになりますし、それからは破産者は滞納者でございますが、この当事者間で解決できる手法ではなくて、当然破産法の申し立てをいたしますと債権者全てが貸倒引当処理等々という問題が発生してくるということでございます。

それと、それを具体的に申し上げてまいりますと、例えば滞納者が金融機関の借入れがござ

いますと、その金融機関の借り入れの連帯保証人に債務者いわゆる滞納者ということになるかと思えますけれども、破産申し立てをいたしますと金融機関から連帯保証人に代位弁済が迫られるということでもあります。場合によれば、連帯保証人もこういった長引く景気低迷の中で、やはり自分も自己破産をせざるを得ないというようなことも十分考えられる。さらには、その事業所にもし従業員がいらっしゃるとすればですね、即事業が廃止されるわけでございませぬけれども、いわゆる信用取り引きの部分で信用が失墜しますので、事業を継続するということはほとんどできないという状況でありますので、従業員につきましても職を失うということが懸念されるわけでもあります。

さらには、先ほど申し上げましたけれど、行政以外の債権者、それは全ての大口の滞納者につきましては現在継続的に事業を行っておるということでもありますので、滞納事業所に物を納める、もしくは建物関係の修繕をする、什器、備品を納入したというようなものが売掛債権になっておれば、そういったものも全て債権放棄をせざるを得ないというのが今回の破産法の適用によって生ずる村民への影響ということになるかと思えます。

そういう中で、破産法の適用には地方自治法第14条第2項に「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」と規定されており、これは行政機関が行政活動を行うのに際し、その根拠となる行政裁量の規範となるものがあり、それらが法律の留保の原則ということでもあります。行政が行う権限は法律の根拠がなければならぬという法律の留保のもとに、法律の根拠がない行政行為を行っていいとは思いませんが、再度、村長の見解をお尋ねしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをさせていただきます。地方自治法第14条第1項で「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」とされ、第2項で「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」とされております。この規定により、地方公共団体は行政活動を行う場合には条例を定める必要がございます。それでは、行政活動とはどういうことかということかということになってまいります。

具体的に申しますと、税でいえば課税の方法や税率等についての税条例で定め、賦課をしております。そのほか使用料や手数料といったものも義務を課すこととなりますので、条例で定めることとなります。行政が住民に対して義務を課す、または権利を制限する行政活動は、条例によらなければならないと解します。

今回の場合は、破産法という法律で定められており、破産法第18条の破産手続開始の申し立てにおいて、債権者または債務者が破産開始手続の申し立てをすることができることとされているところでもあります。申し立ては債権者または権利者であればできる手続であり、地方公共団体のみ

に限定された申し立て行為ではありませんので、条例の整備は必要ないものと、このように考えております。以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第3番（松本喜美人君）** 私はですね、実は2月の12日に議会議員懇談会、いわゆる議員によります破産法適用に関する勉強会というものが開催をされたわけでありまして。その中で法律の留保という言葉、私の場合はここで2回目、再び認識といいますか、聞く機会を得たわけでございます。1回目というのはですね、実は昨年6月7日、6月定例会の直前に出されました住民監査請求に対する監査結果報告の中で、その中に条例と規則に関する重要な記述がありまして、地方自治法第14条の関係で法律の留保という言葉が出てきておりました。

それを見たときには、私も法律の専門家ではございませんし、そんなに詳しいほうではないものですから、理解できなかったというのが事実でございますけれども、この2月の12日の中で、その法律の留保という言葉聞いたときにですね、国民に、この場合には村民と置きかえてもよろしいかと思っておりますけれども、村民に義務を課し、権利を制限するものについては法律の根拠が必要というものであります。それで、行政機関が行政活動を行うのに際し、その根拠となる行政裁量の規範となるものがあり、それが法律の留保というふうに解されております。

それで、実は税金の徴収につきましては、国税徴収法、それから地方税の徴収法につきましては先ほど申し上げましたとおり、自立執行権が与えられております。これはどういうことかと申しますと、いわゆる調査権さらには差し押さえ等々が即行政の場合にはできるという非常に強い権限でございます。これが民間取引におけるこういった例えば金銭の貸し借り等々におきましては、返してくれないというようなことに対しましては、裁判所に訴えまして裁判所の判断を仰いで、それで差し押さえをすとかですね、そういったのが通常民間での解決に向けての流れということになります。そして、民間においては裁判の期間、それから費用等々を省略をしたいというような場合には、公正証書という方法でですね、当事者間でなく第三者において契約を交わした場合には、公正証書には強制執行権が与えられておりますので、裁判の経緯なくして即差し押さえというものが可能になると、いわゆる税金につきましてはそれだけの強い行政に対しては権限を与えられておることであるというところであります。

そういうことを考慮していきますと、私は法律の留保ということにつきましては、いろんな諸説がございます。それから法学者の中にいろんな文献を見ますとですね、行政のいわゆる破産法の有無について肯定もしていないし、否定もしていないというところが非常に多いんですが、好ましいとは言えないという、いわゆる表現をされている法学者が多いということでもあります。

それから、参考までに申し上げますと、将来的にはやはり国税徴収法、それから地方税の徴収法の中に、現在は滞納に対するいわゆる手続上でいうと差し押さえというようなものがうたわれておりますけれども、将来的にはそういった破産法というものも考慮しなくてはならないという

ような書き方をしておる法学者もおるわけであります。そういった非常に法のはざまの中での位置づけになってくるのではないかなど。そのことを私なりに判断をさせていただきますと、破産法の申し立てについては、法律に基づいているから行政がするんですよということではなくて、行政としては村民の生活の安全・安心というようなものを守る立場で言いますと、行政と滞納者当事者間で解決できるものであれば別といたしますけれども、多くの村民に不安と生活というものを権力をもって奪うということも十分考えられるわけでありますので、やはり私の考えとすれば、滞納を認めるという観点ではなくて、多くの村民に影響を与えるという視点から申し上げますと破産法の適用については行政としては避けるべきではないかというようなことを申し上げていきたいと思ひます。

それですな、先ほど滞納者件数と、それから差し押さえ件数についてお答えをいただいたわけでありすけれども、ここで実際の実務担当者であります税務課長にお尋ねをさせていただきますと思ひますけれども、先ほど滞納者件数がトータル的には25年度で1,767名と言ったらいのか、法人も含まれているということでありすけれども、数字をいただいてございすけれども、この1,767の滞納者に対する差し押さへの例えは1事業所で10件の物件を差し押さえたというところもあるでしょうし、全然していないというところもあるでしょうけれども、1,767のうち、たとえ1件だろうとその事業所で10件というところもあろうかと思ひますが、実際に差し押さをされた件数が求められないとするならば、割合としておおむねどのくらいの割合で1,767に対して差し押さえる率としてはどのくらいかというものを、これ通告で出してございせんので、感覚的なもので結構でありますので、質問をさせていただきたいと思ひます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** ただいまの質問にお答えさせていただきます。村長答弁にもありましたけれども、延べ人数という形で年度末しか、統計としては数字としては出ませんので、25年度時点での件数につきましては個々に拾い上げることが可能でしたので、25年度の数字について申し上げさせていただきますと思ひます。

25年度の滞納件数の実数といたしましては、先ほど村長の答弁がありましたけれども、合計で1,767件でありまして、25年度の現在までの実件数といいますか、人数といいますかにつきましては375件であります。パーセントに直しますと約21%ほどのパーセントになります。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第3番（松本喜美人君）** 25年度に限ってということで、差し押さへの率でいいますと21%という数字を答弁いただいたわけでありすけれども、実は国税徴収法によりますと、国税徴収法の第47条ではですね、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないと

きは、財産を差し押さえなければならぬと明記されております。差し押さえができるということではありません。差し押さえをなさないと、こういう法の解釈であります。

私は、実は最初に聞いた滞納者数から差し押さえの件数というものをトータル的に差し押さえの率がどのくらいしているのかというのを本当は知りたかったわけなんです。例えば、その25年度に限って申し上げるならば21%ということですので、この数字がこの国税徴収法の第47条に沿った処理がされているかどうかは非常に判断しにくいわけでありましてけれども、私の感覚的な数字になって申しわけございませんけれど、これは税務課の担当のほうとも数字をお伺いする中で確認をさせていただいたといいますか、つかんだ数字でありますので、正確性には乏しいと思いますけれども、全体的な1,767の滞納者に対する差し押さえ率というのは、よくて50%くらいではなかろうかという回答をいただいております。そういった数字をもとに申し上げるならば、破産法に移行する前に国税徴収法でやらなければならないと決められている部分について、まず差し押さえをしていくべきではないのかなというふうに考えております。

村長にお尋ねをしたいと思っておりますけれども、この差し押さえの約、おおむね50%くらいだろうという考察数値で、実際正しい数値かという若干疑問が残るわけでありましてけれども、差し押さえの低いといいますか、私は個人的なものとして100%にいくということは、まずないと思います。これは極端に言いますと、先ほどの滞納者数も多分1期おくれたとか、たまたま口座に残高不足で落ちなかったというようなものも多分カウントされているということからいえば、100%の差し押さえということはある得ないと思いますけれども、私は少なくともこれだけいわゆる税の滞納問題が騒がれていることを考慮いたしますと、やはり60%から65%ぐらいの差し押さえ率があつてしかるべきではないかなと。

先ほど村長のほうからですね、お答えの中に、抵当権の設定等々によって、いわゆる押さえても換価が少ないというようなことの説明もありましたけれども、改めてこのおおむね50というその差し押さえ率についてと、その要因は何か、もう一度改めてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今、松本議員の差し押さえの率について、推測でという数字のお示しをいただきましたけれども、差し押さえ率については滞納者の個々の状況により、差し押さえの状況も変わってくるものと、このように思っております。

要因は何かと問われますと、現年度課税分に関しては納め忘れの納税者がいることが考えられます。また、長期滞納者あるいは高額滞納者は以前から差し押さえを行っており、差し押さえできる財産があれば、その都度差し押さえをしてきておりますし、差し押さえに当たっては財産調査を行い、差し押さえ財産がすぐ見つければいいわけでありましてけれども、調査をくり返す中で新たな発見をすることもあり、調査には時間を要することは多々ございます。そのような状況の



中では、差し押さえ率は当然低くなってまいります。反面、少額でもどんどん差し押さえを行っていけば差し押さえ率が当然高くなってまいります。

このように個々の状況が違うこともあり、一概に差し押さえ率が低いあるいは高いとはなかなか表現しにくい、言いがたいことだと、このように思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第3番（松本喜美人君）** 差し押さえに関しまして質問させていただきますけれども、差し押さえ財産には不動産、動産、債権、有価証券、これが主なものと思われれます。これらが対象になるわけでありませけれども、私ども議会におきましても、昨年11月22日から計3回の議会全員協議会でこの破産法の適用の有無について協議をし、研究をしてまいりました。

その中で税務課の説明においては、不動産については金融機関による抵当権の設定に伴い劣後債権となり換価できないとの説明が繰り返されております。しかし、これも国税徴収法の第48条ではですね、債権額を超える差し押さえはしてはならないという、いわゆる超過差し押さえや無益な差し押さえがというようなことで禁止条文が制定してございます。ですから、例えば不動産等々については宅地、建物で極端に見ますと5,000万というような価値があるというようなものを例えば滞納額3,000万で抑えるということはしてはならないというような法律であります。この法律の超過しての差し押さへの禁止というところ逆に考えますと、私は抵当権が1番で設定されている、抵当権が設定されているものについては換価できませんので、差し押さえはしないんだというような説明がなされておりますけれども、逆に言えば債権額を超えての差し押さえができないわけでありませるので、2番抵当であるならば十分いけるんじゃないかという考え方をしてございます。

例えばですね、私の経験法則でお話をさせていただきますと、不動産における抵当権の設定には民間金融機関の場合では担保評価の60%を担保の極度額として設定をします。さらに、政府系の金融機関の場合では担保評価額の70%というのが、私の経験法則上では担保極度額になるわけでありませ。ですから、2番であったといたしましても、実際の評価額、理論的に申し上げますと40%ないしは30%の担保余力があるという解釈が成り立つわけでありませ。

ただ、ここで土地に関しましては、実は本村においては平成10年から15年以降、急激な土地の公示価格と実勢価格もそうでありませけれども、極端に言いますと2分の1以下くらいに価格の減少がしてございますので、現実においては、土地においては、宅地においては担保評価割れしているというのが実態ではないのかなというふうに思います。でも、建物については先ほど申し上げましたような状況で言いますと、2番抵当でも十分無益な差し押さえにはならないというふうに私は考えております。その件について、直接担当されております税務課長の見解をお尋ねしたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** ただいまの無益な差し押さえという件につきましてお答えさせていただきます。確かに国税徴収法第48条の中で、超過差し押さえ及び無益な差し押さへの禁止がそこであつております。超過差し押さえにつきましても無益な差し押さえにつきましても議員おっしゃるとおりで、差し押さえる財産は差し押さへの対象となる財産のうち、差し押さえをするときにおける価格が差し押さえに係る税の額を著しく超えないものであることということが、超過差し押さへの禁止であります。

また、無益な差し押さえにつきましては、やはり差し押さえようとするときによける財産の処分予定価格が差し押さえに係る税金の滞納処分費や税に優先するほかの債権の合計を超える見込みがあるときは、その財産も差し押さえることができないとされております。

議員さんおっしゃいました金融機関の担保の余力が40から30%残されているのではないかとということでもありますけれども、金融機関としても抵当権を設定するに当たりましては、その余力を考慮して恐らく複数の不動産を担保設定されるのではないかと考えております。やはり税についても同じことが言えまして、1つの不動産におきますと超過差し押さえになってしまう場合であっても複数の不動産に関して一体として考えるならば、それは超過差し押さえには該当しないというふうに解しております。

ですので、差し押さえをしないということではなくて、できるものがあれば2番であろうとも、それは差し押さえをしていきます。ただ、事実としてそれが差し押さえた不動産が例えば一部納付があつたりとか、先ほど議員さんが申し上げました地価の上昇または、上昇はちょっと考えづらいですけれども、白馬村の現状においては地価が下がるといった状況の中におきましては、その担保価値が、不動産の価値が下がるということもございます。一概に、その差し押さえた時点での評価というのは非常に難しいと考えております。ですので、そういったことも含めながら差し押さえできるものはしていくという考えであります。また、実際それを公売に付したときどうかということになりますけれども、現実的にはやはり税のほうに配当に回ってくるものは現実的には難しいのではないかと考えております。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第3番（松本喜美人君）** それではですね、もし破産法を適用したと仮定した場合ですね、仮定でありますけれども、私は行政の継続性及び公平性という観点から1件ないし2件、例えば破産申し立てをしたとしますとですね、いわゆる滞納者の中での公平性というようなものが求められると思うんです。そういたしますと、やはり滞納額の多い順等々からいわゆる順次破産の申し立てをしていかざると得ないということになるのではないかなと。

その場合に、債権者が申し立てをいたしますと、裁判所への予納金というものが申立人が一時立てかえるといえますか、納付をするということになります。この予納金の目安でありますけれ



ども、おおむね負債の総額が5,000万未満の場合には個人で50万、法人で70万、それから5,000万円以上1億円というところで、個人では80万、法人では100万、おおむねこの辺のところに該当してくるのかなと思っておりますが、これらのいわゆる予納金をですね、税金から裁判所のほうに納めていくと。ただし、この申し立てをした破産者の財産、これは破産財団ということになりますけれども、その破産財団いわゆる換価されたものから優先的にこの予納金というのは弁済を受けるということでもありますけれども、私ども税務課のほうから聞いておる説明の中においては、この予納金はまず返ってこないだろうと、いわゆる換価しても配当できる財産がないという、いわゆるあるんですけれども、金融機関がまず担保設定しておるので配当がないだろうというふうに説明を受けておるわけでありまして。

そういたしますと、税金を使って予納金を出して実質的には何もないよという、実益といいますか、というものは村には何もないということでもあります。ただ滞納額をいわゆる不納欠損できるということで単純に減額するために、この何百万という税金を使うことに対していかがなものか、いわゆる費用対効果ではないですけれども、どうなのかと。

実は、私も前の職場の関係です、県の商工会連合会を通じて県下の町村のこういった破産法の適用云々というような部分について問い合わせをさせていただきました。その中では、私ども白馬と産業構造が非常に類似しております山ノ内町、野沢温泉等々においても、これは私が直接行政に確認しておりませんが、県の商工会連合会を通じて確認をさせていただいたんですけれども、現時点においては破産法の適用は考えていないと。ただ、これは山ノ内の例でありますけれども、確かにそういうふうな形で破産法でやりますと徴収額は一気に減らせるんですけれども、それよりも実益としては今おくれていながらも1年に20万、30万と納税していただいているというもの、それでは解決にならないと言えればそれまでですけれども、村民の利益からいったら、そのほうが何百万予納金を出して返ってこないよりも、そのほうがいいのではないかとというような報告といたしますか、調査結果をいただいております。

そういった観点から村長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、この予納金を村の税金から出して実益が全くないというふうに見込まれるわけでありましてけれども、それに対して村長の見解をお尋ねしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 松本議員から予納金の目安についてお話がございました。おっしゃられたとおりの債務総額に対しての予納金についてはおおむねそのとおりだと、このように思っておりますが、松本議員もご理解をいただいていると思っておりますけれども、この滞納する方もただ金額が多いということで画一的にできないという、その辺のところをよくご理解をいただきたいと思っております。したがって、その基準を設けるということも非常に難しいこととございます。我々は納税者を苦しめるというようなことを優先に考えているわけでは決してございません。ただ、多額の納

税額はあっても決められた所定の納付ができない、さらに滞納が雪だるま式に増えていくというような状況は果たしていかなものかというのは、一連の考えの中には当然出てくる問題であります。それについても行政的なアドバイスというのは必要になってきますけれども、この話は先ほどの話にもどって、果たして行政がそこまでやるのが望ましいのかどうかというところに行き着いてしまうと思います。

そういう観点から私がお答えしたように、ただ単に法律の範囲外の問題の解決は、非常に社会に与える影響は大きいのではないかとということを考慮をしなければならないということをお大前提に、議会の皆様にもいかなものなのでしょうかという具体的に案を提示をしてご議論をいただいたというふうに思っております。

予納金が返ってこない中で、果たして費用対効果で考えた場合にいかがと言われて、言われるように、やらないほうがいいのかもあるでしょうし、時によってはそうあってもやるべきだという物件も出てくる可能性もあるわけでありますので、いずれにしても軽々に事務的にやるのではなくて、事情をよく調査をしながらといいますか、滞納者との対話も重ねながら一方的なやり方は好ましくないというふうにも考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第3番（松本喜美人君）** 質問とすれば最後でございますけれども、この3月定例会の初日、太田村長冒頭の挨拶の中で、私は3期目の責任を担うというようなニュアンスのご挨拶をいただいたというふうに解釈をしております。一部の新聞ではそのように捉えた記事が掲載されておりました。太田村長にお尋ねいたしますけれども、7月の村長選において、この破産法の適用の有無について村民の審判を仰ぐお考えがあるかどうかお尋ねをさせていただきたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 通告にない質問を突然いただいて、私もちょっと戸惑っておりますけれども、この現段階で破産法をもってその審判を受けるというには、確たる検証もできていない中で、そこまでは考えられないだろうというふうに思っております。決して今、出るからという前提で話をするのではなくて、出る場合にあってはこれを選挙戦のテーマとするというようなことは、どなたが出ても大変難しいことではなかろうかなと、こんなふうに思っています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第3番（松本喜美人君）** これは質問ではございませんけれども、やはり滞納問題というのは非常に難しいと私も痛切に感じております。ただ、徴収することももちろんこれは行政の事務の一端でありますから、それをおろそかにしてはいけなし、先ほど申し上げましたとおり、差し押さえについては、できるものについては全て差し押さえしていくというような姿勢が必要ではないのかなと思っております。

それと同時に、よく担税能力のある方にかわっていくべきであるということをよく聞きます。しかし、これは例えば破産法が適用になった場合に競売にかかって、新たな土地、建物の所有者が決まり、その皆さんが頑張っていただいて税金を負担していただく、これは理想の形ではありますが、やはり白馬の物件に投資をしてみようという気持ちといますか、やはり観光面等々の育成というものも非常に大事ではないのかなど。ですから、徴収とその観光の育成というようなものをあわせて行うというようなことが村長にぜひお願いをしたいと思います。

それから、最後でありますけれども、実はこの破産法の問題につきまして、私ども議会でも全員協議会で税務課等々と協議を重ねたわけでありますけれども、その席上ですら、担当課長より破産法の適用について、議員も税金で報酬が支払われているのではないかとの発言がありました。これは私なりに解釈いたしますと、行政執行者の提案だから村民の税金で議員報酬を得ているんだから認めろよということではなかろうかと推測であります。しかし、私はですね、役場職員の幹部クラスの発言でありますので、これはぜひ太田村長のほうに事実確認、これはテープをとっておるはずでありますので事実確認をしていただき、さらには、発言した真意というようなものを確認をいただきまして、次回の全員協議会等の場でその辺の真意というものを報告をいただきたいという要望といたしますか、お願いでございます。

私は、こういった発言というのはですね、幹部クラスでありますので、よく専門研修、職員研修やるということをよく聞きますけれども、そうではなくてもっと基本的な公務員は村民の公僕であるというような部分をもう少しやっぱり視点に置いた研修が必要ではないかということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（横田孝穂君）** 質問がありませんので、第3番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第7番篠崎久美子議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 7番、篠崎久美子でございます。3月に入り、このごろはまさしく三寒四温の天気、温かいと思ったら真冬のような気温と降雪、また吹雪なども見られます。本日も非常に寒い天気ではございます。しかしながら、そんな中でもたまにのぞく晴れ間の日差しには明るい春の兆しを感じられるようになりました。青空に白い雪をいただいた白馬三山を見ると本当に圧倒されるほどきれいで、誰をもひきつけるエネルギーを持つこの雄大な景色というのは、まさしく私たちの天恵の財産であり、また本当にありがたく、そして誇りにも思うところでございます。この景色や財産を大事にし、そして、その魅力を有効に生かしていくべきであると改めて思うところでございます。

また、ふるさとということでも申しますれば、東日本大震災から3年が過ぎました。あの3・11によりふるさとを失わざるを得なかった方々、そしてまた帰りたくても帰れない方々の無念を思うにつけ、早期の復興を願うところでございます。

さて、先月の大雪のときには日本全国で大きな被害が出て、特にお隣の山梨県などを中心に鉄道や高速道路などの交通が長期間にわたって乱れる事態となり、多くの被害をもたらしました。当村においても多くのお客様の入り込みやお帰りを予定していたお客様の足に大きな影響が出ました。今回、白馬村というよりも周囲の交通のほうが悪化されてしまい、その結果、お客様の影響ももちろんでございますし、人の移動そしてまた小売店の商品についても品薄となり、ガソリンも例えば1回当たり給油量が制限されるというような事態を招くことになりました。

この事態を受けて、観光を主産業とする村としては、せめて鉄道や道路などの交通情報を把握し、それを何らかの方法で周知することが必要であったのではないかと、またお客様のみならず、当然に住民に対しても迅速な情報収集をして、迅速な情報提供がなされてもよかったのではないかと考えたところでございます。ましてや、この冬に多く訪れていらっしゃる外国からのお客様たちには、どのように情報を得ることができたのかと思いました。

自分たちが例えば外国など異国の地、地理的な感覚のない遠くの地へ行って、例えば同じ状況下になったときには、やはり何よりも欲しいのはまず情報ではないでしょうか。観光地として多くのお客様を受け入れるならば、やはり安心と安全の提供を常に心がけ、実施するのは受け入れ側の責任であり、それはまた個別のお宿の対応に任せるだけというのではなく、行政としてできること、やるべきことではないかと思えます。それがまた、その地への信頼度にもつながるのではないかと思えます。

残念ながら、広報で流れたのは依頼をした1回のみであり、その後は全く情報提供もございませんでした。テレビを見ればいいじゃないかというお話もございますが、テレビが見られない状況下にある方も大勢いると思えます。例えば外国からのお客様に対しては、観光局などでもリアルタイム情報としてウェブを活用する方法もあったのではないかと思えます。こういうときこそウェブの持つ隠された力が発揮されるときだと思えます。東日本大震災のときにツイッターが大活躍したのは記憶に新しいところでございます。

また、災害は大雪だけではございません。また、いつ起こるともわかりません。例えば夏場に多くのお客様が登山されている状況下でも、どんな大災害が起こるかわかりません。夏場の場合が多いときには1,000人単位でのお客様が白馬三山に入っているわけでございますから、もし災害が起きたときに村としてどうするかを考えておく必要はあると思えます。そして、またそれは結局は、住民への安心・安全の提供にも当然につながると思えます。こういうことを契機に自分たちの自治体の防災体制を見直していくことが常にできたら、それこそおもてなしの村になり、住民たちも住みやすい村にさらになるのではと、自分もここに住む一住民として思っ

た次第でございます。

さて、本日は通告に従いまして2つの質問をさせていただきます。まず1番目に債権管理について、そして2番目には新ごみ処理施設についてです。それでは早速質問に入ります。

まず1番目、債権管理についてを質問いたします。

自治体の有する債権というのは、近年さまざまな制度や事業ができるにつれて非常に増えており、その性格や根拠により、多種多様になってきました。地方自治法204条第2項では「普通地方公共団体の長は債権について政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他その保全及び取り立てに関して必要な措置をとらなければならない」と規定し、また地方自治法施行令171条から171条の7においては、督促、担保権の実行、強制執行手続、訴訟手続、仮差し押さえ手続等が規定されております。つまり、地方公共団体は債権について適切な保全と回収、つまり取り立てをすることが必要であるということでございます。それゆえに行政職員は法律的にも正しい知識と解釈が求められます。そして、それをもとに債権の回収、徴収業務に当たらなければならないことは言うまでもありません。

下水道受益者負担問題は、債権の回収において一律の対応ができてこなかったことも、その滞納を招いた要因であったことでしょう。また、村税においては金額ベースで言えば、毎年の税収の約半分に相当するぐらいの金額が滞納金額として計上されてきます。なかなか改善されない状況であります。過去を見ますと、一時は10億円というときもあり、現在でも8億円近くの税金が滞納額として計上されてきています。オリンピック後に急速に冷え込んだ景気の影響というのは否めませんが、それに加え、過去の債権回収が滞ってきたことも、その大きな要因の1つであることに間違いはないと思われまます。その結果として、滞納は過去においては多額の不納欠損につながってきました。

一般的には自治体の有する債権は、その根拠となる法律の違いや性格などから、公債権と私債権に分けられます。例えば、時効の期間を例にとれば、公債権と私債権では公債権の場合は2年から5年、私債権は1年から10年などと違ってきております。またその回収方法の違いによっても公債権はさらに強制徴収できる公債権、非強制徴収の公債権に分類され、私債権（わたくしさいけん）、私債権と合わせて3つに分類されるとされています。

詳しく述べますと、強制徴収公債権は、例えば国税や地方税の滞納処分の例により、預貯金や給与あるいは不動産等を差し押さえて換価、つまり金銭化をすることができる。その一連の手続により自力で強制的に回収できる債権であります。また、これに対し、非強制徴収公債権とは、裁判所に支払い督促や訴えの提起をして裁判所の判決を受けるなどして、裁判所に先ほど申し上げた強制執行の申し立てをして回収できる債権であります。そして、私債権、私債権（わたくしさいけん）とは村と相手方との契約などに基づいて発生する債権で、その内容による時効の期間の終了あるいは債務者による時効の援用により債権は消滅いたしますが、これは逆に時効の援

用がない限り債権は消滅しないとされているものでございます。水道料金などがこれに当たると近年では解釈されています。

地方自治体においては、税の公平性や自立した財政の確保からいっても、債権を適切に管理して納税などを促していくことは当然に求められているところでございます。過去から積み上がった莫大な滞納に対し、厳しい社会情勢の中、現在の税務課徴収債権係において滞納状況の改善を図っていることは、もう皆が既に認めているところであり、本当に大変な業務であると察するに余りあるほどでございます。

しかし、滞納状況の改善は一担当課のみではなかなか困難であり、また債権というのは税のみではございません。現在、上下水道課などでも債権の見直しを図って適正化をしつつある状況も見られてきておりますが、今後に向けても債権管理や徴収対策の一元化が必要であると思われま。そこで、以下についてお伺いをいたします。

1 番目として、本村における強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権はどのようなものがあり、交付状況、滞納状況はどのようなかと伺います。

2 番目として、庁内全体では債権管理についてどのような体制をとっているのか、また、徴収についての対策や債権についての知識や情報の共有はどのように図っているのかを伺います。

3 番目として、県地方税滞納整理機構への移管状況と徴収状況を伺います。

4 番目として、債権の一元的管理が必要ではないかと思われま。お考えを伺います。

最後に、その上で債権管理条例の制定も必要ではないかと思われま。お考えを伺います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めま。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎議員のご質問にお答えをしま。前段で2月の2週に続く大雪でこうむった被害、交通状況等のお客様への案内が不十分ではなかったかという提言をいただきました。おっしゃられるとおりでございま。観光立村として、また冬の観光地として、お越しをいただいたお客様への情報提供については今まで以上に努めてま。よろしくお願いをいたしたいと思いま。

それでは、ご質問の債権関連について5項目にわたってお尋ねをいただいております。順次、お答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

債権管理について、まず債権の種類と状況であります。自治体の債権には財産調査権を有し、自力執行権により滞納処分できる債権として地方税と公課がございま。本村の公課については、下水道使用料、下水道受益者負担金、後期高齢者医療医療保険料、保育料などがございま。

また財産調査権がなく、裁判所の差し押さえ命令により強制執行する債権には、公法上の債権と私法上の債権がございま。公法上の債権は、地方自治法第231条による分担金や使用料等で、私法上の債権は、水道料金や給食費などとなっております。各年度の決算書をご覧いただければそれぞれの収入や滞納状況を記載しており、村税、上下水道使用料などの滞納状況は議員も



ご存じのとおりでございます。証明手数料や施設使用料などその他の使用料については、年度を繰り越しての滞納といった状況はございません。

2つ目の庁内の債権管理体制であります。滞納額が多い村税や上下水道料金については徴収係を置き、徴収及び債権管理を行っておりますが、その他の使用料や手数料については事務担当者が徴収を兼務している状況であります。

徴税吏員は差し押さえ等に関する専門研修を受講し、スキルアップを図っておりますが、その他の職員においては債権管理に対する特別な研修を受講していないのが現状でございます。職員全体の研修の中で基礎的知識の向上が図れるよう、今後、研修内容も検討してまいりたいと考えております。

3つ目の長野県地方税滞納整理機構への移管状況と徴収状況のご質問でございますが、平成23年度は、移管件数20件、移管金額3億4,248万8,272円に対して、徴収額は4,803万7,773円、徴収率は14.02%であり、平成24年度は、移管件数20件、移管金額9,418万4,450円に対し、徴収額は3,441万5,236円、徴収率は36.54%でありました。今年度は12月末現在で17件、移管金額1億1,719万3,672円に対し、徴収額は591万1,004円、徴収率は5.04%であり、そのうち完納が1件、分納誓約が11件、財産調査にとどまっている案件が5件という状況でありました。

滞納整理機構は、分納誓約による納付を進める傾向が強く、分納誓約をしても年間の税額に満たない分納誓約では滞納額は減りません。税務課では6月と8月に滞納整理機構に出向き、搜索を中心とした滞納整理をお願いをいたしました。12月にも機構との話し合いを持ちましたが、積極的な滞納処分を進めてもらえないと判断をし、12月末をもって移管案件を引き上げたところでございます。移管していた案件につきましては、不動産、預金、生命保険等の差し押さえの実行と、換価できるものは換価をし、公売、搜索も実施をしてきているところであります。

4つ目の債権の一元的管理につきましては、非常に有効な手法であるかと思いますが、限られた職員数の小さな村でありますので、一元したことにより事務量ばかりが増える可能性もあります。どのようにしたら適正で効率が上がる事務体制になるのか研究をしてまいりたいと思います。

また、債権管理条例につきましては将来的には条例制定も必要かと思いますが、その前段階として、村税以外の諸収入金、下水道使用料等の滞納処分を職員に委任すること、水道条例においては債権放棄について条例の一部改正議案を上程しているところでございます。

債権管理についてのお尋ねにお答えをさせていただきました。不足の部分は課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。私からの答弁は以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 今のご答弁の中で、例えば研修については内容を検討しながら個別に担当する課の皆さんにやっていきたいという前向きなお話もあり、少し期待するところであります。



やはり意識を共有するためには、知識も共有しなければいけないということでございますので、ここはぜひお願いしたいと思います。

それにつけても、なぜこの滞納額が積み上がってきたのか。例えば、下水道受益者負担金問題においては負担金の徴収が的確に行われてこなかったことが大きな要因であるということで、報告書にまとめられてきております。また、税金の多額の滞納状況について、徴収事務が的確に行われてこなかったということは、これはもう本来であればここを検証していかないと意識が共有されないのではないかと思います。この特に税金の滞納の積み上げ、積み上げという言葉はよくないんですが、税金の滞納については問題の検証ということは、なぜこういうふうになったのか、そういうことについてはどのように、いつごろ検証されてきたのか、あるいは今後検証する予定があるのかということをお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎議員から滞納額が起きた原因等についての検証をしているかというご質問でございます。この徴収状況を見ていただければおわかりかと思っておりますけれども、私が就任したのが18年でございますけれども、22年からやはりこの滞納を減少させなければいけないということで、滞納をしている方と積極的に折衝を持ちながら、滞納額を減少させる手だてを講じ始めたところでございます。

平成23年ころからは、もう厳しいことでありましたけれども、差し押さえ等を積極的に進めながら徴収率は非常に高まっていき、徴収額も増えてきたと、このように思っております。滞納してでも納税していただかなければいけないという思いを、担当課は全員が共有をしながら取り組んできたのが実情ではないかと、このように思っております。

私が就任した当初は、10億円近い滞納額がありましたけれども、職員、担当課ではそれなりに努力をしながら、今年度ではその滞納額がたしか7億6,000万円くらいまで減少をしてきたことは、徴収に力を入れてきたおかげだと、このように思っております。

しかしながら、議員もご承知のとおりでありますけれども、さらに何らかの方法を考えないと滞納額が減少しないということから、その1つの方法として破産法の問題等も出てきて、議会の皆さんとも特に連携をしながら、この徴収率を上げる方法を提案をしてきたところでございます。私どももいろいろ検討する結果、法律によらないところでいろいろな問題が発生する可能性があること。そして本来、金融機関にやっていただくことは本来の筋ではないかというようなことから、実施をするに当たっては、そういった方面での状況整理、状況をよく把握をしながら相手方と折衝をすることから始めたいということで、破産法の適用については当面見送りをするという結論になったわけでありまして、今、なぜかと言われれば、長年にわたる徴収業務がなかなか思うように進められなかったということ以外には考えられないわけでありまして、現在は厳しい中でも滞納整理には全力を尽くしているという状況もぜひご理解をいただきたいと、このように

思うところであります。

実情についてまた経過については、担当課長のほうから現状をお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 引き続き答弁を求めます。太田税務課長。

**税務課長（太田洋一君）** 滞納額のふくらんでいる状況におきましては、ここ数年、差し押さえを強化してきた結果、徐々には減ってきているのは事実でありますけれども、依然として8億弱、7億6,000万円ほど25年度につきましては滞納繰越額というような状況になっております。

それで、やはり税務課としても何とかしなければいけないという状況はありますし、議員さんもそういった思いは非常に強いかと思えます。その中で、今年度につきましてはスキー場とかも公売いたしましたし、公売できるものはしますし、搜索も数件行っております。実際に搜索を行いまして、現金を押さえてきたというような実例もございます。

そういった中で、徴収に関してもやっぱり公平を保ちながら徴収をしていかなければならないと感じておりますので、その辺につきましても公平を保ちながらしていきたいと思えます。また、徴収に関する中で課内でも話し合いますし、徴収係でも話し合いまして、ここまで、この案件につきましてはこういった方向で進もうというようなことで日々取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありますか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 検証はというところでありましたが、現在のところまでご答弁をいただいたところであります。お話によりますと、課内とか、担当課の中、あるいは徴収係等々で実効性等々を多分検証しながらやってきてくださると思うんですが、くださっているということだと思っておりますが、要するにこういうことでもPDCAサイクルというのは当然あるわけでありまして、計画を持って今年度やったことの方策を、これでよかったのか、効果はどうであったのか、そして、それを次にどのように生かしていくのかということは、やっぱりこの債権の回収においても当然やってこなければいけないことだと思っておりますが、それにつけても、先ほど債権の一元管理というところで、一元管理のお考えはとお伺いしましたところ、有効ではあるけれども、事務量が増えるという弊害もあるのではないかというようなお話がありました。

しかしながら、やっぱり先ほどの私の申し上げたPDCAサイクル、あるいは、その担当課の皆さんの中で持っているノウハウ、知識、あるいは意識、そういったものを共有するためにも、やっぱり課を横断したその債権に対する対策チーム、回収チームという言葉はちょっと適切であるかどうかわかりませんが、回収だけを目的としたものではない債権に対するチームというものを立ち上げられてみてはどうかと思えます。新たに課をつくる、あるいは担当を専任で何人か置くということは多分この小さな村では非常に難しいことであると思えますし、そこまできなくてもせめて債権の回収のチームを立ち上げ、また債権管理の一連についてのマニュアル化

というものを図られて、庁内に徹底されてはどうかと思いますが、ご答弁をお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 議員ご指摘の趣旨は十分理解をしているつもりであります。ご提言をいただきましたPDC Aサイクルを有効に活用しながら、全職員が共通の場でというのはなかなか難しいことだと思いますが、それぞれ横断的に対策、対応が、あるいは意識の共有ができるような体制ができないか、議員ご指摘のように検討はしてまいりたいと、このように思っておりますので、また進めるに当たってはいいご提案があったらお聞かせをいただければと、このように思いますのでよろしくお願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 検討していただけるということでございますが、ぜひ実効性のある検討をお願いしたいと思います。いつも例えば前にも私がお願いしました、村づくりを考える課内横断的なチームだということでも検討しますというお話もありましたけれども、1年前になりますが、なかなか姿が見えてきません。今回、特にこの債権ということは滞納が実際に積み上がっていくかもしれない、それに対する対策を徴収係だけではなく、個別に担当課でやっている人たちの意識も共有して全庁的にできるように持っていくというためには、やはり検討するだけで終わるのではなくて、検討するならば実際に実行できるような形の検討をぜひお願いしたいと思います。

また、先ほどの質問の中で県の地方税滞納整理機構への移管状況と徴収状況をお伺いしました。23年度14%、24年度36%余り、そして今年度はこれ非常に低い数字5%ということで、結局、その結果として12月で移管しているものを全て引き上げたということをお伺いしました。

しかしながら、この地方税滞納整理機構につきましては、これは例えば経緯でございますけれども、平成19年11月からその立ち上げについての審議が始まり、目的としては税務執行体制の強化、公平性、税収の確保、コスト削減等のために市町村税と県税の業務共同化に係る検討について県が提案をし、全市町村がこれを了承しております。そしてまた、その後、地方税共同化検討委員会が設けられ、大口困難案件の徴収業務から共同化を進めることについて、県内全ての市町村及び県がこれを了承しております。そして、この委員会の中で平成23年度から大口困難案件について徴収業務共同化を実施し、業務開始3年後をめどということで業務範囲の拡大、それを検討するものの検討結果報告が取りまとめられているわけでありまして。

そのような経過を経て、平成23年から業務開始が始まっております。職員の資質向上あるいは研修ということも含めて、当村からも職員が派遣されるなどしているわけですが、この移管の取り下げについては村長のご判断であるのかどうかをお伺いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** この徴収機構の設立に当たっては、私どもも積極的に参加をし、その徴収業

務が今まで以上に推進されることを期待をしてきたところであります。そういった意味で私どもの村からも職員を1人、2年間派遣をし、今年度で終わりますけれども、この機構に移管をした困難案件の解消が村でやっているより実行が上がっていないという事実、それに対する対策をどうしようかということで、担当からももちろんでありますけれども、私もその中に加わりいろいろ検討をした結果、滞納整理機構のほうでは搜索そして差し押さえ、そういうところまではやらないと、こういう最終的な結論のようであったと聞いております。これは課長等が機構に出向いてその話をしたことはさきに申し上げたとおりでございますが、そうした状況であるとするならば、今、白馬村の税務課がやっている状況は搜索もどんどん進める、そして差し押さえも必要に応じてやっていくという、整理機構以上の徴収業務をしてきているのは実情でございます。

そういったことから、移管をしましても徴収率が一向に上がらないということから、今年度移管をまた取り下げたという状況になったわけであります。結果、私の思いもありますけれども、今後を考えたときに今回はこうすべきだという課の意見、私の意見も含めて、こうした結果になったわけであります。新たな年度に向けては、また私のほうから県にもきちんと要請をし、その姿勢をお伺いをしながら考えていくということになろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** やはりその自分たちも一員として組織をした広域連合であるということが前提としてあると思います。確かに効果としては今年度としては非常に低かったのかもしれませんが、今お伺いすると搜索、差し押さえはできない、やれなかったということに向こうのほうとの話し合いの中で出てきたということでもありますので、案件を分けて両方のほうでやるということも1つ捨ててはいけないのではないかと思います。それは構成員であるというものの責務でもあるのではないかと思いますし、また、どこがどういふふうにいけないのかということ今年度3回お話をされているそうですが、継続的に機構のほうと話をして機構自身の精度を高めていくというのも構成員の責務ではないのかと思います。

例えば小さな村でございますので、確かに今現在、差し押さえあるいはその滞納処分整理なんかに関しても効果を上げていますけれども、顔を知った中に行くのがなかなか難しいとか、そういったことについてはやはり滞納整理機構に、その部分は期待されたところでありますので、今申し上げたように案件を分けてご依頼されるということをお考えになつては、そして、どうしても人数的に足りないですから、機構のほうでもお願いし、村でも当然に進める、二手に分かれてという形でやれば、さらにやはり効果としてはあるのではないかと思いますので、ぜひお考えいただきたいと思っております。

そしてまた、次に移りたいと思っておりますが、例えば住民に対して、課の中ではこれは公債権である、これは私債権である、これは強制で徴収できる、これは非強制徴収公債権などと分かれて認

識があると思うんですけれども、庁内全体としてそれが統一された認識であるかどうかはまだ別な問題としまして、例えばホームページに上におきまして、村としては債権に対してはこういう考え方である、分類としてはこういうものがある、例えば時効に対してはこういう形になるんだと、その後はどういうふうにするんだと、そういうことはやっぱり徴収するからにはきちんと明示すべきではないかと思います。それについて、メリットとしては住民はもちろんそういう情報を得るわけですが、職員自身の自覚あるいは勉強にもなるのではないかという隠されたメリットもあるのではないかと思います、この点についてお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今の議員さんのご質問のとおり、徴収に対する意識の庁内共有というのはとても大切なことでありますし、そういったことを村民の皆様にも等しくお知らせをして、滞りないような収入、財源確保を図っていくということはとても大切なことだというふうに思っています。

今回、議案第7号で村税以外の諸収入に対する督促手数料条例の一部改正というのを提案させていただきました。これが言うならば1つの債権管理の手法の道につながるものなのかなと思っています。この説明の折に図式で強制執行権のあるもの、それから非強制執行権のあるものというものは図示してお知らせをいたしました。そういった資料を職員が共有することによって、これはどういう手法ができるのか、地方税法あるいは国税徴収法に基づいた徴収ができる事案なのか、それとも地方自治法に基づいた、先ほどおっしゃいました地方自治法施行令に基づいた徴収義務をしなければならないのかというところを深く研修するような仕組みは考えていきたいと思っておりますし、そういったことを伝えていく責務が理事者にあると思っておりますので、情報としては出したいと思っております。どういう様式でというのはちょっとこれから検討させていきたいと思っておりますけれども、債権管理につながるようなマニュアルのものは示していきたいなと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** ぜひ情報を出す、ホームページを活用していただいて、情報を出していただいて、それで村はこういう意識なんだと、こういう態度で臨むんだということをやっぱり明示することで、その納税の意識を促すということもあると思っておりますので、ぜひこれは活用してやっていただければと思います。

そして、ちょっと余談になりますが、現在ホームページ上では今月の納税のお知らせというのが出ているんですけれども、今ちょうど申告の時期、まだですね、申告の日程が私ちょっと自分のところが知りたくて探したんですが、何か出ていない、私のあれでは見当たらずで、やっぱりそこからそういうことも必要ではないかと思うんですが、そこを是正していただけたらいいかなと思っておりますが、ちょっと課長の答弁をよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田税務課長。



**税務課長（太田洋一君）** ホームページ上にそういったお知らせを載せることはやはり当然必要なことだと思いますので、次回から改善してまいりたいと思います。ただ、個々の人に対しましては、世帯主の方でありますけれども、はがきでご案内の通知を出しておりますけれども、それだけではやはり忘れていらっしゃると思いますので、ホームページには掲載していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** そのまさしくはがきをなくしてしまった1人が私なんですけど、それで確認しようと思ったらそういう形でありましたので、ぜひ情報の提示をお願いしたいと思います。

最後に、その債権の管理条例についてなんですけど、今回の議会の議案として上下水道課のほうから下水道使用料について下水道受益者負担金について、また水道の料金及び手数料等について条例の改正案が出てきております。それは延滞金の廃止であるとか、滞納処分の追加であるとか、そういったものでございますが、この管理条例について考えますと、その目的と効果としては大別すると、まず1つ目としては、自治体の債権管理における姿勢を示す意味が外に出せるということ、具体的にはその姿勢を示すことで収納率の向上、住民の公平感の維持、住民の信頼確保が期待されるということです。

そしてまた、2つ目としては、私債権の債権管理の効率化が想定されるわけです。これは私債権は時効の援用がない限り消滅しないわけでありまして、権利放棄のためには議会の議決が必要であるわけです。これは地方自治法96条第1項10号にあります。そしてまた、同法には「条例に特別の定めがある場合を除くほか」と規定していますので、この条例にこの部分を定めることによって権利放棄が可能となり、その結果、管理の効率化が期待できるものであります。

今回の上下水道課におけるこの議案の提出はまさしくこの部分が非常に大きいところではないかと思えます。要するに、債権管理条例を上下水道課というところで、もう既に自分たちの内部で、名前はもちろん今までの条例のところを改正してきているわけですけども、考え方としてはもうそういうものが入ってきているのではないかなと思います。それであれば、なおさらそういったものを全庁的につくって、庁内はもちろんですが住民に示して、こういう形で基準を明確にしたい込んで、収納のアップを図る、あるいは税金を納めることの意識の向上につなげることができると思います。

先ほどお伺いしましたら、条例の制定も将来的には考えないことはないというお話でありましたが、ぜひこのところを近いうちにといいですか、もう上下水道課のほうで出てきておりますので、ぜひ近いうちに制定あるいは考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 下水道課のほうで提案させていただいております条例改正につきましては、ご存じのとおりさまざまな事案が発生をし、その反省の中からこうあるべきだということ

で条例改正を提案させていただきました。したがって、そういう意味では議案第7号で条例の一部改正提案する案件よりも先行している部分があるかと思います。

今おっしゃられました今後の条例の内容につきましては、債権管理の全体を含めての検討を要する事案でありますので、この場でいつまでということはまことに申し上げにくいんですけども、先ほど申し上げましたように村の財政、健全財政運営のため、そして収入確保のためという観点からであるならば検討の必要な事案でありますので、関係するところに検討させていきたいと思っております。ちょっと時期についてはいつとは申し上げられませんが、早い時期に手を着けたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** やっぱり明確に規準を示すということは、担当されている方にとっても非常に業務がやりやすくなるということ、そういう効果もありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

それでは、2番目の質問に移りたいと思っております。新ごみ処理施設についてでございます。

新たな一般廃棄物処理施設の建設に向けまして、本年1月11日には現地にて環境影響調査の見学会というものが行われました。自分も見学会に参加をさせていただきましたが、周辺住民の方を中心に数十名の方の見学の参加者がありました。その際に、現地に向かう道路を通りましたけれども、道幅というものは決して広いものではなく、また民家との距離が非常に近いわけで、実際にここを多くのパッカー車が走ることを想像すると、やはり少しでも近隣地域の方々への負荷が少ないものでなければならぬと感じたものでございます。

ごみ処理施設建設候補地の場所の選定に関しましては、住民の関心も高く、当然に住民に理解を得ていかなければならないことであったため情報も多く出されてきましたが、ここに来まして候補地が決定した後、現在では新処理施設の建設に向けての具体的な情報は余り出てきません。それは現在は環境影響調査などを行っている段階なのでということもあり、特に出すべき情報も少ないということなのであるかもしれませんが、おおよその計画によりますと、28年末には試運転にこぎつきたい意向であるということ、また、白馬村にはリサイクル用の施設が建設されるということでもあります。この移行していくときに少しでも混乱が少ないように、行政としても減量化や分別の強化をスピード感を持って住民とともに進めていく時期が来ていると思っております。

広域においては、施設の外觀や附属施設のあり方などについてアイデアを提供していただくかんきょうサポーターの第1回会議もこの2月に開催され、村内においてごみ処理対策委員会の設置に向けての委員の公募もされたところで、いよいよといいますか、動き出したのかなという感じがございます。そこで、現状の進捗状況等を含めまして、以下についてお伺いをいたします。

まず1つ目としまして、新たな一般廃棄物処理の建設に関しての進捗状況を伺います。

2番目として、村内に建設予定とされているリサイクルセンターの計画について伺います。



3番目として、新たな施設稼働に向けて、村では今後どのように対応していく計画であるのかを、以上3点お伺いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 篠崎議員2つ目のご質問であります、新ごみ処理施設について答弁をさせていただきます。3項目にわたってお尋ねをいただいております。順次、お答えをしておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず最初に、1つ目の新たな一般廃棄物処理の建設に関する進捗状況のご質問ですが、昨年1月から2月にかけて、地元自治会や周辺自治会、3市村の住民を対象とした経過の説明会を開催し、大町温泉郷を除く自治会の皆様からはご理解をいただいているところでございます。建設候補地の大部分は源汲自治会の共有地で、登記上は区分所有の上、相続がされていないため、対応について自治会の皆様と協議をする中で、地縁団体を設立し、賃貸借することとなりました。現在、相続権者の調査が行われているところでございます。

土地の立ち入りに対する地権者の了解が得られたことから、昨年7月に地質調査及び測量業務、8月には生活環境影響調査をそれぞれ発注しております。業務が終了した地質検査の結果は、施設の建設に必要な地盤強度があるとのことでございます。環境アセスは本年の11月まで続きますが、四半期ごとに調査結果を公表することといたしております。

一般廃棄物処理施設の見積発注仕様書を作成するための基本設計業務を昨年12月に発注し、現在、必要となる調査などが行われています。この業務により、施設の稼働時間、煙突の高さ、リサイクルセンターの機能、施設配置、建物構造などが明らかになってまいります。

今後、入札に参加するプラントメーカーが提示した設計図書の技術的な検討や最終発注仕様書の作成などを行う発注支援業務、用地確保が終了次第、造成や一般廃棄物処理施設の工事を順次発注することとなっております。

2つ目の村内に建設予定とされているリサイクルセンターの計画についてのご質問ですが、このリサイクルセンターは平成23年8月24日に締結をした基本協定書に基づき計画されたものであり、大町市源汲の候補地の決定時に白馬山麓清掃センター跡地への建設が決まりました。

しかし、施設の規模、取扱品目、展示販売等プラザ機能を持たせるのかなど、詳細な計画は今後検討し、決定していくこととなっております。建設工事は、新施設稼働後に清掃センターの取り壊しを行った後となるため、平成30年度からの使用が可能になる見込みであります。

用地については、昨年12月に区の役員にもご同席をいただく中で、地権者の皆様にご説明を申し上げ、引き続きリサイクルセンター用地としてお借りすることで内諾をいただいているところでございます。

3つ目の新たな施設稼働に向けて、村では今後どのように対応していく計画であるかのご質

問であります。ごみ処理が広域となっても、ごみの収集、新施設までの運搬はそれぞれの市村の費用と責任において行うことになります。

本村では、可燃ごみの約70%が直接持ち込みされていること、区未加入者が30%いると言われていて、役場から源波までは約25キロの距離があることなどを考えたときには、収集運搬をどうするかが大きな課題となっており、私としても非常に頭を痛めるところでございます。村では現在、地区に集積場のない地区においては新設を、また現在の集積場の数では不足する地区では新設もしくは増設することをお願いをしております。引き続きごみ集積場の新設、拡充を各行政区をお願いするとともに、4月に発足予定のごみ処理対策委員会で具体的な収集運搬体制等を協議してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

篠崎議員、現場での見学会に参加をされた折、運搬道となる道路が狭隘であることを心配されてのご発言もございましたけれども、この道路拡幅については、大町市そして長野県が担当する道路でございます。既に県のほうへの要望、そして市としてもこの改良に向けて取り組みをされているというふうにお聞きをいたしておりますので、稼働に向けてはその道路改良等も順次進められていくものと、このように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 今、ご答弁の中にもありましたけれども、例えば去年の清掃センターで焼却した白馬村のごみ全体は3,151トンであります。そのうち地区集積場からは1,087トン、直接持ち込まれたごみが2,064トンであるということでもあります。そういった場合、先ほどもありました大町までの距離は片道が約25キロメートル、しかも、冬場あるいは土日いろいろ観光地の場合はあるわけではありますが、例えば新たな体制への移行時の経過措置として、やはり中間集積場というものを1つ設けることが現実的であり、必要ではないかと思われませんが、これについてお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをさせていただきます。この中間施設をつくるという話は、既に飯森地区が候補地になったときからの課題でありましたが、結果としていずれの場所に建設をされることになっても、その中間施設をつくることは非常に経費増につながるということと、臭気等の問題、想定できない問題がいろいろ出てくるだろうということから、直接運搬をできるように中間施設は設けないという約束でこの仕事は始まっているというふうにご認識をしております。

今、篠崎議員からご指摘をいただきましたけれども、その施設は施設として、本当に住民に迷惑のかからないような形での収集運搬は、何としてもこれは村の行政の責任としてやっていかなくてはいけないことだと肝に銘じておりますので、これからの話として何としてもその辺の対応については今後の大きな課題であると、そのように捉えております。それに先駆けて、集積場の

整備、これも欠くことのできないことということで、これについては村独自でできることでありますので、一日も早くその状況を解決していきたいと、そんなふうにも思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 本当にこのところは行政の責任であるということでございますので、ぜひ、始まったときにいや困ったという状況にならないように、早目早目に検討していただけたらと思います。また集積場についてですが、なかなか最後のところまで集積場の設置がなかなか補助金額を上げて進まないということでもありますので、ここについてもぜひ積極的にかかわっていただければと思います。

そして1つ、事業費についてお伺いしたいと思います。熱回収施設そのものの事業費は約28億円、全体としては42億6,000万円ということで、この2月の広域連合議会で広域連合長のご挨拶の中で明らかにされてきたところでございますが、建設に際しての村の負担額はどうなるのであるか。また、いつから負担が始まり、また、財源としてはどのような予定であるのか。そしてまた償還、多分起債されるか何かの形であると思えますし、一括ということはありませんので、その償還期間についてどのようにお考えになっているのか。また、その運転資金についてもどのような計画であるのかお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 本当申しわけありません。質問時間があと3分になってしましまして、言わなくて申しわけありませんでしたが。

それでは答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** まことに申しわけありませんけれども、詳細の資料を今持ち合わせておりません。時間が無いということでもありますので、私どものほうで用意をして議員にお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、あと2分少々でございますが、質問はありますか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** 昨年2月の当村においての説明会の折にですね、その分別の方法はどうするのかと、ごめんなさい、大町での説明会での質問ですかね。分別の方法はいつ決まるのかというお話があったんですけども、その時点で、その年の5月ごろまでにという話があったはずなんです。ということは、昨年の5月ということでございますが、一向にこら辺がはっきりしないんですけども、やはりこのところを早く進めていただいて混乱のないようにすべきと思いますが、ここについてはいかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** 分別については一応3市村共通というか、3市村で統一をするということで行ってございます。今年の4月から白馬村では行われてはいないリサイクル物としての回収

でアルミ缶を追加します。大町市、小谷村では分別が行われていない衣服、服、洋服とか和服の類い、それとかたしか蛍光管、そういうものを広域化になる前に分別を開始しようということでやっております。白馬村がアルミ缶を分別するというにしますが、これが広域化の準備ということでございます。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第7番（篠崎久美子君）** やはり準備は早目早目でないと、実際そのところに行ったときに混乱するようでは困りますし、やはり周知徹底の時間がどうしても要るわけでありますので、ぜひ早目に広域連合のほうとも3市村とも話をされて進めていただくようお願いをしたいと思います。以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（横田孝穂君）** 質問時間が終了いたしましたので、第7番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

篠崎議員の質問に対する答弁残しについては、後日全議員に対し配付いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

**第9番（田中榮一君）** 9番、田中榮一です。「無常の風は時を選ばず」東日本大震災から3年がたちました。亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被災され今なお避難生活を余儀なくされている方々にお見舞いを申し上げ、一刻も早い復興を願うものであります。

今回は4つの質問事項を用意しました。初めに第5次総合計画策定について、それから2番目に国民健康保険について、3番目に食育推進計画について、4番目に学校教育についてであります。

初めに、平成26年度予算に第5次総合計画策定に向けて予算が計上されております。かつて地方自治法により総合計画の最上位に位置づけられる基本構想の策定が義務づけられていましたけれども、地域主権改革の一環として、平成23年地方自治法の一部を改正する法律により、この規定が廃止されております。第4次総合計画の検証と地域の実情に合った計画の策定が望まれますが、村長のお考えをお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 田中議員から4項目にわたるご質問をいただいております。

まず最初の第5次総合計画策定についてお答えをさせていただきます。かつて市町村は、議会の議決を経て総合計画・基本構想を策定することが地方自治法によって義務づけられておりました。

た。本村も、これにのっとして第4次総合計画まで策定をしてきたところでありますが、平成23年の地方自治法の改正により、現在は法律の縛りでの策定義務がなくなったかわりに、基本構想の策定の有無や議会議決の要否などについては、市町村の裁量に委ねられるようになったところでございます。

法律での策定義務がなくなったとはいえ、総合計画・基本構想は村の将来像を示し、村民の皆様とともに課題や目標を共有していくための大きな柱であると考えておりますので、第5次総合計画策定に向けて取り組んでまいります。

スケジュール的には、まず平成26年度末までに村民向けのアンケート調査を行いたいと考えておりまして、その経費を新年度予算に計上させていただきました。あわせて、第4次総合計画の検証も踏まえながら、平成27年度末にかけて計画策定の作業を進めてまいりたいと思います。

また、基本構想の策定手続やその手法に関しましては、本年9月をめどに計画審議会条例の改正、あるいは新たな条例の制定等も視野に検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、計画を策定する以上は地域の実情に沿ったより実効性の高いものにしていきたいと思っておりますし、そのためには策定作業に携わっていただく計画審議委員の皆様や議会の皆様のご協力も必要不可欠であると考えているところでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で、第5次総合計画策定についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** それでは1つずつ質問をしてまいります。

今、村長答弁の中で検証すると、第4次総合計画を検証するということが答弁にありましたけれども、検証の仕方はどのようなやり方を考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 今、お尋ねの検証の仕方につきましては、当然この基本構想を立てるに当たっては計画審議会という組織を使ってといいますか、その審議会の中で十分審議をしていただき、従来の手法を基本として検証していきたいと、そしてまた検討していきたいと、このように考えております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** 第4次総合計画をつくるに当たっては、このように白馬村改革プランというものをつくられています。これは中を見ますと非常にきちんと書かれていて、総合計画のたたき台というようになったものです。まずこのところを検証すべきだと思うんですけども、非常にこれは検証するには非常にいい資料だというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。



**総務課長（平林 豊君）** 前回一応プランを策定して、計画を策定しております。今回についても、そのプランの検証を当然行っていきますので、アンケートプラスアルファそのプランの検証を含めた中で総合計画の案をつくり、再度、委員会のほうで検討していただくような形で一応今のところ考えております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** 確認しますが、第5次総合計画に向けて、この同じように白馬村改革プランというものをつくるということによろしいですか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** そのとおりです。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** じゃあ、これはいつまでにつくる予定でしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 現在のところはいつまでとは言えませんが、26年度にアンケート調査をとりますので26年度中にはでき上がると思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** 前回ですね、総合計画の組織図というものをつくって、それで4次総合計画に臨んだということで、非常に緻密にその計画を練られて、4次総合計画をつくられております。私もその4次総合計画の審議委員のメンバーとして入ったわけですが、やり方として非常に、当時の人に言えば私も全然知らないようなワークショップ方式ですかね、そういう感じでもって、何日も何日も議論をしてつくったという、そういう記憶があります。

このところで一番私が希望するところはですね、特にワーキンググループ、その課長以下の方々のところの、これから10年後をしょって立つ今の職員ですよね、その職員の方々のその考え方というか、それを非常に聞いてほしいと。それで、彼ら彼女らがその10年後の姿というものをいろいろな意見を述べてその中で取り入れられていくということになれば、非常に仕事上もやる気を持って取り組むことができるのではないかと、このワーキンググループ、課長補佐、係長のこの原案の策定というところは非常に大事なところではないかなと思いますが、その点はどうでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 課長補佐、係長に限らずですね、先ほど議員さん言われましたように若い職員もいますので、メンバー的にはですね、これから検討してまいりたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** それでは、ぜひそのところを重要視していただきたいというふうに思います。それから、その総合計画について、今まではもう条例で定めてやってきたんですけれど

も、その平成23年度において廃止をされたということで改めて条例を策定しなきゃいけないというところで、先ほど村長の答弁にありましたように、条例を策定して、それでやっていくというところで答弁をいただいたわけですが、その条例の策定は総合計画のということの条例を制定するのか、例えば自治基本条例を定めてそこで制定していくのか、いろいろその条例の制定の仕方はあると思うんですけども、その条例の制定の仕方はどのように考えているか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 今の段階では申し上げられません。どんな形の条例になるかは今後検討になりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** それでは、条例を定めて、この第5次総合計画に臨むということですので、よろしくお願ひしたいというように思います。

それで村長にお伺いしますが、前回、4次総合計画は前任者がつくられた総合計画でありますけれども、その前任者がつくられたその基本構想のところを村長2期をやられてきたんですけれども、その感想はどうでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 第4次総合計画については、前任者の制定したものでありますけれども、私も村長に就任し、基本計画を見て、将来の白馬村のありようについて基本的には同じ構想だというふうに認識をし、その基本方針にのっとって、この8年間を進んできたところでございます。後期計画については私の思いを入れてはきましたけれども、私は常々申し上げているように白馬村の実態は観光を基幹産業として成り立つ村を中心に据えながら、そこに派生する農業問題、若者定住問題、いろいろな課題がついてくるわけでありまして、基本をきちんと村づくりの基本構想を定めながら、これからの村づくりをしていくという点については共通するものがあるというふうに認識しております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** それではですね、この第5次総合計画というものは、これ平成27年につくるんですけども、村長ご自身で、自分の手でこの5次総合計画をつくりたいと、そういう気持ちはどうでしょう。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 何か意図的なものを感じるのですがちょっと何とも言えませんけれども、そのときの状況によるというふうにお答えさせていただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** それではこれで終わりにしますけれども、ぜひ予算を立てるにしても、この総合計画が基本になって予算を立てられていくと、それで我々議員も総合計画にのっとってそ



の質問をしていると、そういう非常に重要な総合計画だと思いますので、ぜひ慎重なる審議をされ、つくられていくことを望んでおります。

それでは次に、国民健康保険についてをお伺いをいたします。4月から国民健康保険料が改定されますけれども、次について伺います。

今回の改定の理由、改定率、予定する効果と被保険者への影響。

それから2つ目として、基金の新年度以降の活用方法。

それから3番目として、予定している特定健診自己負担の無料化の期待する効果と財源、この3つをお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 2つ目のご質問であります、国民健康保険料の改定理由、改定率、予定する効果と被保険者への影響についてのご質問であります、国民健康保険税は医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に分かれ、医療分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者に、介護納付金分は40歳以上65歳未満の方だけに課税がされます。

今回の税率改正は、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金分と介護納付金分の支出超過が続き、超過額も年々拡大をしてきており、その超過分は医療分として徴収した国民健康保険税により補填されていると考えられますので、この不均衡を是正するため行うものであります。

改定率等は、4日の本会議で説明いたしましたので省略をいたしますが、後期高齢者支援金分と介護納付金分を引き上げ、医療分をその分引き下げることとなります。

1人当たりの国民健康保険税額は平成24年度をベースと比較しますと、約7,000円引き下げとなります。所得、資産の保有状況、世帯構成等で税額は大きく変わりますが、ほとんどの世帯で国民健康保険税が引き下げとなるという試算結果が出ております。しかし、所得割の引き上げ分が資産割や平等割などの軽減分の影響を余り受けない世帯では国民健康保険税額が上がるというケースもありますので、その方には丁寧な説明を行い、ご理解をいただいければいけないと考えております。

不均衡が是正できることはもちろん、資産割が大きく引き下げとなりますので、資産をお持ちの方の負担感は多少なりとも軽減され、滞納の減少にもつながるものと思われるところであります。

2つ目の基金の新年度以降の活用方法につきましては、白馬村国民健康保険給付費準備基金の現保有額は1億6,900万円余りあり、国が示す給付費準備保有額である約5,000万円を確保しつつ、国保の広域化が予定されている平成29年度までの3年間、毎年4,000万円の基金を繰り入れ、国民健康保険税額を軽減するとともに平成26年度からの基金の繰り入れにより特定健診の自己負担額を無料化する予定であります。

3つ目の予定している特定健診自己負担の無料化の期待する効果と財源についてのご質問であ

りますが、平成20年度に始まった特定健診審査、特定保健指導の当村の実施状況であります。特定保健指導につきましては目標値を上回っていますが、特定健診の受診率は平成24年度では目標値の65%に対し、49%にとどまっており、大北管内では大町市に次いで低い受診率となっております。

受診率の向上のために土日に健診を実施、人間ドックの補助金を見直し等により一定の効果は見られたものの、目標にはほど遠く、今回の自己負担額無料化により受診率が少しでも目標値に近づくことと、受診率の向上が医療費の抑制につながることを期待をしているところでございます。

国民健康保険については、以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** それでは、特定健診の25年度の健診率というところを49%とおっしゃった、よろしいですか。これ無料化ということをして26年度は考えているということで、先ほどどこまで引き上げるという、目標にしているかという数字はちょっと述べられていないんですけども、目標値はどのぐらいでしょう。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** 目標値については、自己負担を無料化にして何%を目標に定めているかという、その数字については定めてはおりません。あくまでも国から示された65%を目指すということでございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** 昨年度は49%というところで、その前は多分46とか7とかという、そういう数字だったと思います。それで25年度は49になったということで、わずかながら上昇したということだと思います。

非常に努力をされているというように思いますけれども、国が示している65%にはまだほど遠いということであります。私もその近隣の市町村の方々、特に広域へ出ていた議員の方々にちょっとお聞きするんですけども、この50%が1つの目安ではないかということで、50%をもう超える、この50が大変だけれども、これを超えるとその医療費がやはり減少してくる、目に見えて減少してくるというところであると。そこをいうと50%だろうということを行っています。ちょっと1%ということではわずかなんですけども、この1%が非常に大変なところだというように思います。ぜひ、大変かもしれないですけども、50%を超える数字、欲を言えばもう52か3とか、そのぐらいでも設定をしていただいて、非常に取り組んでほしいというように思います。どうですか、53、53の数字というのはどうですか、達成可能な数字だと思いますか、どうでしょう。課長、どうでしょう。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** 達成可能な数字だというふうには思います。特定健診の始まった平成20年度は52.1%、21年度は50.2%というふうにだんだん下がってきて、24年度がたまたま上がったというところですので、達成は可能ではないかというふうに思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** ちょっとお恥ずかしい話なんですけれども、この私の定期健康診断のこの一覧のところへ私が去年受けたその数字なんです。この表というのは非常に何と申しますかね、将来、今、血糖値がこのぐらいの高さだと将来的にはこうなりますとこうなりますよと詳しく書かれている。この長野県でやっているこのデータの出し方というのは、非常に県外でも非常に評価が高いと言われております。普通の医療機関で健診を受けた場合には、こういうものはちょっと示されないんですけれども、非常にこの村の健診のこの表示されている何ですかね、健診診断結果ですかね、非常に私は見やすく非常にいいと思います。だから、こういうところも村民の方々に示して、それで料金も格安でできるよということで、ぜひ村の健診を受けてほしいというところをぜひ宣伝をしてほしいなというふうに思います。

次の質問ですけれども、どうしても国民健康保険、国保のその県に統合というところをやはりちょっと聞きたいんですけれども、今の段階はどうでしょう。統合問題はどうなっていますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** 都道府県化のどうなっていくかというところなんですけど、平成29年度から保険者を都道府県化するというところの情報は届いておりますが、運営の仕方をどうするかというところについては、まだこちらのほうに情報は届いてきてはおりません。

国のほうでは現在、国保基盤強化協議会というのを組織をしまして、現在、厚生労働省の職員、それと知事会、市長会、町村会から推薦をされた職員による事務レベルの協議というのが進められております。課題ですとか、取り組みの方向性等々を検討、整理をして、政務レベル協議に付すということで、その予定については7月を目途に中間取りまとめというものを行って、それを公表していくんだらうというふうに思っております。したがって、今年の7月におおむねの方向性が示されるのではないかというふうに思っております。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** 今、県との統合というところを話をさせていただきました。その前にですね、私の考えが間違っているのかどうか、間違っていたら指摘してほしいと思うんですけれども、県へ行く前に2次医療圏のところでもって、その平準化といいますかね、ある程度一緒になって統合してそれから県へ行くという、とりあえず大北地区で一緒になって、それから県のほうへ行くという、そういう過程ということも考えられなくないというような、ちょっとそういうところもちょっとネットでちょっと調べたんですけれども、そういうところはあり得ないということで

しょうか、どうでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** こちらのほう、村のほう、担当されているというか、村のほうに入ってきている情報では一旦広域化、何というか、大北地域とか県内でいくと10広域になると思うんですが、それが一旦保険者になって、その後、都道府県に統合するというような情報については一切入ってきてはおりません。

こちらのほうの村のほうの理解としては、平成29年度から都道府県が即、都道府県が29年度からすぐに市町村が保険者だったものが都道府県が保険者になるというふうに思っています。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** じゃあ、そのことで近々県のほうに統合されるということだというように思います。この国民健康保険税に関しては非常に村民も苦勞されて支払っているというように思います。できる限り使わないでおけば非常によろしいんですけども、ある程度、私も含めて65を過ぎてくると、もう非常に病気の1つや2つあるのがもう当たり前の話ですし、大病したときに非常にありがたい保険でもあります。どうかこの介護保険制度が破綻しないためにもそれぞれ個々の健康管理というのもまた必要になっていくのではないかなというように思います。

それでは次に、健康管理というところで食のところに移っていきたいというように思います。

それでは3番目の食育推進計画についてを質問をいたします。国は6月を食育月間として定めている時期に、第9回食育推進全国大会が6月21日から22日に長野市のエムウェーブで開催をされます。平均寿命が男女ともに全国1位となるなど、その大きな要因とも言える長野県の食が注目されているところであります。

村では、平成24年4月に白馬村食育推進計画を策定し、2年が経過しようとしております。次についてお伺いをいたします。

この計画は平成28年度までの5カ年計画であります。2年経過をしましたがけれども、進捗状況をお伺いをいたします。

次に、今後村としても国と同様に食育推進運動を重点かつ効果的に実施するために、食育月間を毎年6月と定め、村民の皆様に周知したらどうかと考えますが、どうでしょうか。この2つについてお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 田中議員3つ目のご質問であります、食育推進計画について2つのご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初の白馬村食育推進計画の進捗状況についてのご質問であります、平成24年4月の計画策定後、秋に食育推進会議を開催をし、食を取り巻く村の健康課題についての検討や、学校給食の試食及び農産物における生産現場の視察等による研修を実施してまいりました。

今年度においては、農政課で密接に関連する白馬村地産地消推進計画を策定しており、食と農を取り巻く現代の環境の変化の中で、消費者と生産者を結びつけ、村内で生産された農畜産物を利用し、消費する、地産地消といった食育と同様の課題や背景から食育時と兼ねた計画策定委員も多く、両方の目線から検討を重ねていただいていることもあり、食育のみとしての会議等については開催することはせず、各関係機関における活動を展開していただくこととしております。

今後は、食育推進計画及び地産地消推進計画の両計画がさらに連携を図るためには、計画期間の終期を統一することにより、次期計画では2つを兼ねた計画として一体化を図ることで委員の皆様の見解も一致し、各関係団体の取り組み等について情報を共有しながら、食や地産地消に関する関係団体連携のもと推進を図っていただければと考えております。

次の国と同様に食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するために、食育月間を毎年6月と定め、村民の皆様にも周知したかどうかのご質問ではありますが、食育を推進するための活動については食育基本法及び食育推進基本計画等を踏まえ、多様な主体の参加と協力を得て、国民運動として全国において展開することが重要であることから、食育推進基本計画において毎年6月を食育月間として定められたところであり、この期間中において各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を含め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るものとしております。

村では、例年6月に幼稚園で園児を対象とした食育教室を実施しているほか、子育て支援ルーム主催の郷土食料理教室や各種母子保健事業等において食育活動を行っております。

また、村単独事業ではありませんが、昨年6月29日には大北食育フォーラムを白馬村多目的研修集会施設で開催をし、一般来場者を含めて約180名の方のご協力、ご参加をいただきました。同フォーラムは例年冬季に開催しているものですが、今年度は白馬村での開催ということもあり、観光シーズンや農繁期等と時期をずらし、さらに食育月間に合わせて、6月に開催することといたしました。その効果もあつてか参加者の出足は例年より好調で、村内はもとより大北管内からも大勢の方にご参加いただけたものと思っております。

このような食育月間における取り組みについては、議員からご提案をいただきましたとおり、啓発活動や各種行事といった従来の取り組みも継続しながら、食育、地産地消の両面から食育推進に向け、今後さらに周知をしてまいりたいと考えております。

以上で、食育推進計画についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** この食育のところはですね、私も議員になって今回で3回質問をしております。くどいようだがというところだと思うんですけども、今までずっとやってきましたので、どうしても進捗状況はというところはどうしても聞きたくて質問しているわけでありまして。

答弁と重なるところがあるかと思っておりますけれども、再度、それで課長等にお伺いをしたいと



思うんですけれども、まず目標達成に向けてどのような取り組みをしているかということで、大ざっぱでいいんですけれども、その点をお伺いをしたいというように思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。吉田健康福祉課長。

**健康福祉課長（吉田久夫君）** ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、食育基本計画の中には目標値の設定というものを設けております。その設定につきましては、今国のほうでは第2次食育推進基本計画という中でもそれぞれの数値目標を掲げております。

白馬村の中で目標値の設定、国と比較をいたしまして、若干進んでいないという点につきまして申し上げますと、食育について、言葉、内容ともに知っている人の割合、これは計画時45.1%ということであります。それともう1つ、食生活の中で栄養バランスについて気をつけている人の割合、これが38.9%という状況でございます。国では先ほどの若干目標とする内容は違いますけれども、食育の言葉について知っている人の割合、村では90%に持っていきたいと。これは国とほぼ同数値となっております。

もう1つの栄養バランスについては、村では50ということなんですが、国では60ということで、若干下がってはおりますけれども、この辺につきまして数値を上げていきたいというふうに考えております。

特に、平成26年度につきましては、ちょうどこれは農政課のほうの所管でございます地産地消推進計画、こちらのほうの策定もまとまってまいりますので、それと合わせて先ほどご質問にもありました6月の食育月間、ここで行政からの番組等を取り入れながら広報誌でシリーズ化をして、周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

したがって、それがある程度進んだ段階で食育に対するいわゆる内容等、周知について、どの程度の向上が見られるかというところについては、担当課としても数値等の把握を図ってきたいと、このように考えてございます。説明については以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** 一番はその村民一人一人にどう浸透しているかというところが非常に大事ではないかというふうに思いますので、この目標、目的を達成するためには、家庭、学校、地域、村民一人一人が自身の役割を認識し、継続的に計画的に食育活動に取り組んでいただくというところもうたってありますので、村民一人一人に浸透していくというところが非常に大事ではないかというように思います。

次に、推進体制にというところをお伺いいたします。先ほど答弁にもありましたけれども、それぞれの課長が食育のところをどう考えているのか、連携をとっているのかというところと、それと食をどう考えているのかというところを、次の課長にお伺いをしたいと思います。教育委員会はスポーツ課長、教育課長、観光課長、局長でもある篠崎観光課長、それから農政課長、それ

それに食のところをどう取り組んでいるか、それから連携はどう考えているのか、その2つについてそれぞれの課長に答弁を願いたいというように思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。松澤教育課長。

**教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君）** お答えいたします。教育とスポーツということで両方で食については本当に大切なことであるなというふうに考えております。特に学校のほうで言いますと共同調理場に関係いたしますけれども、調理場内で地産地消、地元の食材を使いながら、強い子どもたちを育てていく給食の献立のメニューづくりというようなものを栄養士の先生たちとも打ち合わせをさせていただいております。

また、スポーツにつきましては、総合型地域スポーツクラブ、その他体協の傘下にありますスポーツ少年団等の中で、食育という問題を少しでもタイミングを捉えてお話をしていく中で進めてまいるといってございませう。

なお、各関係の課とは連携をいたしておりますし、その課の課長がそれぞれの計画の推進委員の中に入っておりますので、認識を共有しながらですね、進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 続いて答弁を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** 観光からの視点の食についてのお答えでございます。基本的に旅のお客の需要といたしまして、食の部分はとても欠かせない重要な部分というふうに認識をしておりますので、そういった大切なところから入ってきますと、食のブランディング化、ここにどう結びつけるかということが重要な部分かと思っております。これがひいては観光の誘客を促すための重要なツールになると、こういうふうに思います。

こういったツールをつくる上において、現在、白馬村地産地消推進計画が、間もなく4月から公表されるわけでございますけれども、この策定段階において、この流通を促すための観光の重要な役割として3つ挙げられております。

1つは、各宿泊施設等と生産者とを結びつけるようなマッチングの機会であったり、それから商談の機会をどう作り込んでいくかというのが1つのテーマです。2つ目は、食材を使ったオリジナルメニューの開発の取り組みをどうしていくのかというのが大きなテーマでございます。さらには、白馬村のブランディング化の確立、そして宿泊施設等のPRというようにいかに結びつけるかと、この3つの柱が今回の計画の中に盛り込まれます。

観光分野といたしましては、この計画に沿ってこの3つをどう具現化するかということが重要なポイントになると思います。昨年、こういったマッチングの機会も1回延びたような経過がありますけれども、さらに、そういった場を拡充するという、さらには観光のブランディング化、あるいは観光の地域計画の中でも食の部分をきちんとうたっていけるような、それぞれの計画との整合性を保つようなことで今後整備を進めてまいりたいというふうに考えております。



以上です。

**議長（横田孝穂君）** 続いて横山農政課長お願いします。

**農政課長（横山秋一君）** それでは、考えを述べさせていただきます。先ほどから村長の答弁にありました地産地消推進計画、これは私ども農政課が事務局として策定しておりまして、来週には議員の皆様にお示しする予定にしております。

そういった中で、今、観光課長もその中の施策を申し上げましたが、私ども農政としては、食の根幹をするのはやはり農産物、農畜産物であるという認識でおります。私どもの課としては、その生産のほうが一番身近な存在でありますけれども、安全・安心な食の提供には安全・安心な農作物の生産であるという考えのもと、さまざまなそういった県の制度とかを取り入れながら推進していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、この食育の1つの大きな柱は地産地消の推進であるという認識は持っておりますので、今後、今まで全くないわけではないんですけれども、今申し上げましたとおり、観光との連携による地域の皆さんへの地元産の農産物のPR、また食育のほうの中心の団体である今まででいう食改さんあたりとの連携をとりながら郷土食等の掘り起こしみたいなことにも力を入れてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 田中議員、あとはあれですか。教育長と健康福祉課長でよろしいでしょうか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** まさにそのとおり。一応まとめ役といいますか、コーディネーター役といいますか、その健康福祉課長、当然そのお伺いをしなきゃいけないと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。吉田健康福祉課長。

**健康福祉課長（吉田久夫君）** まず、食育推進計画につきましては、先ほどそれぞれの課長さん方答弁されたとおりでありまして、この計画策定組織の中にも構成員として入っていただいております。

当然のことながら、健康福祉課の1つの課だけで推進できるというものではございませんので、横の連携を図りながら、先ほど申し上げました現状の数値から目標値、いわゆる計画の策定年度の中でできる限り目標値に近づけたいというのを、連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** 引き続きまして教育長、お願いいたします。教育長。

**教育長（横川宗幸君）** 教育委員会関係、先ほど松澤課長のほうから申し上げました。私のほうから少し補足させていただきますが、食育につきましては学校の栄養士でございますが、うちの場合は栄養教諭ということで、食育等についての教育もしていただける方に来ていただいております。そのような形の中から学校教育の中でも食育について学習をしていただいている、そんな状況でございますので、よろしくをお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** じゃあ村長、今、課長にそれぞれ話を伺いました。村長、今までその食育のところをどう考えられていたのかとか、お願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** この食育の質問については田中議員申されたように、3回ですか、ご質問をされており、食育の重要性は十分承知をしているところであります。今それぞれの担当課の課長、教育長から話がありました。食育にかかわるそれぞれの担当課の意見を横断的に調整をしながら、真に求められる食育推進に形づくっていくことは何よりも大事だと、こんなふうに捉えており、今、それぞれ伺ったことを庁舎全体で捉えられるようにしていくことは大事なことだと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** あと何分ぐらい。

**議長（横田孝穂君）** あと10分です。

**第9番（田中榮一君）** ありがとうございます。そういうことでぜひ進めてほしいなというふうに思います。それで、今日予算のところでもって同僚議員が予算のところを聞かれたわけですが、その中で共同調理場の改修に向けての検討委員会も設置をするという答弁もありました。非常にありがたい答弁だったというふうに思います。ぜひ将来的にはここは食育の拠点になるような場所ではないかというふうに思いますので、そのところもちょっと頭に入れてほしいなというふうに思いました。そういうことで食育のところは終わりにします。

それでは、4番目の学校教育についてであります。長野県教育委員会は中学生期のスポーツ活動指針を策定をいたしました。指針では、朝練は原則行わないが、例外を認めることを取り入れたということでありますけれども、白馬村教育委員会としての対応をお伺いをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横川教育長。

**教育長（横川宗幸君）** 田中議員から県教育委員会の策定した中学生期のスポーツ活動指針で、朝練の例外を認めたことについて、村教育委員会の対応はどうするのかとご質問でございますが、これまでの経過も含めてお答えさせていただきます。

中学生の運動部活動については、これまで長野県教育委員会から4回にわたり通知があったところでございます。内容的には、平成14年6月に学校週5日制が導入され、過熱傾向の部活動の適正な運営を行うようにとの通知、続いて平成16年には中学校運動部活動長野モデル提言として外部指導者等開かれた運動部活動を目指し、運動部活動運営協議会の設置を促す通知でありました。翌年17年3月には各教育委員会にスポーツ活動運営委員会を中学校区ごとに設置し、地域と学校、保護者が協力し、休日の部活は可能な限り地域のスポーツクラブで実施していくことでありました。そして、24年3月には多くの運動部活動が活動を延長して、責任の所在が明

確でないまま社会体育として行っていることに対し、学校管理下の部活と社会体育との区別の明確化をする通知でありました。

白馬村教育委員会では、田中議員にも別の立場で加わっていただき、県下の中でも早い段階から白馬村体育協会、スポーツ少年団等、関係者の深いご理解のもとに、その都度打ち合わせ会議を持ちながら、平成18年6月に白馬村スポーツ文化活動運営委員会を立ち上げ、地域で中学校の部活動をサポートしていただいております。また、学校管理下の部活動と社会体育との区別を明確にすることの方針も出されているところであります。議員ご指摘の朝部活については、平成24年10月に県教育委員会から長野県中学生期のスポーツ活動検討委員会に部活動のあり方をまとめるよう依頼し、昨年11月に報告書が示され、公表されたところであります。

その中では、平日の部活の日数を週4日以内として完全休養日を設ける、平日の活動時間を2時間程度とする。休日の部活動も半日程度とする。部活動の延長で行われている社会体育を行わないことや睡眠不足等授業に影響があるとして、朝練習の原則廃止もうたわれたところであります。

この報告については各学校、市町村教育委員会のアンケート等もなく、それぞれ戸惑ったところであり、意見はパブリックコメントで出してほしいとのことでありました。したがって、報告書に対するパブリックコメントは1,400件を超える数多くの意見が寄せられたところであります。そして、コメント等を参考に長野県教育委員会で指針案を作成し、先月の長野県定例教育委員会で指針案が決定されたところであります。議員の言われるとおり、朝の運動部活動は原則として行わない、ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合などは実施できるというものであります。

このような指針を受け、村教育委員会としましては中学校とも相談しておりますが、当面現在の形で行いながら、新年度に生徒や保護者など関係者に指針の内容の確認をいただくとともに意見を出してもらい、現在のスポーツ文化活動運営委員会で文化活動も合わせ運営委員会を中心に検討していただき、その結果を踏まえ、方向づけをしてまいりたいと考えております。

以上、田中議員から学校教育についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁を含めあと2分です。質問はありませんか。田中議員。

**第9番（田中榮一君）** ぜひ、私もいろいろ保護者や少年スポーツ団のコーチ等にその後どうなったやというようなことを聞かれましたので質問をいたしました。ぜひ関係の方々にきちんと村のあり方というものをきちんと説明をして、理解していただきたいというように思います。説明をしていただきたいというように思います。

それでは、当然で申しわけないんですが、学校教育というところで、今国ですかね、国会が開かれておりますけれども、教育委員会制度というものを見直しをしようじゃないかというように

国は考えております。大ざっぱに言いますと、首長の権限の強化とか、教育委員会の形骸化とか、そういういろいろ出ております。村長も教育長もこのことについては非常に理解を、理解というか情報を仕入れているというように思いますけれども、政治主導の教育ということでもって今度進んでいくような気がするんですけども、国の政策更新ということなんですけれども、今時点での、村長どうですかね、このことについてどう考えを持たれているのかどうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お尋ねの件でありますけれども、私は非常に捉え方としては難しいところがあるなというふうに思っております。それぞれの立場の視点で考えますと、果たして今国の言っている方向でみんなが納得してもらえるだろうかというちょっと疑問も持っております。また、首長という立場で今国で進めている制度、これ今日たしかね、国会を通過するというようにちょっと承知しておりますけれども、私たちの今までは子どもの教育環境整備のためには精いっぱいお手伝いをしてきましたが、一步踏み込んで教育長の任命権まで含めた教育の現場に本当に我々が介入して、求められる教育環境が整えられるだろうかということを考えれば、私としては今の時点では明快な言葉が出てこないと思います。無難な言い方をすれば、環境整備には従来に増して力を入れていくんで、我々の立ち位置はその辺のところが一番無難なところなのかなと、こんなふうに思っています。

細かい内容については私はまだ承知をしておりませんので、正確なお答えはできませんけれども、非常に個々の問題を取り上げて難しい問題があるなということと、先ほど来お話しあります1つ朝練なんかの問題にしても、それぞれのやっぱり保護者によってもご意見もあろうと思えますし、子どもたちが塾へ通うというようなことが常態化している中で、放課後は子どもたちのほうが忙しくてだめだというような意見も出ていることもございますので、今ここでこれがいいという結論を出せる状況ではありませんけれども、その細かいところをまた勉強しながら考えていきたいと、こんなふうに思っています。

**議長（横田孝穂君）** 田中議員の質問時間が終了いたしましたので、第9番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日3月14日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、明日3月14日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時13分

平成26年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成26年3月14日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問



平成26年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成26年3月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	平林豊
住 民 課 長	倉科宜秀	上下水道課長	太田今朝治
観 光 課 長	篠崎孔一	教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明
農 政 課 長	横山秋一	税 務 課 長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建 設 課 長	山岸茂幸
総務課長補佐兼総務係長	横川辰彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

**議長（横田孝穂君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

これより平成26年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（横田孝穂君）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

初めに、昨日篠崎議員の一般質問に対して答弁されなかった件につきまして、答弁を求めます。  
倉科住民課長。

**住民課長（倉科宜秀君）** では、昨日の答弁できなかった点についてお答えいたします。

新しい一般廃棄物処理施設の建設費用の負担割合は、平成23年8月24日に締結した広域ごみ処理建設事業に関する基本協定書により、大町市67.2%、白馬村22.5%、小谷村10.3%と決まっています。白馬村が負担する金額は、国からの補助金が非常に不透明であります。基準どおり対象事業費の3分の1が交付されたと仮定すれば、約7億3,000万円となります。補助金が3分の1に達していないという現状からすれば、負担する金額はもっと増えるのではないかと考えています。

測量、環境アセスなどの事業が始まっていますので、ご質問の42億6,000万円に対する負担は今年度から始まっています。この財源は一般廃棄物処理事業債と一般財源になります。この起債は広域連合が借入れ、元利償還金を白馬村が広域連合に負担金として支払います。償還の終了は平成39年度を予定しています。

維持管理費用の負担割合は可燃ごみ量割100%となっています。金額については昨年9月の定例会の全員協議会で説明したとおり、各種の検討を行う参考とするため、プラントメーカー3社から15年間の維持管理費の聞き取り調査が行われています。この金額が実情に合うものかは定かではありませんが、年間約2億2,000万円から3億円というふうな数字になっております。今後、1日の運転時間や運営体制などが決まってくると思いますので、それにより金額が明らかになっていくものと考えております。

以上で説明を終わります。

### △日程第1 一般質問

**議長（横田孝穂君）** 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。4名の方の一般質問は昨日終了していますので、本日は3名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長において、これを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 2番、津滝俊幸です。それでは一般質問の通告書に従いまして質問をさせていただきます。今回は大きく分けて、農政問題、それから人事並びに人事評価、それから行政サービスについてと、3つの項目に従いまして質問をしまいたいと考えております。

まず、農政問題についてお伺いをさせていただきます。平成26年度より大きく変わる米にかかわる農業政策について、白馬村の基本姿勢を伺います。

1つ目として、生産調整方法が国主体ではなく、生産者みずから調整する方法に本年度より変わっていくということです。米は米価は下がる一方ですが、米の単作地帯である白馬村の農業は経営的に厳しい状況下にあります。北城地区においては圃場整備事業が進んでいないところがあり、一部荒廃化が進んでおります。担い手に預けるといっても、水利を含め圃場が小さいため効率が悪い状況でございます。農地の維持管理の問題や米にかかわる作物も含め、今後どのような方向性を持っているかお伺いをしたいと思います。

2つ目としては、耕作放棄地対策と農地の有効利用を目的に村所有となりました奈良井地区のことでございます。昨年度より事業が始まりまして、公園化をするというような構想になっております。本格的には本年度から始まるというようなふうにお伺いをしておりますが、収入源、公園というような形になりますが、収入源はどこに求めていくのか、また、費用対効果も含めて、その将来、方向性をお伺いしたいと思います。

3つ目としては、神城地区において圃場整備事業が約30年経過いたしました。各施設、特に水利に関しては5月、6月の水管理が必要な時期に谷地川や姫川が渇水し、昨年も非常に水が不足していたような状況でございます。こういったことが恒常的に水不足になり、水田内の雑草対策の低下や米の品質の低下を招いている状況でございます。水路の改修や水揚げポンプ等の増設並びに早急な対策を講じるべきだと思いますが、その方針はいかがでございましょうか。

以上3項目についてお伺いをいたしますので、よろしくお願いたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 津滝議員から大きく3つの問題をご質問いただいております。

まず最初に、農政問題についてお答えをさせていただきます。3項目をお尋ねでありますので、順次お答えをさせていただきます。

農業政策についての村の基本支援についてのご質問につきましては、今回の国の示した「新たな農業・農村政策－4つの改革」は、まさに農業政策の大転換であります。制度の概要について

は一月余り前によく概要が明らかになったところで、その対応について多少なりとも困惑しておりますけれども、現段階で村が農業者に示すべき考え方をお話しをいたします。

米価の下落は歯どめがかからず、特に生産効率の低い中山間地域の多い長野県の米生産に、今回の政策が与える影響は少なくないと考え、県町村会では、中山間地域における農業農村振興対策の充実を国へ緊急要望したところで、もちろん私も同じ気持ちであります。

このような中、村がこれから取り組むべき主な施策として3つ挙げさせていただくと、まず1つ目として、農業基盤整備の推進であります。ご指摘のとおり、北城地区は圃場整備がされていない地区が多くあり、荒廃農地も目立つようになっており、その解消と生産性向上を図るにはハード事業である圃場整備しか対策はないと考えております。

村では、特に荒廃地が目立ち、大型機械も使えず、カドミウム対策区域でもあるマグロ地籍について、今年1月に圃場整備の可能性を探るべく、一部関係地権者、農業委員等を集め、県の担当者を招き懇談会を開催しました。現在、国の制度では、10ヘクタールという小規模でも整備が可能とのことで、地権者、耕作者の負担を極力かけない方策を探りながら事業実施に向け話し合いを続けてまいります。

2つ目として、米を初めとする白馬産農産物のブランド化であります。豊かな自然のもと育まれた白馬の米、野菜はおいしいと自負しており、昨年11月には地産地消推進に向けた取り組みの一環として、白馬のお米の味や特産品を紹介する秋の味覚発表会を開催をしたところ、参加者からはまずまずの評価をいただきました。こうした機会を農産物の販路開拓に結びつけ、強い農業づくりに資することができればと考えております。

そして3つ目は、今回の農業施策のポイントである多面的機能支払交付金の積極的な活用であります。この農地の多面的機能を支える活動や水路や農道等、地域資源の質的向上を図る活動に支払われる交付金は、従来の農地・水保全管理支払交付金が衣がえ、拡充されたもので、農地の維持管理に有効であるとともに、平成26年度から半額に削減される米の直接支払交付金の減収を一部補うものと私なりに認識してをおります。

現在の農地・水保全に取り組んでいる地域はもちろん、新規の地区にも取り組んでいただくよう、既に農家組合長会議や区長会を通じ、制度の周知を行っているところであります。また、米にかわる作物としては、これまで取り組んできたそば、大豆の他、国が推奨する飼料米も農業改良普及センターで試験栽培をすると聞いていますので、その可能性を探ってまいります。

いずれにせよ、よくも悪くも国の政策に左右されるのが農政であり、本村の農政にどの施策が有効であるか、村の中核的農家、法人の皆さんのご意見をお聞きしながら、元気な村の農業づくりを目指したいと考えております。

2つ目の奈良井地域有効利用整備の方向性のご質問であります。事業開始の経過については、去年9月定例会、12月定例会でも述べましたので省略をさせていただきますが、圃場整備した

ものの地耐力が著しく不足し、耕作に適さない地籍であり、つくりたくともつけれない状態が続きながらも、土地改良区の賦課金を長年負担してきた地権者の皆さんへの補償的要素が強い事業であります。農地としての生産性が著しく低いという認識であり、今回の整備は経費を抑えながらビオトープのような空間をつくり出したいと考えております。したがって、収入源をどこかに求めるかという考えは持ち合わせておりません。

そうすると、費用対効果が非常に低い事業と評価されがちでありますけれども、同事業が整備する農作業道は、従来、姫川にかかる橋に直結していなかった道が新たに接続され、周辺地域の農作業の効率向上につながると考えております。

今後の方向性としては、農地でない湿地としての価値、例えば環境教育の場としての利用を見出せるような整備を目指してまいります。

3つ目の神城地区の水揚げポンプ等農業施設の老朽化対策についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、大きな課題であると認識をしております。飯田と佐野のポンプは三十数年経過しており、耐用年数を大きくオーバーしている状況であります。

村及び土地改良区では、平成20年以降、飯田、沢渡、佐野、入の宮といった主なポンプ全てについてオーバーホールを行い、長寿命化に努めており、入の宮のポンプは更新しております。また、平成26年度は木の根が入り込んで機能不全となっている入の宮の導水管を、農業基盤整備促進事業として布設がえする予定であります。

とはいえ、三十数年前のポンプとなりますと、壊れたとき部品が既に存在しない、修理がきくかわからないというようなこともメンテナンス業者から聞いており、早急に更新の計画を立てていく必要がございます。ただ、ポンプ更新となりますと千万単位の経費がかかることもあり、農地所有者の負担を抑える中での更新計画が非常に困難なこともまた事実でございます。

このような状況下、長野県で施工中の平川左岸の小水力発電施設が、稼働後は白馬村土地改良区へ移管されることとなり、その売電収入は改良区の管理する農業水利施設の維持管理等に充当可能とのことであります。机上の計算ではありますが、年間100万キロワットクラスの発電が見込まれる施設であり、少なからぬ売電収入となる見込みでありますので、その収入規模を見極めながら施設の更新を図っていきたい旨、土地改良区から伺っておりますので、村も協力してまいります。

農業の生産性向上には、先ほどの北城地区の圃場整備もそうでありますけれども、ハード整備は欠かせない時を迎えておりますので、優先度の高い順に取り組みたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

農政問題については以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。3つの村としての大きな柱を今伺わせていただ

いたところでございますけれど、まずやはり北城、神城地区は全体の約8割くらいを圃場整備が既に終わってしまっていて、飯田集落の周り、飯森集落の周りの一部がまだ圃場整備化されていないというような形。北城地区につきましては、この白馬町、八方、深空あたりがやはり、今の村長の答弁の中にありました非常に圃場整備が進んでいない地区かなというふうに思います。

10ヘクタールぐらいから取り組めるというような事業があるというふうな話も今お伺いしたんですけれども、その事業というのは整備した農地を長期間担い手に預けるによって、一番はその地主の負担を軽減していくことが私は大事かなというふうに思います。先ほどおっしゃっていましたが、米から得て農業を営んでいくということは、非常に難しい時代に入ってきております。ただ、白馬村はやはりこの農地をしっかりと管理をしていかないと、主たる産業の観光のほうがかまく回っていかないというふうに、景観を損なってしまうということになりますので、そういった意味においてもやはり圃場整備というのは非常に重要な事業ではないかなと。多額な資金もかかるということでございますけれども、前向きに検討するというような話に今なっておるようでございますけれども、具体的にという道筋ですね、例えば今年度から地主さんへの説明をしていくとか、例えば何年ぐらいから事業を開始していきたいとか、その辺のところのお話をお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横山農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** 圃場整備についての取り組みについてでございますけれども、今、村長申し上げたとおり、1月第一弾の本当にフリートーク的な懇談会を行いました。その中でいろいろな県のほうから圃場整備の制度について聞かせていただいたんですけれども、その中でさっき10ヘクタールとありましたけれども、白馬村が平成に入ってから取り組んだ中山間総合整備事業、これ白馬村全体として指定してもらって60ヘクタール規模がないと取り組めないというものでしたけれども、今回、県のほうでお勧めされているのが、農業競争力強化基盤整備事業というものであります。

これは私どももみたいな中山間のところは10ヘクタールから取り組みが可能ということで、本来に広いエリアではなくてもモデル事業的に一部圃場を整備すれば、周りの方々もこれはいいというような評価があれば広がっていくのではないかとということもあって、取り組んでいきたいというのが今の農政課の考えです。ただ、そのスケジュール的なことはまだはっきりとは申し上げられません。例えば26年度から地権者と話し合いを始めても、最短でも28年度着工のようであります。当然、県、国の予算づけに関する資料も必要ということでもあります。

したがって、目標としては28年度着工でありますけれども、相手が住民の方々を相手に説得等、理解を求めなければなりませんので、今ここでいつからという確約はちょっと申し上げられませんということです。ただ、この10ヘクタールから取り組める今の事業については、地権者の負担もやり方によってはかなり減らせるというふうに聞いております。机上の計算でいき



ますと、本当に限りなくゼロに近いこともやろうと思えばできるということを伺っておりますので、そこら辺を研究しながら進めていきたいというところをお願いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 今、課長のほうから26年度に地主さんにお話をしながら28年度くらいから工事が着工できたらというような話があります。その間ですね、やはりこの農地をどうやって維持していくかというところで先ほどお話もありましたけれども、多面的機能の支払制度、これが本年度から国の政策で始まっていくということになりますので、ぜひその辺のところも含めてですね、国の政策を上手に使いながら地主さんの一番負担の少ない形で、しっかりと白馬村の農地を有効的に利用できるような対策を講じていていただきたいというふうに考えます。

それからですね、30年たった神城地区の圃場整備の、ポンプほかの水利関係のものを維持していくためにどうだと、これからどうするのかというお話をさせていただきましたが、平川地区で小水力発電ができ上がるということで、その管理費をそこから得た利益を、売電した利益を管理費に充てていくというような形のございますけれども、国では、国のほうの経産省のほうでは、売電価格というのは、売電とは要するに売ったお金ですね、電気を売ったお金の金額が出ていて、太陽光に関しては昨年よりも今年ということではちょっと値段が下がっているみたいなんです。水力発電というのは去年も今年もほとんど売電価格が変わらないというような状況のございます。

今後ですね、その辺の見通しということではなかなか見えないところもあるかなというふうに思うんですけれども、ざくっと金額的に大体どのぐらいの金額が収入があるかなというところをお伺いできればなど、また、その中で今言うように維持に回していけるようなお金というのはどのぐらいののかなというふうなところをお伺いしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。横山農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** 確かに今工事中の施設でありますので、確かなことはもちろん申し上げられません。ただ売電価格、単価35.7円ということなので、単純に100万キロワットだと3,500万円になるんですけれども、全てフル稼働できるかというところを見て安全性を見ると、やはり2,000万から3,000万の間ではないかと今のところ推測している段階です。これも1,000万も幅があって申しわけないんですけれども、恐らく2,000万円台ではないかというふうに考えております。

それと今、整備に関する県営事業の負担金については、ご存じのとおり一般会計、村で立てかえていただいておりますので、その償還の関する半分は土地改良区が村へ返していくという形をとらせていただくことになっております。そういった経費が6,000万、村支出しておりますので、そのうち3,000万は返していかなければいけないという、それを10年で返すとすると、ざっくりと年間で300万はそっちへまず払っていかなければいけないということ。

あと、施設の稼働の経費についてはちょっとまだ見えてこないというのが状況ですけれども、恐らくやはり数百万程度はかかるでありましょうし、それにかかる専任的な職員も恐らく必要になってくるのではないかと考えております。したがって、そういったポンプとかのものに使うお金は、恐らくある程度積み立てて使うようになりますけれども、恐らく100万円単位の金額を積み立てていくような形は最初なるのではないかと考えております。もう少し時がたてば精査したことが言えるかと思っておりますので、今日の段階ではこの辺でお願いしたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。有効に地域の資源を使っていくということが1つのテーマになっていますので、ぜひうまいような形で維持をしていくようなふうにしていただきたいと思っております。

それからもう1つ、農産物のブランド化というような話が出ておりました。昨年も村のほうではそういう味覚の発表会等を行ったというふうにお伺いしておりますけれども、白馬村は世界から観光客が冬を中心として大体ざっくり6万人ぐらい入ってきております。そういった外国の方へ向けての発信もあわせてですね、ぜひお考えをいただけないかなというふうに思っていることがございまして、和食が非常に今注目をされております。既にご存じかと思うんですが、ユネスコの無形文化遺産に登録されたというようなところがございまして。それにのっとなって非常に外国から来た皆さんが、いわゆる高級な会席料理ではなくて、郷土にあるような料理を召し上がるというような風潮が出ているようでございまして。

それからもう1つ、ちょっと日本酒がですね、非常に需要がここ数年落ちていたんですけども、やはりこの和食の文化とともに日本酒が非常にまた注目をされていて、長野県内の中の大手の酒造メーカーさんも海外へ向けて直営店を出したり、輸出をしていくというような話も伺っております。

白馬も米の単作地帯でございまして、そういうようなところに酒米をつくっていくとか、それから和食のすばらしさを、これは観光とも少し関係あるかなと思っておりますけれども、そういうようなブランド化をしていくというような考え方は持っていないかどうかお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをさせていただきます。今、津滝議員おっしゃられたことはもったもなことであります。伝統食が海外のお客さんに非常に注目されている状況は、既に把握をしているところであり、そのために数年前から「あったかごはん」というようなことで、この伝統食の本をつくって外へ向けてもその配布をしたり、村内のお宿の皆様にも配布をしたところでありましてけれども、やはり私は観光というか、時代は非常に速いスピードで変わってきているなという実感をしているわけでありましてけれども、これをつくった当時は、今さらこの白馬の昔の食文化

をお客さんに差し上げても喜ばれるものではないというような先入観、ある先入観を持っておっしゃられた方が大変多かったように思いますが、今はこの伝統食は本当に伝統文化、伝統食文化として見直されている中で、もう一度、この「あったかごはん」と言われるようなものをベースに、もう一度、この構築を図って白馬の売りにしていくことは大事なことで、こんなふうにも思っております。

それから、この和食に合う日本酒の件であります。これも数年前に海外の人から言われたんでありますけれども、日本へ来たお客さんになぜ日本酒を勧めないんだと、フランス、海外のお酒をそろえて、どっちかという日本酒以上にそういったものを勧めるというのは、やはり本来のこの白馬の観光を活性化させていくときには、もう日本酒しかない、日本酒を飲んでくれるというようなアピールをしていく必要があるのではないか、実際泊まってみてそういう気がする。そして、日本酒を飲んだ人は大変おいしいという思いを持つ方が大変多いので、ぜひそういう方向を考えてほしいというような提案もいただいております。時代もそういうニーズを求めていますので、もう一度原点に戻って考え直していくべきだと私自身も考えておりますので、そんなことに、また議員の皆様方のご理解もいただきたいと、このように思うところであります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ぜひですね、この白馬の昔からある、この農業にかかわる伝統文化、特に食べるもの等々に関してですね、ぜひブランドになるかどうかはこれからいろいろ検討していかなきゃならないでしょうけれど、先ほども地産地消の推進計画もでき上がったというような話も伺っていますので、しっかりと取り組んでいくことを望んでおきます。

農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が今続いております。よく観光との関わりという話がずっと昔からございますけれども、スポーツツーリズム、ヘルスツーリズム、グリーンツーリズムというような言葉がございまして、スポーツツーリズムはもちろんスポーツを通じてお客様に来てもらうということなんですが、これは設備的に多額な費用が非常にかかっていくというような形、もう1個のヘルスツーリズム、これは健康とかを維持していくことでお客様に来ていただく、これはお金はかけないようなやり方もいろいろあると思うんですが、やっぱり人手が必要、人材が必要だというふうに考えます。また、グリーンツーリズムなんですが、これは農業を中心としていろいろこちらのほうに来ていただく。その典型的な例が白馬の民宿かなというふうに思うんですが、これはあるがままの状態を利用して、お金もかからないし、人手もかからないというところかなというふうに思います。

3年ぐらい前から6次産業化というような話が出ておりますが、非常に全国的には一過性のブームというようなことがございまして、しかし、それ自体がやはり目的ではございません。地域に雇用と所得をふやすこと、その目的は、若者が農業へ参入する有効な手段であること、生産、加工、販売の一体化並びに複合化により農業に帰属する付加価値を拡大していくこと、地域資源

を掘り起こし活用すること、生産者と加工、流通、外食、観光などの異業種との連携により地域に新しいビジネスを創出していくこと、これが6次産業化に求められている大きな目標だと私は考えています。

この中で白馬村が唯一しっかりと、既に私は過去五十数年、白馬村はもうこの6次化に取り組んでいるんだろうというふうに考えておりますけれども、農業と観光をしっかりと結びつけた事業ですね、事業というか政策をお考えをいただいて、農業に活力を持たせていただけるように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。地域資源を有効に使うという意味において、農業の多面的機能を他産業が有効に引き出す仕組み、それからシステム、人です、人材をつくらないことには、やはり農業もだめになっていってしまいますし、それから今の白馬の観光産業もやはり衰退していってしまうのではないかとこのように考えると、今、私が述べたようなことについてもしお考えがあればお伺いをさせていただきたいと思ひます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 津滝議員がおっしゃることは、私も常々機会あるごとに話をしているところでありますけれども、元気な活力ある村をつくっていくには、やはり若者が定住できるような環境づくりは当然必要なことだと、このように思っておりますけれども、そのために何かあるかということで、私も非常に短絡的な考えでありましたけれども、企業誘致が第一だろうというようなことで企業誘致に向けて企業を訪問をいたしました。訪問する企業で言われることは、私どもが白馬へ進出して何のメリットがあるんですかと、逆に私どもにどのようなメリットを与えてくれるんですかというようなことで、大変厳しい条件等の提案をされました。大変企業誘致の難しさを実感として感じたわけであります。

近くでは大町市さん、そして松川村さんも農地を改良して企業誘致をする環境整備をし、企業誘致に取り組んだところでもありますけれども、なかなか来てくれる企業が見つからないと。現在ではまだ2社というようなふうに聞いておりますし、大町市でも話があっても、ようやく今1社決まっているとかというような大変状況としては厳しいというお話を聞いております。

そういうお話を聞くにつけ、この白馬村においてはさらに厳しいものがあるだろうということから、これはやはり企業誘致も進めながら、新たな対策として6次産業化を目指すべきだろうということから、この6次産業化に向けて起業する人たちに補助しようというような対策も今進めているところでありますし、そういう方々が育ちつつあることは大変望ましいことであるというふうに考えておりますし、今後もこの施策、起業を志す人々には商工会とも連携をとりながら前向きに取り組んでいきたいと、こんなふうに思っておりますし、農業の専門であります津滝議員のほうからも新たなまたご提案等もお聞かせいただければと、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願ひをいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。同じことの繰り返しになりますが、農業は本当に厳しい状況に置かれていますので、ぜひ村からの大きな政策、課題を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。それでは次の質問に移りたいと思います。

人事並びに人事評価についてお伺いをさせていただきます。

白馬村の行政職員及びそれに関連する組織の職員の人事並びに人事評価についてお伺いいたします。現在、この村の中にはですね、役場の中には人事評価制度についてはどのような形で行われているのかということをお伺いをさせていただきます。

2つ目としては、役職の人事はどのような仕組みで行われているか、それについてよろしくお願ひしたいと思います。

3つ目としては、人事異動でございます。人事異動については定期の異動対象者を全員年度変わり、この4月が年度ということになりますが、内示があつて4月の1日にはかわるということなんですけれども、非常に大きな人数がかわっていつてしまひまして、非常に引き継ぎ事項がうまくいかないのではないかとこのように危惧されております。同期日に全てを行うのではなくて、年度の途中で、例えば9月ですとか、そういったところで移動させるというような方法もあるかなど考えますが、その辺についてお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 津滝議員、2つ目のご質問であります、人事並びに人事評価について、3項目にわたつてお尋ねをいただいております。順次、お答えをさせていただきます。

まず、人事評価制度についてのご質問ですが、地方公務員法第40条の規定で、職員の勤務評定をしなければならないことになっておりますが、人事評価制度はさらに能力、実績を評価し、人事の公平性、公正性を担保し、人材の育成につなげるものであると考えております。現在のところ、地方公務員法の一部改正をする法律案が廃案となつたために、地方公務員での人事評価制度の義務づけはされていないものの、徐々に制度を導入する市町村が増えているという状況であります。

現在のところ、本村では人事評価制度の導入は行っておりませんが、この制度は昇格や昇給にも影響する制度でありますので、制度や評価方法の研究、管理職を初めとした評価者の研修を進めている段階であります。国では、この通常国会に再度、法律の改正案を提出する予定と聞いておりますので、法律が改正されますと一定の猶予期間を置いて制度を導入することになるかと考えております。

次に、役職人事についてのご質問ですが、行政ニーズが複雑、高度化、多様化してきていゝ中で、村民の期待に応え、良質で効率的な行政サービスを提供していくためには、その担い手である職員のあり方、育て方にも変革が求められています。こうした状況下において、昇級試験、面接は行わず、職員個々の能力や実績、年次の重視など総合的に判断して任用をしてきてい



るところでございます。

次に、人事異動を年度途中でできないかのご質問であります。行政の業務は4月から3月の年度単位で動いているため、人事異動も年度にあわせて発令している状況でございます。これは事業の始まりから終わりまで責任を持って行うことと、年度当初に異動することで事務の引き継ぎがスムーズにできるためであります。

年度途中の人事異動は、市のように複数人で同じ業務をこなしていれば、時期をずらしての異動も考えられますが、本村は1係を1人で行っているのが現状でございます。係ごとに年度内での繁忙期も異なりますし、新規職員も4月から採用しておりますので、そういった調整も必要になってまいります。異動時期を年度途中でずらすことは、特殊な事情がない限り難しいといった状況であると認識をしているところでございます。

人事並び人事評価についてのお尋ねの答弁は以上とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。人事評価の制度についてはさまざまな要因があって現在は行っていないが、今後はそういったことも視野に検討していきたいというようなお話だったかなというふうに思います。

そもそもですね、私が今回この人事並びに人事評価についてお伺いしようというふうに考えたものところはどこにあるかと申しますと、いわゆる下水道負担金の問題に起因をしております。そして、まだこれ表には公表されていないものでございますけれども、我々議員のところにはその報告書なるものが出ておまして、その最後のところの部分に再発防止に向けた組織づくりということが載っております。その中でいろいろなことが書かれているわけで、その中に人材の育成とか、能力開発、それからコンプライアンスの推進、課内の議論の進め方等々についていろいろ書かれております。それをどのような形で行っていくかということが非常に疑問にあったから聞いているわけです。

また、26年度の予算の概要にもございますけれども、組織体制の強化や人材育成についてということで、そういったことに積極的に取り組んでいくというようなことが書いてございます。昨年も同じようなことを私、聞いたかなというふうに思うんですけれども、職員研修は非常に重要なかなというふうに考えています。25年度中何回行われて、参加人数はどのくらいだったのか。また26年度の概要に書いてございますけれども、課内の体制や課の連携強化、人材育成、資質の向上に向けた総合的な専門分野の研修等、具体的にどのように行っているのか、細かいところまでは別によろしいですけれども、ざくっとしたところでお答えをいただければというふうに考えます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 津滝議員さんから職員研修はというお話でございました。人材育成を



兼ねての職員研修はということで、これにつきましては昨年の6月定例会だったかと思えますけれども、議員さんを初め、ほかの他の議員さんからも人材育成あるいは職員研修どうしているのかという質問がありました。今回、お話の中にありましたけれども、下水道受益者負担金の事案に絡んで行政としては大きな大きな反省の上に立って、将来の人材育成をという観点で事務改善報告書をまとめました。あの報告書については前にも説明させていただきましたけれども、一上下水道課だけでなく、行政全体の財産として常に念頭に置きながら事務改善を進めていきたい、それから職員の人材育成をしていきたいというふうに思っています。

昔は、戦国の武将で「人は石垣、人は城」と言われたとおり、やっぱり組織としてはいかに優秀な人材を育てるか、その人材を持っているかということが大切なことだろうというふうに思っています。役場の行政でいいますと、総務、税務のような事務系の仕事、そして建設、農政のような技術あるいは現場系の仕事、そして住民福祉の関係の子育て支援だったりする福祉の関係というような仕事、大きく分けると、この3つに分類されるのかなと思います。そういったものを全て経験していくことが、より豊かな人間性を持った人材が育てられると思うんですけども、全てを滞りなく経験していくというのはなかなか難しいので、そういった専門的な研修を通じて経験豊かな人間を育てていきたいというふうに思っています。

村の望むといえますか、人材育成の方針としては、やっぱり村民の立場に立って行動できる職員であったり、効率性を意識した経営感覚を持つ職員、そして村民に信頼される豊かな人間性を有する職員、新たな課題に挑戦する職員、こういった職員像を掲げて研修に当たっていきたいし、これからも当たっていくということでもあります。具体的な内容についてはまた別途説明させていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 引き続き答弁を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 職員の全体研修は年2回行っております。1つは情報公開に関する研修、2つ目は地方自治法、法律に関する研修であります。あと初任者研修を2回、中堅の研修を3回、あと初任者係長研修を行っております。あと基本的にはですね、専門研修が主になるかと思えます。下水道、税務、各課の中で専門の研修を行っております。回数についてはちょっと今現在お答えできませんが、よろしく申し上げます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 人の問題というのはなかなかちょっとこういう場で細かいところまで話していくということは、なかなか難しいことかなというふうに思います。しかし、白馬村のいわゆる役場を中心として約150人からの職員というか、従業員というか、抱えているわけで、その資質が向上するということは、やはり村の財産ですから、人も、非常に村のレベルも上がる、また政策能力も上がっていくということで私は考えます。

昨日、同僚議員からも話が出ておりましたけれども、まずいきなり人事評価をどんと入れると

いうのは非常に難しいところ。なぜかという、その評価をする者のどのような形で評価をしていかなきゃならないかということで、非常に難しいところがあるかなというふうに思います。ですので、まずはですね、よく言われるところのPDCA、それを各個人に割り当て、なおかつ課でしっかりと、今何が課題で、何をいつまでにどれだけやらなきゃいけないのかというようなことをしっかりと計画をしていただいて、実行に移し、その評価をするというようなことが非常に重要なことというふうに思います。目標設定とその進捗を管理するのをまず最初に始めてみてはどうかというふうに思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今、職員の人事評価の関係でご意見ございました。まさに、そのとおりだなと思う部分がございます。ただ、行政の仕事というのは製造業とは違って、幾つ生産したからという結果は非常にわかりにくいものでありますので、そのそれぞれの課の仕事を目標を掲げて、予算がありますけれども、目標を掲げて事務事業を進行していきます。とりわけ徴収事務であったり、用地交渉というものについては、なかなか結果が出にくいといいますか、時間のかかるものがありますので、そういった事業については当然目標を掲げますけれども、いかにその事業に取り組んだか、そして、その事務をどういう処理をしたかということは非常に重要な評価に本当になるんだろうなと思っていますので、目標を達成することも重要ですけども、その過程、その後のことについても重点を置いて評価していくことが、私どもに課せられた課題かなと思っています。

評価の手法については、先ほど総務課長言いましたけれども、今現在、研修を重ねているところですので、そういったことを踏まえながら評価マニュアルみたいなものを作成できればと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 前向きにというか、もう取り組んでいる部分もあるし、これから取り組ませるといふ部分もあろうかというふうに思います。その中でですね、いわゆる教育担当者なるものを、今は多分課長さんとか係長さん、もちろん大きなくくりの中でいけば村長、副村長、教育長という人たちがそういうところに当たっているかなというふうに思います。

昔から鉄は熱いうちに打てというような話がございます、本年度も新規採用の職員があるというふうに伺っております。特に新規採用の職員については、その教育とフォローにしっかりと気を配っていくべきかなというふうに思います。一人に押しつけず、みんなで育てる教えるという行為が、自分自身の、要するに教えている側の成長にもなりますし、組織的に全体でみんな、そういったことを教育していくということが、これから大事かなというふうに思うんですけども、特段、教育担当者を置けというわけではないんですが、そういうような形の体制にできないのかなというふうに考えますけれど、いかがでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** まさにおっしゃるとおりで、そういう仕組みをつくっていく必要があるだろうなと思っています。平成26年度も新規採用職員、数名おります。これから人事を組んで配置を決めていきますけれども、彼らも4月1日に席に座れば一人前の職員として村民の皆さんと対応していくということで、日々、自己の研修ももちろん大切ですけれども、やっぱりその配属された課の上司が親切、丁寧に仕組みを教えていくということが肝要だろうと思います。4月1日に配属された職員にとっては非常に大変な業務になろうかと思えますけれども、一日も早くなれるような職場の仕組みを提供していくということが、それぞれの課の課長の責務であったり、係長の責務であろうなと思います。そういった日々日常の研修についてはそれぞれの課で当然できますし、役場全体の研修、役場全体の仕組みといったことについては、総務課が主管となって一定の期間研修をさせていきたいと思っています。

それから、専門的にかかわる部分、その仕事に専門的にかかわる部分については専門分野にお願いをするということで、例えば税務の研修だったり、農政の関係の研修だったりというものについては、そのこの団体の主管する研修に積極的に参加をさせていくということに努めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁を含めあと6分です。質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** もう1つですね、国が2020年までに女性管理職、これは指導的地位に当たる人たちのことをございますけれども、政府指針として全体の30%になるような指針を設けているようでございます。当村ではそういったことに対してどのような形で取り組んでいくかなというところをお伺いして、人事のところはそれでもって終わりにさせてもらいます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 今、政府でも女性登用ということで、特に安倍首相は女性の登用ということで力を入れています。村もそういったことに倣って、男女共同参画ではありませんけれども、女性を積極的に登用していきたいなというふうに思っていますけれども、今現在、残念なことここに座っている管理職級ではおりませんが、補佐級あるいは係長級ということでそれぞれの経験年数あるいは実績を見ながら登用しておりますので、直ちにというのは、ちょっとまたこれ人事の関係ありますので検討してまいりますけれども、将来的には当然女性の管理職というものも見込める場面が出てこようかなと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。ぜひ前向きに女子、女子力というような言葉がございますけれども、ぜひ女性の考えを有効に使っていただきたいというふうに思います。

続きまして、最後の質問のほうに移らせていただきます。行政サービスについてでございます。

行政情報難民と言われる広報や広聴の行き届かない行政区未加入の世帯がございます。全体の中で30%ぐらいというような話を聞いていますが、ホームページ等で周知に努めているというところなのですが、有効な手段がないまま現在に至っていると。

そこで、このご提案でございますけれども、地区担当制度、職員の担当制度というのがありますけれども、それを機能させて地区担当者に毎月というふうに私、申し上げておりますが、毎月ではなくても各戸へ広報紙等を配布をしていただいで、行政に対しての広聴も一緒にやってもらうというようなことを考えますが、そのようなお考えはないかどうかお伺いをしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 津滝議員3つ目のご質問である行政サービスについて、お答えをさせていただきます。

行政サービスについてのご質問については、広報紙の配布に関し、地区担当職員が行政区未加入世帯に対し、直接的に行ってはどうかのご意見でございますが、現状では難しいことかなというふうに考えております。

広報紙は毎月3,000部ほどを発行しておりますが、全てを戸別に直接配布するということは多くの手間や費用を要するために、非常に現実的には難しいかなと、このように思うところであります。従来から区長さんのご協力をいただき、行政区のネットワークを活用して配布をお願いをしてきているところでございます。こうした広報紙配布の手法は、区加入世帯に対する行政サービスの一環という側面も持ち合わせておりますので、引き続き行政区のご協力をいただきながら行ってまいりたいと、このように考えております。

行政区未加入世帯に対しては、広報紙を手にする機会を増やすことや村長への提言箱を村民ホール以外にも置くことは必要であると考えますので、ふれあいセンターやウイング21など公共施設への設置等も今後は検討してまいりたいと考えております。

なお、地区担当職員制度につきましては、村の根幹を支える協働体、あくまで行政区であるという考えから、その行政区と役場との橋渡し役として取り入れた制度でありますので、現状でうまく機能していないというご指摘があるのであれば、今後区長さんのご意見等も伺いながら、より良い運営方法を検討していきたいと思っております。

この地区担当職員制度、私になってから始めた制度でありますけれども、私も仄聞するのになかなか地域の皆さんに積極的に地域へ呼んで、行政に対する要望事項を遠慮なく言ってほしいということもお願いをしてきているところでありますけれども、ぜひそういった面で今後有効に活用できるよう使っていただければと、このように思うところでございます。

以上で、行政サービスについてのご答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁を含めあと1分少々でございます。質問はありませんか。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** ありがとうございます。ぜひせっかく行政担当に職員が張りついているので、有効に利用するような方策を考えていただきたいなというふうに思います。

最後に、村づくりは人づくりでございます。白馬村は非正規職員の増加により、組織の伝統や文化を守る人員が少なくなってきました。物への投資が増え、人への投資が減っているという状況でございます。近い将来、30歳から40歳の働き盛りの世代が激減するとともに、後輩を育成したことの無い職員が、急に上司になるようなケースが増えていくのではないかと危惧します。知識や技術、経験の伝承を伝えることが行われなくなる、伝えたくても伝えられないという事象が出てくるように思います。個人の資質の向上とコミュニケーション能力を磨いていただき、チームワークをもって行政運営に当たってほしいと考えます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

**議長（横田孝穂君）** 津滝議員の質問時間が終了いたしましたので、第2番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

それでは、ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番日本共産党加藤亮輔です。3年前の今日、3月14日11時01分に福島原発の3号機が爆発しました。その後、放射能から逃れるため福島県民の避難生活が続き、もう二度とふるさとへ帰れない人が多数います。電気というエネルギーのために、現在も過酷な生活に追いやられています。白馬村でも避難者への援助ができますが、原因のエネルギーを考えれば違った形で取り組めます。白馬村の自然エネルギーは手つかずの状態です。職員の努力で昨年从小水力発電の建設工事を始め、今年度中には運転を開始します。そのほかにも6カ所で調査、研究中です。今は小さな電力ですが、夢は大きく、白馬村の電力を地産地消できればと思いをはせ、また全国でこのような取り組みが進めば、二度とふるさとを追われずに済むと考えます。

続いて、質問に入りたいと思います。最初に26年度予算と観光産業活性化について伺います。

1番目に、現在、正常な雇用関係が大幅に崩れ、低所得者が増加しています。中流と言われた人も生活の不安定と将来への不安から、旅に出かけるのが減少しました。そういう中、観光不況が長引いています。この4月から消費税も増税されます。村長は、この厳しい状況の中、白馬村の観光産業を活性化させるため、どのように考え、26年度予算に反映させたのですか、答弁をお願いします。

2番目に、村長は常々、観光再生を村の最重要課題として取り組むと述べています。26年度は239万人の観光客の入り込みでしたが、今年の入客目標値はどれくらいに設定していますか、



教えてください。

3番目、長野県はしあわせ信州創造プランという総合5カ年計画及び長野県観光振興基本計画を策定し、山岳や高原、美しい景観、独自の伝統文化など、世界水準の山岳高原観光地の形成を目標に掲げ、滞在型の観光地づくりを初め、それに白馬村など3地域が重点支援地域に選定されました。当然、村はこの計画の基本理念を考えれば、自然を満喫できる里山整備が最優先事業と考えますが、村長はこの補助金を使って、スノーハープ、クロスカントリー場のローラースキーコースなどの整備に1億円の事業予算を計上しています。村長の考える世界水準の滞在型観光地とはいかがなものか、見解をお願いします。

以上3点、お願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 加藤議員から2項目にわたってのご質問をいただいております、3項目でございます。

まず最初に、平成26年度の予算と観光産業の活性化についてお答えをさせていただきます。この観光産業を活性化するためにどのように考え、それを26年度予算に反映させたのかというご質問につきましては、観光戦略の中核となる観光局へ負担金を前年並みの7,600万円ほど計上しております。観光局が観光情報を一元化し、プロモーションを初めとする営業活動、観光客を誘致するための各種事業を実施して、観光振興をリードしてまいります。

また、観光客の誘致を積極的に展開し、年々増加傾向となっております冬期間の海外客の受け皿の対策として、ナイトシャトルバス運行経費に459万2,000円を計上いたしました。海外客向けに、夜、村内の飲食店や買い物など村内の店に出かけられるようにナイトシャトルバスを運行することで、快適な環境を提供するとともに消費を促し、商業地域の活性化につながればと考えております。

事業者においては、今年度から新規事業として運転資金に利用できる小規模事業者経営改善資金利子の補給の補助金を50万円計上し、積極的に小規模事業者の支援を行い、観光産業の活性化につながればと期待をしております。

2つ目の今年の誘客目標についてのご質問であります。最新の統計によりますと、平成25年度中の観光客数は243万7,000人で、そのうちスキーシーズンは103万人、グリーンシーズンは140万7,000人となっております。スキーシーズンの観光客数が100万人を上回ったのは平成20年以来でございます。

私は、スキーシーズンのにぎわいは本村の観光再生の中でとても重要な位置にあると思っております。なぜならば、スキー場を初め関連産業に従事している方々が最も多いことはもちろんですが、スキー抜きに本村の歴史は語れないこと、加えて、ソチオリンピックでの渡部選手の活躍により、白馬村とスキーの結びつきが内外に発信され、改めて認知され始めているためござい



ます。したがって、スキーシーズンの観光客数が引き続き100万人を上回ることを第一の誘客目標値としながら、「信州山の日」や「信州山の月間」の制定の動きに応じた取り組みを進めることで、特に登山、トレッキング利用者を中心としたグリーンシーズンの観光客数も前年を上回ることを目標に取り組んでまいります。

3つ目の世界水準の滞在型観光地について、村長の見解とのご質問であります。一部太田議員の答弁と重複する部分がありますが、ご了承いただきたいと思います。

長野県が実施する山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり研究会は、全6回の研究会が終了いたしました。その中で、白馬・小谷・大町地域が重点支援地域として選定され、平成26年度からは長野県が作成した構想に沿って、具体的な事業展開をしてまいります。

長野県が作成した構想概要は、平成29年度までをスタートアップ期として、平成30年度以降は波及・拡大期と位置づけております。このスタートアップ期の中で、白馬・小谷・大町地域では共通のコンセプトを確立し、具現化し、体制づくりを整え、ある一定の成果を出すことが求められております。

この事業の中で、前述のようなコンセプトづくり等とは別に、平成26年度に限って交付される補助金がございます。その補助金を活用し、実施するのが白馬スノーハープ改修事業でございます。この補助金は国の元気づくり支援金を充てるもので、ハード事業に限られているところであります。

白馬スノーハープ改修事業実施選定の経緯につきましては、太田修議員の質問でお答えしたとおりでございます。議員ご指摘の里山整備が第1課題ということにつきましては、本年度も元気づくり支援金を活用した親海湿原木道敷板改修工事を実施する予定となっております。この事業については実施計画にも記載しておりますとおり、5年間で総延長371.19メートルの敷き板の擬木化を目指しているもので、里山整備の一環として進めてまいりたいと考えております。

重点支援地域に選定された白馬・小谷・大町地域に求められている施策は、1つとして、エリアを貫くコンセプトの明確化とブランディング、2つ目にエリア全体でのマーケティング、3番目に通過する顧客の周遊、滞在化の促進となっております。この事業で一番大切なことは、独自の価値を国内外のお客様に提供できる仕組みや、観光事業者はもちろんですが、村民みんながその資源を誇りに思い、国内外のお客様に「見てもらおう、楽しんでもらおう、提供しよう」と考え、共有することだと思っております。県の策定した施策、展開に沿って、今後3市村で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、平成26年度予算と観光産業活性化についての答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** まず、1番目のところのね、この26年度予算をつくり当たって、今年経済状況の一番の課題は、この4月から消費税が増税されると、その影響がこの白馬村にどう及

んでくるかというところがやっぱり吟味すべきだと思うんですね。三、四年前、テレビが地デジ化になったとき、その前は駆け込み需要でテレビが非常に売れましたけれど、その後、一気にばたつととまって、大手のテレビをつくっている会社自体の工場があっちもこっちも閉鎖していくと、そういうところまで追い込まれたということです。

もう一つは、消費税というのははっきり言えば、最初3%から始まって、1997年、橋本内閣のときに3%から5%に上がりました。それで橋本内閣のときは非常に景気がいい時代に値上げをしたんですね。それでインターネットからウィキペディアという、インターネット上の百科事典みたいなものですけど、そこからちょっと拾い出してみますと、ここにこういうふう書いてあります。1997年7月1日に消費税の税率が引き上げたと、橋本内閣がそれを実施したと。それで、産経新聞の田村秀男編集委員は、消費税を実行したせいで増税前の翌年から日本はデフレ不況に突入したと。1997年消費税増税で4兆円の税収は増えた、しかし、99年は97年比で6兆5,000億円も減ったと、そういうふうに使っています。それで、橋本元首相自身もホームページで自分で財政再建を急ぐ余り経済の実態を十分に把握しないまま消費税増税に踏み切ったことを謝罪していると、そういうことがニュースで載っています。そういうふう増税前と増税後ではやっぱり一転すると。

もう一つ資料として、白馬村の観光客がどうだったのかと。1997年、平成9年ですね、このとき登山客は7万6,000人、平成10年は6万8,000人、スキー客は平成9年が184万人、スキー客が161万人に減少しています。これを、それから一般観光客、一般観光客は9年が126万人、それから平成10年は98万人になっています。これ差し引きするとね、スキーと登山客の合計の差し引いていくと、この1年間で50万人減っているんですね。やはりこの増税の影響というのは、やはり今から今年増税された4月、ゴールデンウィークはそんな影響は出ないと思いますけれど、その後、夏、秋、来年にかけてじわじわと出てきますから、もうちょっとそこに対する支援策をしていただきたいと思います。

それで、これは国と絡んだ内容ですから、村長の答弁がいただければしていただきたいんですけど、次に移りたいと思います。

それで今回の質問の一番のやっぱり重点は、このローラースキーコース、スノーハーブのローラースキーコースを1億円使ってやるべきかどうかということだと私は考えています。これが白馬の観光の浮揚、それから景気対策、そういうものに効果が出るかどうか、それをちょっとお話ししながら、村長の見解をお聞きしたいと思います。

まず、この基本構想について、今、村長もお話しされましたが、県は去年の7月の4日に、この滞在型観光地づくりの会議を設定、第1回を始めました。そして、この1月24日に第6回会議をやり、3月11日に答申が出ました。答申内容についてはホームページに掲載されていますから、皆さんも見ればすぐわかると思うんですけど、その基本構想の中に県の長野県の山岳高

原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりの研究会が発表した構想案ですけれど、この構想案の中に顧客の受け入れの環境の整備、要はお客さんとしてどういう人を受け入れ、どういうふう  
に整備していくかというところがあります。その中で、「年齢、国籍、身体能力の差違にかかわ  
らず、誰もが楽しめるユニバーサルな環境をつくる」とうたっています。

また3地域、これは木曾地域とこの大北地域と、それから上信越地域の3地域ですけれど、そ  
の3地域の中で個々の目標が掲げられ、大町・白馬・小谷エリアのテーマとしては、「北アルプ  
スを軸とした広域の観光地づくりを進め、白馬や立山黒部アルペンルートの観光客を呼び込むこ  
とを通じ、通過型の観光客をエリア内で広く周遊、滞在される観光地をつくり、それをモデルと  
する」となっています。その構想モデルからいくと、ローラースキーというそういうものをつく  
ると、私が先ほど述べましたように、里山整備をして、世界に誇る山岳景観を生かす、そうい  
うものをどちらがいいかというふうなことを考えながら、この基本構想からいったらやっぱり  
ローラースキーをつくるというのはちょっと外れているんじゃないかと私は考えるんですけれど  
も、その基本構想とローラースキーの関係を村長の見解をお願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。この1億円を使ってのスポーツ施設の充実の基本構想  
から外れるのではないかと、こういうご質問でございますけれども、私はそこから外れていると  
いうふうには思っておりません。

そもそもこの事業の導入に当たっての経緯は既にお話をしてあり、加藤議員もご承知のことと  
思いますが、後ほど担当課長のほうからも導入に至った時系列的なもので、またさらに補足をさ  
せませすけれども、ここには山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりにそれぞれ大町・  
白馬・小谷の3市村で計画をしていること、26年度中に単年度に限りの補助金を使ってできる  
計画があるかということから始まったわけであり、非常に短い期間で結論を出さなければなら  
なかったわけでありまして、私どものほうとしてはスキーと登山で発展をしてきた村で  
あることは言うまでもないことであり、そのためにはこれから国際大会等をやればジャンプ台の  
整備を求められてくるようになります。まだこれについてはいつ来るかどうかということは今後  
の問題でありますけれども、そこを修繕するにも1億円を超えるような金額が必要になってまい  
ります。

そしてまた白馬村としては、滞在型、スポーツ合宿等にやはりきちんとした整備が整った施設  
も必要ではないかということをお自身実感しております。というのは、東日本の大震災があつ  
た後、スポーツ合宿等で白馬へ来たいと、東北の状況ではとても東北でやるわけにいかないで、  
白馬へその合宿地を求めたいというお話で何校、そしてまた社会人、そして少年野球の組織から  
開催の意向を問い合わせがあつたと同時に、現地でその施設を見ていただきました。

1つ、野球をやるチームにとっては自分たちが望んでいる施設、また今までやってきた施設と

はちょっとレベルが違いすぎる、あるいはサッカー場にしても施設としては我々の求めているサッカー場ではないというようなことから全て流れてしまいました。

そんな中から、白馬村としてはあのスノーハープの利活用を何とかしようということは白馬村の基本計画の中に当時の議会の皆さん、関係の皆さんも入って、スノーハープの利活用を検討しようと、こういう基本計画が策定をされております。そういったことから兼ね合わせて、今までとはとても財源的にもクロスカントリーの後利用については一般財源を持ち出しては大変厳しいということから、急遽、こうして出てきた事業の導入を図ろうということで、申し上げましたように、ジャンプ台の改修と、ここのスノーハープの改修を提案したわけでありまして。その検討委員会の皆さん方から、滞在型観光地づくりにはスノーハープの活用が望ましいだろうということでの提案をいただき、このローラースキーも含めたスノーハープの改修計画をしたところでございます。

改修する内容については、ローラースキーばかりではなくて、今までお年寄りの皆さんがなかなかあの長い階段を上がってグラウンドに行くことが難しいと、厳しいというようなことから、村民運動会を開催をしても、なかなかお年寄りはその場所に来ていただけないというようなことから駐車場の整備をしようとする。あるいは、あの建物の中でシャワーを浴び、汗を流す、そんな施設も必要だろうというようなこと、そして今あそこでスノーハープのクロスカントリー大会、2,200人に及ぶ皆さんに参加をいただいております。雨が降れば大変ぬかるみと、そして悪臭が漂うことから、非常に参加した方々には不満を持たれていた点であります。その改修をすることで、そしてまた舗装をすることで雨天対策としても、そしてまたローラースキーの練習場にするということは、渡部選手のこの結果を見てもローラースキーの練習場があれば夏期合宿には十分利用したいと、いろいろな要望がある中で決めたことでもありますので、私はこの会場整備は今もこれからも白馬の観光には大きな波及効果をしてくれるものと、このように思っているところであります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 村長、長い答弁どうもありがとうございました。もう少し簡潔にお願いしたいと思います。

それで今、スポーツ合宿のことが述べられましたけれど、今度はこの事業の優先順位と経済効果のことについてちょっとお伺いします。ローラースキーのやっぱり事業計画というのは、やっぱり先ほど言ったようにスポーツ合宿が中心になると思うんですね。スポーツ合宿が中心になるということは、この白馬村に多種多様な宿泊施設があって、それで先ほど言ったように夏の顧客は163万人、そのお客さんはやはり八方、楯池、五竜とかそういうところでトレッキングしたり、この木流川とか、姫川源流とか、落倉自然園を散策すると、やっぱり圧倒的にそっちのほうのお客さんが多いんですね。その設備、施設をやはりこの世界水準、要は上質な施設にし

ていくと、そういうところが急がれるべきだと思うんですね。だから、優先順位として考えれば、クロスカントリーというよりもそういう里山整備的なところで、いろいろな宿にも影響が、経済波及効果が起こるような、そういうところをまずやるべきだと思うんだけど、なぜ先にローラースキーを第1番に選んだのか。この長野県の肝いりのこの事業に対して、なぜ1番に選んだか、その辺をちょっと簡単にご答弁願います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 結論から言えば、検討委員会の皆さん方も我々の提案に対してはスノーハーブのローラースキーを含めた利活用は望ましいだろうということは最終結論に至ったわけであります。

加藤議員、里山整備のことについて言っておられますけれども、決して私は里山整備をおろそかにしているというつもりはございません。落倉の自然園に対しても、村で補助金を出しながら整備をいたしました。親海の散策道についても村の補助金で整備をいたしました。ただ、親海湿原については自然木でやれば腐食が甚だしくなるということから、その手直し、修理にかかることを考えると擬木化したほうが望ましいということで、継続的な事業として親海湿原の擬木化を図っているわけであります。当然、擬木化が進んでいないところは、今の木で十分安全を確保しながら散策をしていただける整備はできているというふうに思っております。したがって、擬木を見に来るということではなくて、その周囲の、またその場所の自然、風景を楽しむにいいになるわけでありますので、その歩く散策路が擬木でなければいけない、木でなければいけないという観点で捉えることでは私はないんじゃないかと。将来的にやはりきちんと整備をされたものにしていくというのは、計画的に進めていくことで私は間違っていないだろうと、このように思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 次に、この予算の立て方というか、予算の統一の原則からちょっと考えてみたいと思うんですね。予算を作成するのに当たって、市町村の予算の内容は業務内容がもう非常に複雑であるというところで、収入と支出の分類を統一して収入の源泉や支出の目的が理解できるようにしたのが予算統一の原則と書いてあります。

今回の世界水準の滞在型観光地事業は、これはもともと観光活性化の目的のための事業予算です。ローラースキーコースの事業主体の目的は、やっぱりナショナルトレーニングセンターとしての拡充、選手育成とか、そういう関係の予算だと思います。だから、スノーハーブの拡充についてはナショナルトレーニングセンター予算を国から今回も交付されています。このお金が足らなければ、また4年後のピョンチャンオリンピックの選手育成に間に合わなければ、それはそれで国へ要求してそっちのほうから取って使うべきだと。この観光産業の、今の疲弊した白馬の観光産業の底上げを図るこの事業の予算を、そっちへ流用するのはいかがなものかと、その辺は村

長どのようにお考えですか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 国のナショナルトレーニングセンターの拠点としての指定を受けましたけれども、それとこの村で考えているスノーハープの利活用、ローラースキーのコースを含めたこの構想は全く別なものと考えております。あくまでも滞在型観光地としてスポーツ合宿に訪れるお客様の数を増やしていきたいということを目的につくったものであり、足りない分を国へ要請しろという、その関係は全くないものでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 一般観光客にもローラースキーコースを使ってもらおうと、それも言葉上はわかりますけれどね、ローラースキーを履いてスキーをすることも非常に割合テクニックと言おうか、難しいんですわね。それからまた2キロのコースのところを上下、上り下りがあるところ、あそこを滑り込むというのは普通の素人ではちょっとやっぱりやれない。やはり選手の方、大学の選手の方とか、そういうところに使ってもらおうというのはやっぱり主目的だと私は考えます。

次にあと今度、今回のこの事業の議会への説明の仕方について、ちょっと村長のお考えを伺いたと思います。今回の事業の財源の裏づけである辺地対策事業債5,000万、それから長野県補助金から5,000万の内示をとったと、議員に連絡が来たのが2月の6日、そういうことで説明がありました。だから、もうどっちかといえば県から内示を受けたから、もうこれでいくんだという感じで話を持ってきても、具体的にその内容を吟味することは議会としてはやはり不可能なんですわね。やはりそういう内示を受ける前にやっぱり議会へきちんと説明する。それから議会に諮って内諾、議会の内諾を得ると、そういうやりとりが私は正常だと思うんですけど、そういうやり方、外堀を埋めてからもう逃げ場はないような状態にして持ってくるというやり方は、私は改めてもらいたいと思うんですけど、これからもそういうやり方をやる時もあるという、そういうことですか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** お答えをいたします。加藤議員、何か誤解をされているのではないかと思いますけれども、この事業の導入に当たってクロスカントリー競技場の全体を改善をして利用したいという話が、3年ほど前からあったわけでありまして。結果として、議会の皆さんからそこまでお金をかけることは非常に難しいだろうということで、その工事はただ単に辺地債の適用だけがありましたので、あとの半分の額については村の一般財源を持ち出さなければできないというようなことで、財源的に負担を負うことになるから取りやめましょうということで、最後は決めた経過がございます。その話と今回の話は違うということで、お互いに誤解が生じないようにということで、あのときにあえて轍を踏まないように、議会の皆さんのご理解をいただきたいということも含めて、私のほうでは説明をしたつもりであります。



加えて、この利活用については大勢のというか、地区の皆さんから要望書も出されているところでございます。さらに、村外の皆さんのことばかりではなくて、この白馬村の中の中学校、小学生、そういった人たちが道路上でローラースキーをしているということで、当局のほうから交通安全上好ましくないというご指摘もいただいていたことから、ただ外から来る人のためではなく、地元のスキーを、複合種目をやりたいという子どもたちの練習場としての、将来のこの観光に大いに頑張ってもらう子どもたちの育成のためにも必要な設備だと、このように解釈もしたところをつけ加えさせていただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 村長の見解をお伺いしました。それで、この事業を進めていくのに当たって、これは来年度の事業です。私も一日本共産党の議員ですから、長野県の県会議員である共産党の県会議員にちょっとお伺いして、県の観光課の対応をちょっと聞きました。その中で、この計画は白馬村から聞いていると、それから最初の予算2億3,000万が1億7,000万ぐらいに減額して3地域から2地域に変わったようなこと、それからこれは来年の計画であるので話は聞いているけれども、その事業内容についてはその自治体でよく吟味してほしいと、それでまた、そういうローラースキーコースそれから駐車場の整備に1億円を使うようなそんな乱暴なやり方よりも、もう少しきめ細かくその1億円を使ってほしいと、そういうふうな話がありました。

この話自体が1億円事業、村民の方は全く知りません。だから、まだ予算的に予算は決めても、その内容については吟味する時間はまだあります。この事業について5年後にその先進重点地域は結果を出して、そのモデルを県に報告して、それを長野県全体に広げるといふ、そういう責任のある事業です。だから、やっぱり村民の協力を得られるような、それから村民が納得するような事業内容に変えてもらえればと再度お願いします。時間がないものですから、次の問題に移ります。

2番目の問題です。下水道問題について質問します。昨年暮れに下水道課が受益者負担金事務改善報告書を作成しました。私はこれはあくまでも上下水道課の事務改善事業報告書であり、村長が村民の疑問や不信に答える下水道問題の検討報告書になっていないと、そういうふうに考えます。そういう上に立って、3点質問したいと思います。

1つは、この報告書案では加入分担金として徴収したのが8件と記載され、加入分担金の単価である1,350円にもかかわらず900円で処理したのが5件、1,350円で処理したのが3件、つまり間違っただけの処理のほうが多いんですね。また、12月議会の答弁では条例11条3項に該当する賦課がえ284筆あります。この284筆に対して賦課がえ同意書は見当たらないとのこと。今後この土地に下水道を接続した場合、加入分担金1,350円を徴収できるか混乱すると思います。このような今後の業務に関係を引きずるような加入分担金は廃止すべきではないでしょうか。

2点目は、下水道受益者負担金を払った人と払わなかった人の不公平感が今でも解決されていません。この不公平感を軽減する策を村長はどのように考えていますか。

3点目は、25年の10月の臨時会で地区懇談会が終わったら住民説明会を行うと村長は述べていました。それがいまだに行われていません。いつ行うのか。

その3点についてお伺いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 加藤議員の2つ目のご質問、下水道問題について、3項目にわたってのご質問にお答えをしております。今のお話の中で言い尽くせないところもあると思われれます。再質問の中で担当課長をしてまたお答えもさせていただきますので、よろしくお願いたします。

加藤議員からの今回の受益者負担金事務改善報告書は、私が村民の疑問や不信に答える下水道問題の検証報告書になっていないというご指摘であります。私はそのようには考えてはおりません。確かに事業の経過や概要、制度の説明、事務の検証結果などは、実務を担当する上下水道課の職員が記述をしております。しかし、私が重要であるとする第1の6事業推進の問題点や第2における改善策、第3の再発防止に向けた組織づくりの内容については、作成するに当たり下水道事業団の指導を踏まえ、上下水道課長、担当係長と副村長を交え、十分な検討をする中でつくっております。また、素案ができた時点で課題検討課長会議に諮り、意見をもらい、反映をさせ、全職員には案を見てもらい、意見をいただいております。したがって、担当の上下水道課だけで作成したものとは考えておりません。

また、第3再発防止に向けた組織づくりについては、役場内の全ての課で実施すべき内容だと考えております。したがって、この報告書は白馬村が村民に向けて、今回の問題に対して検証をして改善をしていく意思を示すものと考えます。

加藤議員おっしゃるとおり、昨年4月の住民請求に対する6月の監査結果で、加入分担金の賦課が金額、納付等規定どおり賦課、徴収がされていないものが確認されております。職員の徴収事務の不手際を認めざるを得ないところであります。今後の賦課、徴収事務につきましては、このようなことのないよう職員に徹底をさせていきたいと考えております。

また、平成12年度に制定しました加入分担金徴収規則の分担金額1,350円という額につきましては、受益者負担金として賦課されて払われた方と下水道接続時に加入分担金として払う方、いわゆる先に払う場合と後から払う場合の不公平感を是正するための金額設定であったというふうに認識しております。

加入分担金制度を廃止すべきとのご指摘ですが、加入分担金制度につきましては、その合法性を問う住民監査請求が出され、その監査結果を不服として長野地裁に住民訴訟が起こされ、現在審理中であります。したがって、この裁判の結果を見きわめたいと考えております。

議員おっしゃるとおり、村民の不公平感を解決することは非常に難しいと考えております。た

だし、言いわけにするつもりではありませんけれども、村の請求に応じていただけなかった未納者のほうにも責任があると思われるところは、私ばかりではないのではないかと考えております。不公平感の解決にはなりませんけれども、村としては事実を正確にホームページ、ユーテレ白馬、報告書概要版、住民説明会で村民に伝え、おわびをし、今後二度とこのような不祥事を起こさないようにするかが重要かと考えるところであります。

また、議員提案の引き下げ精算、使用料の軽減は、根拠もなく条例を制定するにも非常に難しいと考えております。お金で精算し、解決するのはとても難しく、前例もございません。まずは村が村民に対して、この問題について誠意を持って対応していくことが、今やらなければならないことだと考えております。不公平感をなくすことが第一として考えてまいりましたが、大変長い間に積み上げられた問題であり、その当時の職員もいないことから、その解明に職員も私も大変苦労しているところであり、不公平感を完全に取り除くことは大変難しいことをぜひご理解いただきたいと思います。

住民説明会につきましては、もう既に何回も加藤議員にも申し上げております。議会の皆様に出した報告書をご理解をいただければ、それをもって地区説明会、住民説明会を開催をしていきたいということは何回もお話をしてきたことをぜひご理解をいただきたいと思います。この今後のスケジュールとしては、報告書を最終版を議会に提示をし、ご理解をいただくこととともに、事務改善報告書の概要版が5月中旬から下旬に全戸配布できる予定でありますので、その後に実施をしたいと考えております。なお、説明会の実施方法については今後検討をしてみたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

下水道問題について、3項目にわたるご質問の答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと8分です。質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 答弁ありがとうございました。それでですね、その2番目のことなんですけれども、やっぱりこの不公平感を解消するというのは、これは非常に本当に難しい問題だと思うんです。物で解決するというやり方はもちろんあります。それは、この庁内のけじめのつけ方として2つの処分を出して、それで庁内的にはどっちかといえば規則にのった責任のとり方をやったと。もう1つ、やはり役場と住民とのけじめ関係はまだこういう不安がくすぶっている以上、解決していないと思うんですよね。それで村長は、お金、使用料をちょっと軽減するとか、1%だけ、受益者負担金の1%を返金するとか、そういうお金で返金するのはちょっとできないというお考えらしいですけど。

もう一方のことで、事実を正確に開示して、それでその後の業務を見てもらって、それで村民の信頼関係を得るというようなことを今述べられましたが、その事実を正確に述べるというところで、私たち議員はこの業務改善報告書をいただきましたけれども、この報告書は村民には全然

行き渡っていないんですわね。だから、議員しかこれは見てないんです。あの事件が起きて、もう2年数カ月たちます。村長は1回も住民の前で説明をしなかった。それからまたこういう報告書についても、ここにわざわざ赤字で取扱注意というようなちよっと文書を記載しながら、なるべく見せるなというような感じがしてならない。片方で事実を正確にやっていくといっても、やはり真意が伝わってこない、私には。それはやっぱり言うことと実行力とを統一すれば、私もこういう質問をしなくてもいいんだけど、もっと村民に情報を開示するという方向で一步進んだ、この改善策の中身にもそういうこと書いてありますけれど、それを本当に実行してもらいたいと思います。

それからもう1つ言うと、先ほどの問題の中で言った滞在型観光地づくりの県の報告、これについては1回から6回まで全部、議事次第、出席者の議事録、それからその会議で出された資料、全てがインターネットの県のホームページに掲載されています。そしてなおかつ、これは村長も第5回のエスカルプラザで行われた会議には出席されたと思うんですけど、その中に7番の資料に未定稿と赤字で書いた資料があるんですけど、その資料でさえもインターネットに公表されておると。だから、そういう感じで県は情報公開を徹底的にやっておると、村民とのキャッチボール、県民とのキャッチボールをやろうとしているけれども、やはりこういう場合にきちんとした文書ができたなら村民にすぐお知らせをすると、村民からも意見を聞くと。村民が主権者ですから、一私たち議員は中間の今回選ばれたという感じの議員ですけども、一番の大もとは村民なんですから、村民に何でも開示するというのをやってもらいたいと、その辺の見解を村長お願いします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 情報公開をしていくということは、常に私ももう就任してから言ってきたとおりでありますし、この未定稿という文書についても、その未定稿としたこと部外秘として記したこと、加藤議員も十分ご理解をいただいているというふうに理解をしております。というのは、お金にかかわること、事実と違うこと、そういうことが村民の皆さんに伝わると大変誤解を生んでしまうということから、今、行政内部、専門家の話も聞いたりする中で、この報告書をつくりましたと、まだこれは正式なものではありませんけれども、議会の皆さんとしてこれを読んでいただいて、内容がこれでいいということになれば、未定稿ではなくて本当の報告書というものにして、それを村民に当然概要版という言葉も使いましたけれども、お知らせをし、なおかつユーテレを使って私自身もおわびを兼ねながら説明もする。そのことは何回もお話をしてきていることでもありますので、全て行政側のやっていることは悪意を持ってというような解釈ではなく、議会の皆さん方も、時によっては言葉の使い方は違うかもしれませんが、村民の代表としてという責務が私はあるものと、このように思っております。そういう中で我々もざっくばらんにお話をして理解を得てきたと、このように理解をしておりますので、ぜひその流れをご理解をし

て、今後に提案があるならば率直に提案をしていただければと、このように思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** こんなことを生意気に言うつもりはないんですけど、村長に再度確認したいんですけど、国の主権者は国民と、これ憲法に記載されています。当然村の主権者は村民だと思うんですけど、それは村長も一緒なんですね。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 当然のこととっております。

**議長（横田孝穂君）** 加藤議員、あと1分です。加藤議員、質問ありますか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** だったら村民に、主権者である村民に、行政でつくったその時期最大限の努力をして下水道課がつくった文書ですから、多少の数字の間違いがあっても、それは間違いとして出るだけであって、何も問題になるものではないと思います。だから、できた文書を村民に早く開示して、村民から早くいろいろな意見をもらって、それでもんで、よりいい報告書にしていくと、そういうことが必要だと思いますけど。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 下水道の問題は非常に年月がかかって本当にまことに申しわけないことになっています。そういったら立ちがこういったお話に展開しているんだろうというふうに思います。その辺は深く深く反省をしたいと思います。

この経過については、村長申し上げたとおりであります。ぜひとも、今、報告書というのを作成して、間もなく議会の皆さんに出す段取りになっておりますので、その辺をぜひご理解をいただきたいと思いますし、今後のスケジュールについては先ほど申し上げましたとおりであります。繰り返しになりますけれども、こういったおくれが皆さんのいら立ちを招いているということは十分承知しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間が終了いたしましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時00分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、観光振興・観光局についての1項目で、その中で2つに分け、それぞれ3つの質問をさせていただきます。

今年初めの全員協議会の折には、昨年比20%増のスキー客の入り込みとの報告に明るい見通しを抱いた、この冬のシーズンの幕あけでありました。がしかし、先月の2週続いての大雪で、

幸い雪による被害はなかったものの、キャンセル等により、この村の基幹産業であるスキーに大きなダメージを与えることになってしまいました。今シーズンは外国人スキー客の入り込みが多いとの前評判、加えて、多少なりとも効果を発揮してくれるのではないかと期待したアベノミクスで、冷えに冷え切っていた景気も少しは上向きになるのでは、昨年から取り沙汰されている税金の滞納も少しは改善の兆しが見えるのでは、そんな期待をしていただけに肩ががっくり落ちた感じがいたしました。

そんな中、今議会の予算特別委員会において、26年度にどのように税が使われるかを審議しているわけですが、村の置かれているこの厳しい状況が本当に予算に反映されているのかは疑問を持たずにおられません。通告書にもありますが、特に県の山岳観光を生かした世界水準の滞在型観光地づくり事業の補助金の使い方には、ただただ頭を横に振るばかりであります。このことをある方にお聞きしましたところ、「いいんじゃないねえだ。村は金があるんだから。」と。「えっ。村はお金があるんですか。」と聞きましたら、「だってそうじゃん。去年は下水道であれだけの金を払わなくてもいいよということにしたんじゃないか。おらあ、そんなことだったら税金なんて払いたくねえ。死ぬまで払わなくて、死んだ後で田でも畑でも持って行って言うだわ。」そうおっしゃっていました。またある方は、「本当に大変。税金を払うために働いているみたいなものなんだよ。」と、滞納すれば延滞が大きくついてにっちもさっちもいなくなる、そんな思いがあり、皆さん必死で税金を払っています。そういった苦しい中から捻出されている税金です。

この村の住民の担税力、課せられた税を支払う能力が落ちてきている。今まで税金を払っていた人たちが払えなくなっている。何度も税務課からそう聞きました。ですから今まで払っていた人たちがいきなり差し押さえなどを突きつけられ、取り立てが厳しいと批判するのもわかります。しかし、その反面、大口の滞納が大幅に減少する傾向は、残念ながら見ることはできません。特に観光産業従事者の滞納がその多くを占めており、基幹産業である観光の今後を懸念している方はたくさんいるのではないかと、そのように思います。

太田村政は今年2期8年目の最終年度を迎えます。この2期にわたる観光戦略の総括として、1、26年度も昨年の決算額とほぼ同水準の7,600万円が観光局への予算として上がっている。この観光投資が村の税収入につながらないのはなぜと考えるか。

2、民間からの公募による観光局長を一旦やめ、庁内の課長との兼務にしたが、再度民間の局長を選ぶに至った経緯は。

3、新たな局長を迎え、新しい体制で臨む観光局のあり方及びその戦略はの3点を。

また、先ほど申しました県の山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりについては、

1、その策定の経緯、経過について。

2、県の補助金をスノーハープ改修に充てるに至った経緯と予定している滞在型プログラムな



どの商品の具体例とは。

3、県の補助金を含め、1億円の投資に見合う集客数のシミュレーション及び経済波及効果はの3点、合計6点についてお伺いいたします。

なお、大きな項目は1つで、その中を2つにしてありますが、答弁は質問を6つ合わせて1回でお願いいたします。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 伊藤議員からご質問の観光振興・観光局について、それぞれ3項目ずつご質問をいただいております。順次、お答えをさせていただきます。

1つ目の観光戦略の総括についてのご質問であります。まず、観光局への負担金が村の税収入につながらないのはなぜかとのことでありますけれども、平成20年度と平成24年度の過去5年の決算状況における徴収率について税目別に見てみますと、村民税個人が85%前後でほぼ横ばい、村民税法人は平成20年度で84.6%、平成22年度は88.7%、平成24年度は79.1%と上下しております。固定資産税は平成20年度54.4%から徐々に伸び、平成24年度では58.0%となっております。その他の税は90%から95%で推移しております。全体としては、平成20年度61.3%が平成24年度で64.6%と、3.3%の増となっております。この3.3%は、平成24年度調定額で示しますと約7,400万円となります。また、平成20年度と平成24年度の調定額及び収入額を比較しますと、調定額では2億6,200万円の減で約10%の減少率となっており、これに対して収入額では8,500万円の減で0.6%の減となっております。このことから、平成20年度調定額から大幅に減少している中で、調定額に比べ収入額の減少率が小さいことや徴収率が向上している状況から見ますと、税収は上がっていると言えます。

以上のとおり、村税の収入は上がってきている状況であります。村の観光投資が村税の収入増加に結びついていると言いたいところではありますが、これは徴収部門の地道な努力が結実しているのだと思いますし、景気動向によるところも大きいものと思われま。

次に、白馬村観光局は観光に関する情報を一元化して、プロモーションを初めとする営業活動、観光客を誘致するための各種事業を実施してきております。観光投資は観光振興のための投資であって、村税収入を増加させるための投資ではないと考えますが、観光振興によって観光客が増加する、これにより白馬村がにぎわい、観光収入も増加する、結果として見れば収入も増加したというサイクルになると思われま。引き続き行政が先頭に立ち、観光局が誘客活動の中心的な役割を果たし、会員の皆様の力をお借りしながら、白馬村の観光振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、再度民間の局長を選ぶに至った経緯と、新たな局長を迎え新しい体制で臨む観光局のあり方及びその戦略についてのご質問であります。平成23年3月に白馬村観光局組織検討委員

会を設置し、局長人事について検討したところ、「不在となっている局長人事は、当分の間行政が担い、将来的には行政、民間を問わず適任者を選任することが望ましい。」との検討結果を踏まえて考えたところ、観光課と観光局が同じフロアに現在なることから、不本意ではありますがけれども、当面、観光課長が観光局長を兼務としてきている経過でございます。

昨年9月議会定例会での津滝議員から観光課長と観光局長の兼務に関するご質問をいただき、「それぞれのポストにしかるべき人材を置くことが望ましい。」と答弁したところでございます。

観光局では、11月以降、執行部会や理事会で局長人事について検討した結果、「民間からの起用が望ましい。」との結論から、今回の募集に至った経過であります。新たな局長採用時期は、5月末の第10期定時社員総会終了直後の、6月1日と予定しているところであります。観光局組織の見直しにつきましては、局長の人事異動の有無にかかわらず、観光局の解決すべき問題であり、行政との役割分担の明確化の課題とあわせて、引き続き検討を進めてまいります。

観光局では、2009年に策定した観光局政策をもとに事業を進めておりますが、村が着手している観光地域経営計画策定との整合性を持たせながら、観光局の政策についても見直しを進めながら、具体的な戦略を立ててまいりたいと考えております。

2つ目の県の山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりについてのご質問であります。まず、山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり策定の経緯、経過であります。この事業は平成25年度を初年度とした、長野県総合5か年計画しあわせ信州創造プランの中で、山岳や高原、美しい景観、独自の伝統・文化に囲まれた暮らしなど長野県の強みを生かし、世界水準の山岳高原観光地を形成することを目標の1つに掲げ、滞在型の観光地づくりに取り組んでいくために長野県が実施する事業であります。現在は6回の研究会が終了しており、白馬・小谷・大町地域は本研究会のモデル地区へ立候補をし、重点支援地域として推薦され、選定をされました。平成26年度から長野県が作成した構想に沿って、具体的に事業展開を行ってまいります。

次に、県の補助金をスノーハープ改修に充てる経緯に至った経緯と予定している滞在型プログラムなどの商品の具体例であります。白馬スノーハープ改修事業実施の経緯につきましては、加藤議員のご質問でお答えしたとおりであります。

滞在型プログラムなどの商品につきましては、現時点での具体的なものはありませんけれども、この改修事業によって、スポーツ合宿等の誘致による宿泊施設を中心とした経済波及効果の期待、本格的な練習場の提供による将来のオリンピックメダリストの育成、住民の体力増進及び健康促進への取り組み等が期待されますので、白馬村スポーツ観光推進会議を充実させ、スポーツ、観光、健康といった関連する分野で横断的な体制を組み、具体的なプログラムを検討し、白馬村観光局がその商品化、プロモーション等に取り組むことで、最大限の効果を得るよう努力してまいりたいと思います。

次に、県補助金を含め、1億円の投資に見合う集客数のシミュレーション及び経済波及効果がありますが、スノーハープは多種多様な利活用ができる施設なので、スポーツに限らず観光面での利用や健康増進、選手育成など、さまざまな分野での利用が期待されるところであります。

現在の施設利用者数は、夏季で5,000人、冬季3,000人で、年間約8,000人ですが、改修後、安全なトレーニング環境が整備されることにより、ローラースキーの利用者が約3,000人、グリーンシーズンにスキー強化合宿等による利用者が約1,500人、サッカー、ランニング、クロスカントリー等の利用者を含め、1年目は年間1万1,000人、2年目は年間1万3,000人、3年目以降は年間1万5,000人の数値目標を設定しました。

スポーツと健康をテーマに滞在型プログラムの開発等に取り組み、スノーハープの魅力を発信することで、大勢のお客様が白馬に来村していただくことが費用対効果につながるものと、このように考えているところでございます。

伊藤議員のご質問については以上で答弁とさせていただきます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 答弁をいただきましてありがとうございます。いただきました答弁によりますと税の収入は上がっているけれども、村民の生活は苦しい、借金などで苦しいというような感じでありましょいか、そうですね。

それともう1つですね、また同じ観光局といいますか、観光振興の関係でお聞きしました局長のことでありますが、いただいた答弁によりますと、新たな局長を選ぶことは昨年来からも検討されていたことということで、よろしいですね。そうしますと、ここ一、二カ月で決まったことではないにもかかわらず、今回の26年度の予算には入っていないということで、何となく意図的なものを感じるんですが、その理由として、1番として観光局への補助を少なく見せるためのかなというようなことも想像されます。また、2つ目としては財源の確保ができなかったのかなというような想像もできるわけですが、その理由をお聞かせ願えればと思いますけれども。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** ただいまの伊藤議員のご質問につきましては、議会予算特別委員会でも話題に上がった内容であり、他の議員のほうからもご質問、その内容について質問があり、説明した経過がございます。改めて、そのときのやりとりも含めまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、本来であれば、あらかじめ予算として当初予算に計上すべきものというふうに解釈をしております。事務方もそんな認識で要求ベースでは検討いたしましたけれども、結果としては当初予算には盛らず、6月1日以降の採用ということから、それまでに予算づけがなされればというような考え方のもと、今の考え方としましては、5月に臨時議会の中でしかるべき局長が決まった段階で、しかるべき負担金を確定をし、予算に計上して進めてまいりたいと

いう考え方から、当初予算には盛らなかったということでございます。予算を少なく見せるとかというような意図的な考え方は、そこには全く含まれていないということで、ご理解を賜りたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** そうしますと、もう昨年来、いただいた計画書みたいなのによりますと、大分前から新しい局長は選ぶという、このような形になっていたかと思えますけれども、予定されていても予算にも盛り込まない、そういうことがあるということでもよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** あくまでも当初予算にこの部分を盛る、盛らないと、こういう計上の仕方の方の考え方でございます。繰り返しになりますが、当初予算には盛らずとも6月から発生をします予算に対応ができればというような考え方で、5月補正との考え方を持ち合わせておりましたので盛らなかったということでございます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** いただいた答弁は正直言って理解はできないんですが、時間もありませんし、次に進ませていただきます。

県の山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくりの件ですが、先ほど午前中の答弁にもありましたけれども、また、スノーハープ改修事業資料によりますと、スポーツ合宿を誘致することで宿泊施設を中心とした経済効果が期待されるとあります。今までは、この施設を使ったスポーツ合宿を誘致できなかったということでもよろしいでしょうか、もしくは、しなかったということなんでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 先ほどの加藤議員にもお答えをいたしましたけれども、誘致をしたいということで各方面へ誘致を行ったところでありますし、東日本大震災があった後、それぞれスポーツ合宿、運動等の合宿を白馬村でということでお越しになりましたけれども、期待する施設がないということから皆お断りをされたという状況があります。

そういった中で、私ども村としてグリーンシーズン観光を推進していく上で、やはりお客さんに来ていただける施設整備、これは大きな役目の1つだと。そういった施設を持たないとお客さんが来てくれないということも事実であります。そういったことから、いろいろ模索もいたしました。野球場の問題、サッカー場の問題、総合的な陸上競技場の問題、いろいろ出ましたけれども、非常に多額な一財での投資でなければ事業ができないと、こういう状況もございました。そうした中で今回、この信州創造プランの中の一環としてこの滞在型観光地を目指すために、我々としてはこの事業に手を挙げて、推薦をされ、選定をされたところであります。

この事業は今年1年度限りというようなことで、大変時間的に余裕のないことでもありました

けれども、我々はいろいろな角度から検討して、提案としてジャンプ場の改修、そしてスノーハープのローラースケート場も兼ねた環境整備、施設整備をしていきたいと、こういう思いを計画として上げているわけであります。たまたま、あの内山地区は辺地債の適用地ということもございませぬ。議会の全協でもお話しを申し上げましたように、事業費1億円という多額な投資でありますけれども、いずれにしても、最終的には国民の税金を使ってやるわけでありませぬけれども、1億円のうち5,000万円は県が補助、そして残りの5,000万円については辺地債を使うの償還ということで、実質村の一般財源は1,000万円の持ち出しでこの事業ができるということになるわけでありませぬ。

繰り返しになりますが、税金という点には変わりはありませんけれども、村としてはたまたま辺地にかかっている地域の事業ということで、1億円が1,000万円の事業費でできるということは非常に村の負担も軽いということから、この事業導入に踏み切り、そしてまた、その裏にはぜひ活用してほしい、改修をしてほしいという南部地区のそれぞれの地区の観光協会、そして北部の観光協会の皆様からも要望をいただいていたことが、ようやくこれで実現ができるかなと、こう思っているところでありますので、ぜひその辺のところはご理解いただきたいと思ひませぬ。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 決めるまでに時間がなかったというような答弁ですとか、そういうことをよくお聞きするんですが、昨年25年の3月の予算のときも、そのローラースキーコースについてはさまざまな意見、質疑が出され、十分検討を尽くした上で判断したほうがよいということになったとの経緯があります。

当時の総務課長の方は、辺地対策総合整備計画の変更に関しまして、「総合整備計画案のうち、ローラースキーコース整備に係る事業をスノーハープ周辺環境整備に訂正するもので、理由は芝生広場の排水対策及び周辺環境整備を優先させ、ローラースキーコースについてはさらに検討する必要があるため、会議規則第20条の規定により訂正をしたものであります。」というふうに述べていらっしやいます。ここでは当初の総合整備計画の変更を、案を変更していますよね、いるんです。1年前のことですが、その後、この課長が述べているように、ローラースキーコースについて検討されたのか、また検討されたのでしたら検討結果はどのようになったのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 具体的にはまた担当課長のほうからお答えしますが、今、伊藤議員さんが述べられたのは、昨年3月の定例会でたしか辺地計画の議案として提案した際の見直しと申しますか、修正についての説明事項だと思います。

当時、Cコースの舗装というような計画を持っていましたし、あわせて排水工事というような

計画も考えておりましたけれども、議会で協議する中で、それについては検討を要すということで訂正させていただきました。その後、どういう検討をしたかということですが、まずは排水対策工事を計画していましたので、その効果がどのように上がってくるのかというところ、工事を発注した以降の状況の把握というものに努めてまいりました。

たしか課長のほうから今回、議会の皆さんには工事の進行後の状況を見ていただけなかったというようなおわびを申し上げましたけれども、その工事がまず順調に進むかどうかという把握をさせていただいて、あわせてコースの舗装については、すみません、実施計画の内容に載っているメニューの中で、今回、山岳高原を生かした世界水準の事業にふさわしいものということで、幾つかリストアップして検討してきたという経過は、担当課長のほうから説明があったと思います。例えば、親海の木道であったり、グリーンスポーツのトイレであったり、山岳関係の施設であったりというところを検討してきたんですけれども、26年度の事業ということで限定されていますので直ちに事業着手できる条件、例えば山岳部でありましたら、それぞれの許認可をとる必要があるというようなことを、そういった角度から検討させていただいて、今回の提案に至ったということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 先ほどいただきました答弁によりますと、現在のところ、具体的なプログラムの商品はないということでしょうか。そういうふうに言ったんです、はい、言われたんです。それでよろしいでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 山岳高原を生かした滞在型観光地づくりのソフト事業としては、具体的なメニューを今持ち合わせていないということをお知らせしたところであります。ただ、その趣旨に沿って、例えば、大勢のお客様を受け入れるためのハード施設として、県がお示しをいただいた計画に乗って、ハード事業の整備としてグリーンスポーツの改修を県のほうに手を挙げたと、こういうことであります。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** この県の補助金をスノーハーブに投入するということの報告は2月にいただいたわけですが、そのときに提出された資料は工事費と工事内容のみでした。そのときに、この工事をしてどのような展開を想定しているのか、細かい事業案とか、シミュレーションをしていただきたいというような提案をさせていただいたんですね。というのは、全くイメージが湧かなかったわけです。その後また担当の課の方から、このような改修事業ということで資料をいただいたんですけれども、まあ正直言って、やはりまだイメージとしてどんな商品売り出すかというイメージが湧かない。まるで、何を売るか全く決めていないんですけども、商売をしたいから店舗の改装をしてくれ、工事に金を出してくれと、放蕩息子に頼まれているような感じがい



たします。そんな商売に親は金を出すのかなというふうに思うんですが、村長だったらいかがなさいますか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** まことに申しわけありませんけれども、ちょっと比較が私は適当かなという、率直な疑問を持ちましたけれども、我々白馬村が観光を基幹産業として生きていく村の中にあつて、職員や私どもが私利私欲という考えでなんか決しているわけではありません。何とか白馬へお客さんをお迎えしたいと。お客さんのニーズに応えたやはり環境整備をしていくことも大きな1つとして捉える中で、そういう施設の整備をしていくことが、これからの滞在型観光を目指す村にあつては、私はその設備は必要なものだ、このように考えております。

そしてまた、時を同じくしてと申しますか、ナショナルトレーニングセンターの拠点として指定をされました。このローラースキーだけに限って言えば、これで全日本の強化合宿、それから複合種目のそれぞれの大学、社会人のチームの合宿、そういった面で考えると、ほかにはない施設をほかに先駆けて白馬村がやったということで、私はその効果が非常にあるものと、このように思っておりますが、伊藤議員言われるように、全てが費用対効果で明確に出せるなら、これはこれほど楽なことはありませんけれども、なかなか観光事業というのはどうしても先行投資が伴うものだということも、ご理解をいただきたいと思えます。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** いただいたシミュレーションは、練りに練った綿密なものという感じでは到底思えなかったわけなんです。県の補助金が出るから、辺地債が使えるからといった安易な計画のように思えて仕方がなかったわけなんです。言葉は悪いですけども、ずさんな計画だなどという感じがいたしました。また、見通しが甘いというような感じも受けました。

この甘い見通しは最大使用人数を5万人とも7万人とも見積もって、その結果、昨年1億円もの不納欠損を出したばかりの下水道受益者負担金に通ずるところがあるような気がいたします。当然、その工事費は今回のスノーハープは、その工事費は全然比較にはなりません、自分のお金ならともかく、ここに使うのは税金であります。国であろうが、県であろうが、出どころは住民であります。住民からはあれだけの金額を徴収できなかったのに、まだ懲りていないのかと、そんなような批判が出そうでありませんが、村長はどのように考えでしょうか。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 税金を使ってやるということは、私も最初に申し上げたとおりでありますけれども、伊藤議員、イメージが湧かないということが、すぐずさんな計画だというイコールに考えておられますけれども、私のほうでは担当課長のほうから細かく説明もしておりますし、決してそうは思っておりません。ただ、税金であっても我々こういう地方自治体が3割は自主財源で7割が国の交付金、支出金等に頼っているのが実情でございます。非常に自治体独自の力は弱い

わけであり、大きな事業をやるときにはどうしても国の補助金に頼らざるを得ないのが現状でございます。

そういった意味からして、ただ単純に金額で比較をいたしますと、1億円の事業は村の一般財源の持ち出し1,000万円で事業が完結できるということを考えれば、まあ1つ伊藤議員の親海湿原の擬木化を例にとり、無駄な事業とは申しませんが、その必要性に疑問を持たれた質問もされましたけれども、擬木化の工事については30年の完成を目標といたしておりますけれども、一般財源の持ち出しを考えますと5,000万円以上のお金になるわけでありまして。そういったことから、村が負う費用負担というのは、このスノーハープの1,000万円のほうが、お金だけで比較をすると非常に村にとってはありがたいお金で事業ができるということになるわけでありまして。イメージが湧かないということでありましたら、十分ご理解がいただけるように担当課に説明もさせますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

**議長（横田孝穂君）** 引き続き答弁を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** スノーハープを活用した事業の考え方と世界水準を目指した滞在型というようなところを、どういうふうに考えていくのか。基本的に世界水準という言葉は別にしましても、やはり滞在ということが最大限経済効果を生むキーワードになるんだらうというふうにまず考えるべきであると思っております。

前段の加藤議員のほうからも捉え方としましては、一般観光客により利用しやすい里山の整備が優先的な事業ではないかという考え方もあろうかと思っておりますし、そういった活用プラス新たな価値観をさらに創造し、高めていくような考え方も私は必要だらうというふうに認識をしております。

そういった意味では、他の地域にないような、あるいは独自性のある資源を活用するという観点からすれば、オリンピック施設という類いまれな、ここにしかない施設を生かすという考え方も一方ではあるかというふうにも思っております。

幸いにしまして、スノーハープ等につきましてはスポーツ施設として巨額な投資をした白馬の貴重な資源でもあります。それを改修をすることによって資源性を高め、いわゆるスポーツとツーリズムを融合した新たな創造を高めてまいりたいというのを根幹に持ち合わせて提案をさせていただきました。具体的な現状、それから目指すべき目標数値につきましては、伊藤議員、手持ちの資料のとおりお示しをした内容でございますけれども、さらに、これは私どもの目標よりもさらにこの地域の皆様方と一緒にこの効果を最大限に発揮するような仕組みをつくってまいりたいと思っております。

つけ加えるならば、今までもこういったスポーツを通じた観光誘致を一生懸命やろうということで推進体制はできておりましたけれども、なかなかそこに力が入っていなかったという状況もございました。今回の答弁でもございましたとおり、新たにそういった体制を見直しながらこれ

らを活用し、さらには平地のいろいろな施設も活用しながら、クロスカントリーだけの競技施設を見詰めるのではなく、それも加えた白馬全体のツーリズムをさらに磨きをかけていきたいという考え方で、強い意思で望みたいと考えております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 先ほどいただきました村長の答弁の中で、私は親海湿原に関して意見を申したとおっしゃっていましたが、私は奈良井のことに関しては申しましたけれども、親海湿原に関しては何も言っておりません。

また、せっかくそういう答弁をいただきましたので私の意見を述べさせていただきますと、この親海湿原の擬木化700万から800万円、年にかけて、私がこの前聞いたところだと五、六年かけてやると。であるならば、こちらのほうを早めにやったほうがよかったんじゃないかと私は思います。もうこれが、要するに計画に上がっていたわけですから、こちらをまず完成させる。新しいところに着手する前にここを完成するのが先だったのではないかなと、このように思います。

私が想像している世界水準の滞在型観光地というのは、やはりスイスをモデルにしたような、ちょっとスポーツ合宿とかスポーツに関して云々というよりも、むしろ一般の方たちが山を楽しむような、そんなようなものをイメージしておりましたので、ちょっとここに違和感を感じました。

ちょっとその同じスノーハープのことでございますが、ちょっと視点を変えまして、このあたり、スノーハープには25年には5,500万円ですね、今回の補正で1,100万の減額がありましたので4,400万、今計画している26年度は1億円、隣の奈良井には26年度に1億2,000万円、総事業費2億2,000万円土地の買い上げを引きますと、1億5,000万円。合計すると、あのあたりにですね、ここ二、三年で2億9,000万円という土木工事の費用が投入されるわけでありまして。特に今回の県の補助がいきなりここに使われると知らされまして、計画そのもの、税金の使われ方が場当たりの一貫性がないのではないかと、このようにふうに感じたわけでありまして。もっと早目に議会、村民に対して公表すべきだったのではないかとと思うのですが、その計画そのもの、周知の仕方、そういったものに問題はなかったかどうか、お聞きしたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁を求めます。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私は伊藤議員が親海のことを聞いたと言い間違えたことをお詫びを申し上げます。

ちょっと伊藤議員も誤解をしておられると思いますけれども、補助金というものはどこにでも好きなように使えるというわけではなくて、その事業事業によつての補助の使うための制約がございます。ですから、奈良井の場合にも補助金はありますけれども、総額のちょっと正確にはわ

かりませんけれども、3分の1くらいしかないとか、親海湿原の遊歩道の補助金も非常に少ない補助金だった。たまたまスノーハーブについては県の方針で補助金が50%、辺地債の使用が償還に使えるというようなことで、実際10分の1の一般財源の持ち出しでできるというように、非常に補助の制約によって内容は変わってきますので、一律に好きなように使えるというものではないことをぜひご理解いただきたいと思います。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 補助金の縛りはやはり一般村民にはわかりません。私もよく存じ上げておりません。だからでしょうか、同僚議員宛てに奈良井の工事に対する疑問を投げかけた手紙が来ておりました。「村長が発注した工事を村長が関係する会社が高額で落札しているが、抵触しないのか」と手紙にはありました。手紙は私宛てでなくで同僚議員に来たものですから、コピーをして持ってきましたのでちょっと読ませていただいてよろしいでしょうか。

「これは一般的に村民から見て法的にどうなのか、それはわかりませんが、村長は常識的または道義的に考えてやるべきことではありませんか。行政を預かる方々は、業者との関係は常に注意すべきだと思います。白馬村議員の方々はどう思いますか。また、村長本人はこの問題をどのように見ているか。追及して我々村民に聞かせていただきたく、お願い申し上げます。」このようにありました。村長自身、この問題はどのようにお考えになりますでしょうか。追及してくれとありますので、答弁いただければと思います。

**議長（横田孝穂君）** ただいまの質問に対して、通告にございますが、答弁いただけるでしょうか、どうでしょうか。太田村長。

**村長（太田紘熙君）** 私は、村長に就任するところから公私の区別はつけてきたつもりであります。伊藤議員、疑問点ばかりおっしゃられますけれども、私が今どういう立場で村長についているか、その辺のところをご存じの上で言っているのでしょうか。私は確かに会社に在籍をしてはいましたけれども、議員になってから会社の職務からは離れ、今は一切お金をいただいているわけでもありませんし、金銭的なつながりは一切ございません。

そうすると、そういう形でのいろいろご指摘を受けるとするならば、形を変えて村の観光にしても税金を使って恩恵を受けている人も全てが、今言った伊藤議員の言われたような解釈でしますと、対象になるということになるのではないのでしょうか。私はそういった点では法律的では許されている範囲の中でというふうに思っておりますし、今度事業を取ったのも建設工事では8年間のうちに初めての事例であったと、このように思っておりますので、ぜひこういう席で追及をされるのであれば、ぜひ最初からの経緯もお調べをいただいた上で責任を持って質問をしていただきたいと、このように思います。

**議長（横田孝穂君）** 太田村長、反問は認められておりませんので申し伝えておきます。伊藤議員は通告に関係ある質問をお願いいたします。

答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 大変失礼いたしました。最後の質問も実を言いますと、この奈良井に係るわけでございまして、工事の発注に関するものでございます。もし答弁ができない、嫌であると言うならば、答弁していただかなくても結構でございます。よろしいでしょうか。よろしいですか。

実は、近隣の元首長は自身の在職時に自分の関係する企業へ仕事を発注することは一切しなかったと聞いております。また、そこの自治体職員によりますと、それは本当のことでありまして、彼は「当然のことだ。モラルの問題だ。」と話してくれました。同じような立場の人としてさきの手紙の中のように思う住民がいるという事実をどう受けとめられるのか。3億円近い税金を村のある一部に二、三年という短い期間につき込むことに対して、土木工事関係者である村長は公人としてのモラルは高いと思われるのか。もし、お答えできるようでしたら結構ですので、これで最後の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（横田孝穂君）** 発注に関しては通告にございませんけれど、答弁いただけますか。窪田副村長。

**副村長（窪田徳右衛門君）** 発注の関係につきましては、村の一定の規模以上の発注については業者選定委員会という組織の中で指名業者の適正を判断しております。今回、ご指摘にありますことについては、多分、長の兼業規定に抵触するのかどうかということだろうと思うんですけども、その点については村長最初にご説明しましたとおり、会社のほうとはつながりがないと、それを断ち切ってこの職についているということでもありますので、指名なり、選定については問題なかったというふうに思っております。

**議長（横田孝穂君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。

**第4番（伊藤まゆみ君）** はい。

**議長（横田孝穂君）** 伊藤議員の質問がありませんので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで本定例会第3日目の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。明日から3月19日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり委員会等を行い、3月20日に議事の都合によって午後1時から本会議を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、明日、3月19日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり委員会等を行い、3月20日、議事の都合によって午後1時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時55分





## 平成26年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成26年3月20日（木）午後1時開議

（第4日目）

### 1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

## 平成26年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成26年3月20日（木）

（第4日目）

### 追 加 日 程

- 日程第 3 報告第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について
- 日程第 4 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第29号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 発委第 1号 議案第22号平成26年度白馬村一般会計予算に対する付帯  
決議（案）について
- 日程第 8 発委第 2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

## 平成26年第1回白馬村議会定例会（4日目）

1. 日 時 平成26年3月20日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	平 林 豊
住 民 課 長	倉 科 宜 秀	上 下 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
観 光 課 長	篠 崎 孔 一	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	松 澤 忠 明
農 政 課 長	横 山 秋 一	税 務 課 長	太 田 洋 一
健 康 福 祉 課 長	吉 田 久 夫	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
総務課長補佐兼総務係長	横 川 辰 彦		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 追加議案審議

報告第2号（村長提出議案）説明、質疑

議案第28号及び議案第29号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

同意第1号（村長提出議案）説明、委員会付託省略・質疑・討論省略、採決

発委第1号（予算特別委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第2号（産業経済委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長から提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第28号 工事請負契約の締結について
  2. 議案第29号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第7号)
  3. 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
9. 地方自治法第109条第7項の規定により常任委員会から提出された議案は次のとおりである。
1. 発委第2号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書
10. 地方自治法第110条第5項の規定により、予算特別委員会から提出された議案は次のとおりである。
1. 発委第1号 議案第22号平成26年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議(案)について

開議 午後 1時00分

## 1. 開議宣告

**議長（横田孝穂君）** ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名です。全員です。

これより平成26年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（横田孝穂君）** 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

**議長（横田孝穂君）** 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第17号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番田中榮一総務社会委員長。

**総務社会委員長（田中榮一君）** 平成26年第1回白馬村議会定例会の総務社会委員会審査結果報告をいたします。本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案9件、陳情2件です。

初めに、議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について、概要は、スノーハープ施設の駐車場の拡幅、コースの一部を舗装化等の整備をすることにより、多様な競技種目、スポーツ観光及び健康スポーツに対応する施設にグレードアップすることで、年間を通じた施設利用者の増加を図り、地域経済の活性化を促す計画です。

討論として、26年度一般会計予算の採決後に採決をしたらどうかとの討論と、委員会として付託されているので採決すべきとの討論がありました。

議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、概要は4月からの消費税アップに合わせ、ケーブルテレビ利用料及び施設利用料を値上げするもので、一般利用料1,600円が1,645円とし、施行日は2カ月の周知期間を見



込み、6月1日からとするものです。

現在の加入者数はとの質疑があり、2月現在1,904件、目標値2,000件を目指したいとの答弁がありました。加入負担金の値上げをしないのはなぜかとの質疑があり、加入促進の面もあり見送ったとの答弁がありました。

討論はなく、議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例について、概要は、子ども・子育て支援法の規定により子ども・子育て会議という機関を設置し、委員を委嘱するもの、村民の生活環境を保全するため、白馬村ごみ処理対策委員会を設置し、委員を委嘱するもの、白馬村観光地経営計画の策定に向けて、策定委員会を設置し、委員を委嘱するもの、これらの委員会の開催については報酬の支払いが生じるため、委員の報酬額を定めるものです。

質疑、意見、討論はなく、議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬に関する条例の一部を改正する条例は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号 白馬村税条例の一部を改正する条例について、概要は、地方税法・同法施行令・同法施行規則の一部改正により所要の改正を行うもので、内容は、公的年金からの特別徴収制度の見直しと、金融所得課税の一体化であります。

質疑、意見、討論はなく、議案第6号 白馬村税条例の一部を改正する条例は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第7号 村税以外の諸収入に対する督促手数料条例の一部を改正する条例について、概要は、地方自治法第231条の3第1項及び第3項の規定による督促及び滞納処分について必要な事項を定めるため条例を改正するものです。改正点は督促、滞納処分ができるものを自治法の規定に合わせる督促状の様式を定め、督促料金を改正する滞納処分に係る事務を委任する職員の規定を追加するものです。

質疑に入り、第4条2督促手数料を徴収することができるとなっているが、するとすべきではないかの質疑があり、上位法の地方自治法の文言に合わせたとの答弁がありました。

議案第7号 村税以外の諸収入に対する督促手数料条例の一部を改正する条例は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、概要は、国民健康保険税の税率を改定するために条例を改正するもので、介護分と後期分の国民健康保険税率の改定で、後期高齢者支援金と介護納付金の収支が支出超過になっており、これを是正するために税率を引き下げるもの。医療分の税率改定で、今まで積み立ててきた給付費準備基金を28年度

までに毎年4,000万円繰り入れを行い、国保税を引き下げるものです。改正後の国保税の関係は、26年度決算の状況を見て、必要があれば28年度の改正を考えているとの説明がありました。

質疑、意見、討論はなく、議案8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第16号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例について、概要は、社会教育法の改正に伴い改正し、社会教育委員の委嘱の基準を設けるものです。学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者です。

質疑、意見、討論はなく、議案第16号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第17号 平成25年度白馬村一般会計補正予算（第6号）について、概要は、これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,959万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,160万5,000円とするものです。

総務課関係ですが、議会費350万円の減額は報酬の削減によるもの、一般管理費275万5,000円の増額、それから例規システム利用料195万円の追加は、条例改正による追加分であります。企画費350万円はXPサポート終了に伴うパソコン40台分の購入費です。

質疑に入り、庁内のパソコンの更新はこれで終了かの質疑があり、更新すべきものは全て終了するとの答弁がありました。

税務課関係でありますけれども、賦課徴収費、土地鑑定委託料84万円は、8件ほど公売を予定している。公売手数料305万円の増額は、高額滞納者の法人の担保提供したものが裁判所の競売手続をまだ経ていない、その不動産の登記代として一時立てかえをして担保提供をして登記するものです。

質疑に入り、これから公売をしていく305万円の立てかえの意味がわからない、一旦裁判所のほうに入れるということかとの質疑があり、裁判所のほうで競売手続をまだしていない、競売で落札したものの登記代が未納になっているのを村で一時立てかえをして、村のほうで登記をして公売に付すというものという答弁がありました。

健康福祉関係、障害者福祉費、児童福祉給付費330万円の減額は、NPO法人キッズウィルにお願いしている児童デイサービスの減額、介護保険費397万8,000円の減額は、北アルプス広域連合特別会計の減額。

質疑に入り、子宮頸がんワクチンの接種の減はとの質疑があり、接種する方が1人もいなかったとの答弁がありました。補足として、予防接種法で受け皿として計上しているものとの説明がありました。

住民課関係、塵芥処理費476万円は、白馬山麓施設組合清掃センター負担金の減額、し尿処

理費 568 万円の減額は、白馬山麓施設組合クリーンコスモ負担金の減額補正。

質疑に入り、減額補正の内容はの質疑があり、清掃センターの減額は、ごみの処理量が増え、手数料収入が増収になった。アルミ缶、スチール缶などの売り払い単価がアップした。クリーンコスモは小谷村のくみ取り量が増えたため、負担率を利用した割合で決めている。そのため増えたという答弁がありました。

DVの対策はどうされているのかという質問があり、住民票、戸籍謄本などは、第三者が請求しても出せないようになっているが、警察などからの情報により、税務課などのパソコンに表示させるシステムへの対応をさせるために、予算計上したとの答弁がありました。

教育関係、スポーツ事業振興費 48 万 6,000 円は、ソチ五輪応援グッズの関係、学校環境整備事業 270 万 8,000 円の増額は、中学の扇風機と生徒用の椅子、共同調理場の汁椀などであります。

扇風機等の質疑があり、換気扇の工事で春休み中に行うものとの答弁がありました。

議案第 17 号 平成 25 年度白馬村一般会計補正予算（第 6 号）、総務社会委員会所管事項の質疑、意見が終了し、討論はなく採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第 18 号 平成 25 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）、概要は、これは歳入歳出それぞれ 2,346 万 8,000 円を追加し、予算総額を 12 億 7,587 万 4,000 円とするものです。一般管理費の電算化共同処理事業委託料 108 万 5,000 円は、現在国保事業報告システムで使用しているオペレーティングシステムのサポートが終了するため、最新のシステムに更新するため、療養給付費負担金等返納金 2,225 万 3,000 円は、平成 24 年度に概算交付を受けた国庫負担金を精算した結果、超過交付となっていたため、返納金を追加するものです。

質疑、意見、討論はなく、議案第 18 号 平成 25 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をしました。

次に、陳情第 2 号 白馬村に固定遊具つき公園の建設を求める陳情です。

白馬村に固定遊具つき公園の建設を求める住民有志の会代表 川俣優子。住所、白馬村北城 1275 番地 205 号。

陳情の要旨ですが、村内には、親子で安全に気軽に楽しむ固定遊具つき公園がありません。成長に適した固定遊具は、心、頭（脳）、体（神経機能）の発達が著しい幼児期にこそ非常に重要な役割を果たしています。幼児期の固定遊具を使った遊びの経験は、心身の発達の基盤をつくると言われていています。2013 年 12 月に要望書とともに提出しました 1,336 筆のとおり、村内外を問わず、公園の建設や整備と固定遊具の設置を希望する多くの声が集まっています。白馬村にも、未来の白馬を担う子どもたちやその家族、地域の人たちが交流できる場になっている固

定遊具つき公園が建設されることを強く望みます。

陳情内容ですが、1つ、白馬村内に、住民の誰もが安全で安心して利用できる新たな固定遊具を備えた公園の建設、もしくは既存する公園への固定遊具の設置と公園の整備をしてください。

1つ、設置する固定遊具は各年齢（幼児から児童）に適した遊具にしてください。

意見として、事故などが心配されるので、保守管理が行き届いた場所の設置が望まれる。支援ルームに予算が計上されている、そちらで対応されたらどうか。白馬の場合、冬季の雪が心配など、丈夫なものをつくらなければならないし、事故の発生したときの補償問題など慎重に検討しなければならない。健康福祉課関係のほうで、児童福祉法のもとになる児童遊園ということになるが、既存の支援ルームという対応となる。要望を聞きながら施設整備に努めたいとの意見がありました。

討論に入り、趣旨理解できるので趣旨採択をしたらどうかとの討論がありました。

陳情第2号 白馬村に固定遊具つき公園の建設を求める陳情は、委員長を除く委員全員の賛成により趣旨採択にすべきものと決定をしました。

次に、陳情第5号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情。

長野県平和委員会代表 永井光明他4名。住所、長野市県町593。

陳情の趣旨ですが、日本は憲法で戦争を放棄し、戦力の不保持や交戦権否認を明記してきたからこそ、戦後一貫して戦争の犠牲者を出さず、国際的な信頼をも勝ち得てきました。今、世界でも、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題解決をすることが大きな流れになっている中で、従来の憲法の解釈を変え、戦争への道を開くことは、その流れに反し、水を差すものです。集団的自衛権行使容認は、アジア諸国との間にあって緊張状態と敵対関係を強めるものであり、国を超えて誰しもが平和的に生存していけるような国際関係を築いていくことへの障害となります。

よって、国においては、現行の集団的自衛権に関する政府解釈を堅持するとともに、集団的自衛権の行使を前提とする法案を国会に提出することのないよう強く要望するものです。

意見として、国は今国会で内容の解釈について議論をしている、村の委員会として結論を出すのは難しい、慎重な目線で注視していくことが大事では。

討論に入り、戦争に向かっていくような感じに国会の中でうかがえる、様子を見るという意味において継続審査でいいのではとの討論と、国の大きな事案である集団的自衛権に賛成という意味ではなく、国の動向を見ていくということで不採択すべきものとの討論がありました。

陳情第5号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情は、委員長を除く委員少数の賛成により、原案のとおり不採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

**議長（横田孝穂君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第1号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号の討論に入ります。

最初に原案に反対者の発言を許します。第1番加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての反対の意見を述べさせていただきます。

この条例は、消費税増税に伴う条例改正ですが、消費税法第60条第6項に一般会計で扱う公共料金分については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額と同額とみなす、つまり消費税額が発生しません。納入しなくてもよいと決められています。納入しなくてもよいなら、村民からの徴収は必要ないと考えます。しかし、民間との企業との取引から生じる消費税増税分は上乘せされますが、それは今までの条例の枠内で徴収額が処理できると思います。厳しい状況の中、営々と暮らしを続けている村民に増税分を安易に負担させることには反対です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。第3番松本喜美人議員。

**第3番（松本喜美人君）** 私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第4号は、ケーブルテレビ白馬の平成26年4月1日の消費税率3%の引き上げに伴い、利用料及び放送施設利用料を平成26年6月1日より改定するのが主な改正点であり、消費税の転嫁を円滑かつ適正に進めることを目的とした消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日に施行されました。

特別措置法の趣旨に鑑み、消費税の申告の有無にかかわらず、経費の部分は課税仕入れに当たり、その分、運営が厳しく困難となってきます。これを回避し、この事業が円滑に行われるためにもこの条例を提案どおり改正する必要があります。よって、私は賛成であります。

以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

**議長(横田孝穂君)** 起立多数です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 村税以外の諸収入に対する督促手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)



**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 白馬村社会教育委員条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情案件の審議に入ります。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第2号 白馬村に固定遊具つき公園の建設を求める陳情の件は、委員長報告のとおり趣旨採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、陳情第2号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情第5号の討論に入ります。最初に、原案に反対者の発言を許します。第2番津滝俊幸議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 私は、陳情第5号を不採択とすることに賛成の立場で討論をいたします。

陳情第5号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情について、このことについては、現在国会で議論している最中で、まだ審議の結果が出ていません。一地方議会においてこのことを審査するには、国民的議論もある中、まだ早計と考えます。これは我が国の外交政策にも大きく関係していて、単に国内だけの問題でなく、条約などにも関係することであり、安易に安直に軽率に結論を出せないものです。継続審査とか、審査未了といった消極的な姿勢もとれないことはないですが、今、地方議会が選択できる最も賢明な結論は、今ここに述べた理由、すなわち、一地方議会の枠を越えた範疇であるという理由から不採択であると思います。よって、私は、陳情第5号は不採択とすることに賛成であります。以上です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、賛成討論に入ります。第1番加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 私は、長野県平和委員会から出されている集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情書を採択することに賛成の立場で意見を述べます。

日本は、戦後69年、どこの国とも戦争せず一人の戦死者も出さず、また一人の他国民も傷つけることなく平和国家として歩んできました。これは言うまでもなく戦争を放棄した憲法9条を中心とした平和憲法があるからです。

歴代の自民政権は、憲法9条のもとにおいて許容できる自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどめるべきで、集団的自衛権を行使することは、その範囲を越え憲法上許されないという立場を続けてきました。ところが、安倍政権は、この平和主義を捨て、集団的自衛権、つまり日本が直接攻撃されていなくても同盟国が武力攻撃されたら、実力で阻止する権利を容認できるように、憲法を改定せずに閣議決定で容認する危険な方向に今進んでいます。

国民の意見も聞かず、ある日突然、首相から閣議決定で憲法解釈を変えました。日本も今日から集団的自衛権を行使できる国に変わりましたと発表しても、到底納得できません。そのときの内閣の解釈によって勝手に憲法が変えられることは、法に基づく政治を行うという法治主義を破壊され、近代国家のルールがなくなってしまうのです。

もし、行使容認を認めれば、日本の防衛のために存在してきた自衛隊が世界各地の紛争や戦争にかかわることになります。そればかりか、沖縄を初めアメリカの軍事基地が多数ある日本は、戦争当事国として攻撃される可能性もあります。このように、日本を戦争しない国から戦争する国に変える集団的自衛権の行使を絶対に認めるわけにはいきません。

本日、しろうま保育園の卒園式が行われ、どの子も緊張とうれしさできらきら輝いていました。この子どもたちに武器を持たせる可能性が生まれる憲法解釈の変更を行うことは、じじいとして許すことはできません。日本は、今後もアジア諸国、世界のどこの国とも友好的、平和的に生存していけるように平和憲法の精神を堅持していくべきと考えて、ぜひともこの陳情書を採択する

ことを求めます。

**議長（横田孝穂君）** 他に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。

陳情第5号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情の件は、原案のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立少数です。よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

**産業経済委員長（篠崎久美子君）** それでは、ただいまより平成26年第1回議会定例会産業経済委員会の委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業経済委員会に付託されました案件は、議案13件、陳情3件でございます。以下、付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過と結果についてご報告をいたします。

議案第2号は、白馬村林業構造改善事業分担金徴収条例を廃止する条例についてです。これは対象となる農林省の林業構造改善事業は平成6年度までの事業であり、現在は行われておらず、同事業の分担金徴収条例は必要がないため廃止するものです。

討論はなく、採決の結果、議案第2号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第3号は、工事分担金条例を廃止する条例についてです。これは本年度まで各地区に賦課をしていた工事分担金について、平成26年度から賦課しないこととしたため、条例を廃止するものです。

廃止に当たり、過去に分担金を支払ってきた区に対しての配慮や、その財源について質疑があり、返金などの措置は考えていない、また、廃止の理由としては、地域懇談会からの要望や区への未加入者が増えたことなどからである。また、財源につきましては一般財源から捻出するとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第3号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第9号です。議案第9号は白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてです。これは消費税法の改正に伴い、猿倉荘を除く各山小屋使用料のうち、大人の使用料について、300円から500円を値上げすることに改正するものです。

猿倉荘を除外する理由について質疑があり、猿倉荘は、荷揚げの場合には自動車で行うことができること、また、麓にあるため旅館・民宿等と競合関係から、料金を据え置くことで利用促進を図りたいという指定管理者である振興公社の意向があるという説明がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第9号は、委員長を除く委員多数の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第10号は、白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは消費税法等の改正に伴い使用料に乘じる税率の変更、延滞金の徴収に係る部分の削除、東部地区が公共下水道に統合されることに伴い東部地区の記載を削除するものです。また、附則において経過措置として、消費税改正の適用日前から継続して利用している者の使用料については、4月、5月分は旧使用料及び税率で算出することとしているものです。

上下水道課の全体の説明において、延滞金の廃止については、現行では延滞金の発生する期間が滞納額の大小によって非常に大きな差が出るということ。また、延滞金を計算するために職員を1名雇うよりも、未納を減らし徴収に力を入れたほうがいいのではないかと考えたことから改正に至ったという説明がありました。

討論は特になく、採決の結果、議案第10号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第11号は、白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてです。これは道路法及び同法施行令が改正されたことから、村条例の一部改正を行うものです。

消費税についての質疑があり、月割りで徴収している占用料については、消費税率の上げ幅に連動しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第11号は、委員長を除く委員多数の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号は、白馬村公共物管理条例の一部を改正する条例についてです。これは消費税改正に伴う計数の改正について、国土交通省告示第75号が官報告示されたことから改正をするものです。公共物の占用料のうち、流水占用料の揚水式発電所以外、及び揚水式発電所の料金算定の計数を消費税改正に連動して改正をするものです。

実際にこの条例の該当になるところはという質疑があり、今のところ発電をする電力会社であるという答弁がありました。

討論はなく、議案第12号は、委員長を除く委員多数の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号です。白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例についてです。これは公共下水道の使用料における消費税率の変更や延滞金の廃止、滞納処分の追加についての条例改正を行うものです。延滞金については、農業集落排水事業と同様の理由により、これを廃止し、

滞納処分に関する事項を新たに条例に追加、村長は滞納処分を任命する職員である徴収職員に委任するものと新たに追加して改正をするものです。

延滞金として帳簿上に計上されているものの処理について質疑があり、現在帳簿上に延滞金は計上されていないという答弁がありました。

水道水や温泉を下水道に流入させる際のメーターについての質疑があり、それらに該当する場合にはメーター器を貸与しており、その数値を計算しているという答弁がありました。

下水道事業に関連して、還付加算金の率についての質疑があり、条例ではなく下水道施行規則にあるもので、今回改正をしているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第13号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号です。議案第14号は、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは公共下水道受益者負担金の徴収猶予の見直し、延滞金の廃止、滞納処分の追加が主なものです。

徴収猶予については、土地の状況による徴収猶予の条件のうち、「当該負担金を納付することが困難である」というものについて、判断が非常に曖昧であったことから削除するもの、またあわせて「その他村長が認めたとき」を削除するものです。

関連して、徴収猶予に関しては、要綱で定められていた事項を規則に格上げして、規則を整理し要綱を廃止する、また、徴収猶予の期間を新たに定め、これにより、今後はその更新申請を期間終了ごとにして、土地の状態を把握していくためのものである。条例施行前の徴収猶予地については、次回更新申請時の再審査までは有効であるとし、また、改正前の延滞金については徴収はしないということです。

さらに、現行条例にある「村長は未納を理由に下水道接続を認めないことができる」という部分については廃止をするものです。

上下水道課の全体説明の中で、下水道受益者負担金の延滞金においては、都市計画法で「延滞金は負担金に先立つもの」とされている、これではなかなか負担金が減らず、いつまでたっても延滞金を納め続けなければならない状況を生んでしまう、督促手数料については、これまでは取ったり、取らなかったりと一律ではなかったが、しっかり管理をして、今後は必ず徴収をしていきたいと考えているという説明がありました。

また、この延滞金については、廃止するとともに、滞納処分を新たに条例に加え、また、村長は滞納処分に関する事務を任命する職員である徴収職員に委任することで、その職員が強制執行を行うことができるように改正するものです。

徴収猶予の申請と現状調査等について質問があり、徴収猶予は本人の申し出によるもので、該当しなくなった場合も、本人が解除申請をするものである。非該当になった場合の申請漏れによ

る時効を防ぐために、徴収猶予に期間を設け、期間が終了するごとに更新申請をしてもらうものであるという説明がありました。更新申請が提出されたときには、現地確認をするということでした。

加入分担金への賦課がえと、今回新たに加えられた滞納処分、いわゆる強制徴収との適用の優先順位について質疑があり、徴収猶予地についていえば、平成18年が賦課の最終年度であるため5年を超えているため、徴収猶予が解除された場合には賦課がえはあり得ず、一括納付が基本となる。一括納付ができない場合には、滞納処分をしていくという説明がありました。

関連して、受益者負担金と加入分担金の債権の性格について質疑があり、根拠法令も違い、したがって性格も違うものであるという答弁がありました。また、賦課がえによる加入分担金への変更は、既に何百件かがなされているので、これを生かさなければならない。今後については、賦課がえによって負担金を分担金に変更するという考えはないという説明がありました。

減免と徴収猶予の解釈がダブる場合はあるのかという質疑があり、それは条例や規則で明確に規定をされており、あり得ないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第14号は、委員長を除く委員多数の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第15号は、白馬村水道事業条例の一部を改正する条例についてです。これは使用料の算定において消費税率の変更、督促手数料と延滞金の廃止、債権放棄条項の追加などの改正が主なものです。

債権放棄については、平成15年の最高裁判所判例により、水道料金は私債権とされ、時効の援用が必要となった。そこで、債権放棄を条例に定めることで、回収不能債権については債権放棄をし、整理をして圧縮につなげるものとする。あわせて回収可能債権については、裁判所を通じて回収ができるので、今後は、回収の強化に努めていきたいという説明がありました。

また、債権放棄は議会の議決が必要であるが、地方自治法96条10項で、条例に特別の定めがある場合には議決を要することなく権利放棄ができるという部分を受けて、改正に当たり権利放棄に関する条例をつくるものであるという説明がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第15号は、委員長を除く委員多数の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第17号 白馬村一般会計補正予算（第6号）ですが、これは分割審査でございますので、所管事項について、課ごとにまとめてご報告をいたします。

全体の予算の概要は、総務社会委員長の報告のとおりでございます。

最初に、農政課関係です。主なものとして、経営体育成交付金の額の確定により、不用額の710万5,000円を減額。これは農業用大型機械購入への補助として交付をし、今年度は4名であったということで、事業費の3割を補助しているものです。産地づくり対策事業として、



米生産調整等負担金の事業確定により79万1,000円の減額。奈良井有効利用整備事業については4,458万2,000円の減額で、国庫補助事業として農作業道の工事を2年間に分けて実施する見通しが立ったことなどから、今年度についての不用額を減額するもの、また土地購入費不足分として130万円の増額です。

小水力発電の案件形成、いわゆる概略設計のうち、飯森用水路は土地改良区が事業主体となるものに変更となったためなどから199万5,000円の減額、平川における小水力発電事業の県の事業費確定に伴い、それに応じた村負担金、負担率は15%ですが、その精算の結果、1,267万9,000円の減額。ペレットストーブの燃料ペレット購入費として14万7,000円の増額。地籍調査事業費については、国の補助金が東北復興の関係で減額となったことなどを受けて318万円の減額をするものなどです。

今後のペレット燃料の取り扱い予定について質疑があり、従前は大北森林組合まで行かないと、この燃料が購入できなかったが、住民からの要望で、役場で試験的に取り扱うようになったものだが、好評であり、結果を受けて来年度以降も便宜を図りたいとのことでした。

村において、里山を守るための米づくりという観点からの農政の見通しについての質疑があり、担い手への農地集積を進める方向に国は動いており、この国の方向性に準じて村も施策をとっていく方針である。また、農業者への支援等、村、農協、生産者の協力のもとに、スピード感を持って農地集約などの基盤整備に取り組んでいきたいと考えているという説明がありました。

続きまして、建設課関係です。道路維持費では、凍結防止剤購入費250万円などを含めて、除雪費の不足によるものとして合計403万円の増額。道路新設改良費では、平成26年度当初に予定していたやちはら橋、楠川橋、赤沢1号橋などの工事箇所について、国の経済対策の補正予算が26年2月に出たことを受けて、前倒し事業として行うことになったため5,300万円を増額。工事に伴う電柱移転の補償料に300万円の増額などです。

都市計画総務費において、都市計画基礎調査のデータをGIS化するための作成委託料に9万円の増額です。公共下水道事業費では、東部農業集落排水の事業終了に伴う下水道特別会計への繰出金の減額1,000万円などです。

除雪と凍結防止剤散布の全体的な金額についての質疑があり、参考として昨年11月から本年1月までの稼働実績分では、凍結防止剤散布と除雪代の合計は、約1億300万円、うち凍結防止剤の散布委託料は約700万、購入費用に約700万の合計1,400万円であるということでした。

最後に、観光課関係です。主なものとして、歳入において観光使用料ではオリンピック記念館入館料として150万円の増額、平成25年4月から9月までの利用者数は、ジャンプ競技場リフトとの共通券による入館者数が、5万8,779人、記念館のみの入館者が707人で、合計5万9,486人ということでした。

観光施設整備費では、山小屋、これは頂上宿舎、天狗山荘、八方池山荘、この風雪被害に関する修繕費の事業確定のため、不用額88万円を減額。オリンピック記念館の休館に伴い、観光局への指定管理料6カ月分や警備費の減額などで29万円を減額するものです。

オリンピック記念館の入館料の増額の原因について質疑があり、当初は25年5月末での閉鎖予定であったものが、9月末まで延期になったため、予定よりも増額になったということでした。

議案第17号に関して、上下水道課関係のものは今回、特にありませんでした。

以上で、各課の議案第17号の所管事項についての審査を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第17号の所管事項につきましては、委員長を除く委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第19号は、平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出予算総額から、それぞれ1,746万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億1,332万円とするものです。下水道事業団との協定額の変更により、長寿命化計画に係る調査費476万円の減額、修繕について、長寿命化計画と重複と思われる部分について国費を充てることにして300万円の減額、東部農集排統合事業に係る処理場内部の機器の撤去及び汚泥槽の清掃を、統合開始後の26年度に行いたいということで840万円の減額などです。

下水道使用料508万円の大幅な減額の理由について質疑があり、使用者の件数は減少していないが、大口の使用者が減っていて、基本料である10立方までの小口の使用者が増加してきている結果ではないかと推測されるとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第19号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第20号は、平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算総額に増減はなく、使用料を82万3,000円減額し、同額の繰越金を増額するものです。

討論はなく、採決の結果、議案第20号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号は、平成25年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）です。

事業確定による精算で、主なものは収益的支出では漏水修理工事40万円の増額、固定資産税の減価償却費600万円の減額。資本的収入では、加入負担金100万円の減額、一般会計出資金50万円の増額。資本的支出では、排水設備工事費で1,667万8,000円の減額、メーター費用が70万円の減額、企業債償還金20万円の減額です。

重立った質疑はなく、また討論なく、採決の結果、議案第21号は、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、陳情についての審査結果を申し上げます。

陳情第1号は、日本労働組合連合会長野県連合会大北地域協議会 議長山岸泰男氏からのもので、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情です。

内容要旨は、労働に関しての法改正や規制緩和に際して政府の動きを阻止する旨の意見書を採択し、関係各機関へ提出することを求めるものです。

委員からは、労働条件を向上させ、解雇しやすいような労働法はやめさせたほうがいい。観光などに来るにはお金が必要で、低賃金の労働条件を改善することが、観光地の発展にもつながると思うという採択を提案する意見がありました。

また、現実的に白馬の産業構造から、ほとんどの雇用形態は季節雇用が多く、必ずしも年間雇用ができるとは限らない。白馬においては、冬期間などには派遣労働者に労働力を頼らざるを得ない。経営が不安定な多くの中小企業においては、雇用形態の選択できる余地も必要であると思われる、趣旨採択を提案するという意見もありました。

非常に難しい問題であり、なかなか判断しがたいという意見は複数の委員から提出されました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員多数の賛成により陳情を趣旨採択すべきものと決定をしました。

続きまして、陳情第3号です。これは、白馬建築業組合組合長 山田福市郎氏からのもので、住宅リフォーム助成金制度に関する陳情です。

内容の要旨は、地方経済の回復がなかなか見込めない中、本年度で終了予定のリフォーム補助金制度を、たとえ少額であっても、引き続き来年度も実施することを望むというものです。

住宅リフォーム補助制度をやめた理由について質問が出され、行政側からは、当初からの予定であったこと、また住宅リフォーム補助制度はその波及効果も含め、村内経済に果たすものとしては、一定の役割を果たしたと考えられる、仮に続けるとしても、新たな手法を考えていきたいという説明がありました。

新年度予算には、景気を押し上げていくための直接的な施策が特に見当たらない。この補助制度にかわる具体的な施策を研究して出してもらうことを希望するという意見がありました。

また、住宅リフォーム補助制度は、地元での働く場所の確保にもつながると思う、ぜひとも、次年度以降、形を変えたものとしてやってもらいたいという意見がありました。

冬期間の積雪の時期を過ぎると、住宅の屋根が壊れるなどということが毎年発生する。制度を継続的に行うことで、逆の意味で村民への公平性も生まれるのではないかと考えられるので、できれば継続を考えてもらいたいという意見がありました。

住宅リフォーム補助だけではなく、形を変えても、何らかの経済でこ入れ策をすることで、村内経済の活性化を導き出してくれることを期待したいという意見もありました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり採択すべきもの

と決定をいたしました。

続きまして、陳情第4号です。これは大北農業協同組合代表理事組合長 西山隆芳氏からのものです。T P P 決議の実現を求める意見書採択についての陳情です。

内容要旨は、大詰めを迎えるT P P 交渉において、政府内決議の実現を求めること、また、情報の開示を希望する旨の意見書を採択し、関係各機関へ提出することを希望するものです。

委員からは、衆参農林水産委員会決議や自民党決議の中に5品目の厳守がうたわれていることや、情報開示は重要であるので、理にかなっている陳情であるという意見がありました。

村においては、農業の持つ意味は、国土保全や地域を守る観点からも大事なので、意見書を上げていくのが適当ではないかと思われるという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。この結果を受けまして、本日のこの本会議において、内閣総理大臣初め関係各機関宛てへの意見書を、この後議案として提出してございます。

以上、産業経済委員会の委員長報告といたします。

**議長（横田孝穂君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

**議長（横田孝穂君）** 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号 白馬村林業構造改善事業分担金徴収条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第3号 白馬村工事分担金条例を廃止する条例につ

いては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

**議長(横田孝穂君)** 起立多数です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立多数です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村公共物管理条例の一部を改正する

条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村公共下水道条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。

最初に原案に反対者の発言を許します。第1番加藤亮輔議員。

**第1番(加藤亮輔君)** 私は、議案第14号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を述べます。

今回の改正により受益者負担金の徴収猶予と減免の基準が曖昧で混乱します。改正案第7条第1号は、土地などの状況により徴収猶予できることとなります。一方、現行第8条第2項第6号は、その状況により減免できることになっています。どちらもその状況によりなので、徴収猶予なのか、減免なのか、全く基準がありません。その状況によりとは、どういう状況かを条例で明記しなければ、現場で混乱が起こります。

また、この改正案第7条第1号の関係から、負担金に関する条例施行規則の第10条負担金の徴収猶予の別表1を改正していますが、この表の第1号駐車場、運動場、公園などの区が所有する、また管理する土地となっていますが、一方、同じ施行規則第11条減免基準に関する別表2の7、区が所有する施設用地(2) 児童遊園地、消防施設用地は減免100%となっていますが、公園と児童遊園地をどう区別するのか混乱します。

第2に、改正案では、第12条、13条を追加し、滞納処分の規定を追加しました。改正案どおり滞納処分を進めれば条例11条による3年以上の未納による加入分担金への賦課がえは必要なくなると思われます。職員は滞納処分をするのか、賦課がえするのか悩みます。

今回の改正案は、部分的に不都合と思われるところだけを改正しているため、条例、規則など全体的に整合性のとれたものにはなっていません。下水道担当者の調査、管理、運営業務を軽減するためにも前から提案しているように、加入分担金を廃止し分担金をいただいた人はたったの3人だけですから、差額を返金し今後混乱と煩雑さは引きずらないよう整合され、整合性のとれた条例、規則の改正を行うよう村長の英断を期待して、今回の条例改正に反対の意見を述べます。



**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 私は、議案第14号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

提案内容は、徴収猶予基準の見直しであり、また滞納処分を職員に委任するために必要な条を追加する条例改正などがあります。

徴収猶予には、第7条で村長は負担金徴収猶予をすることができるものであり、また賦課対象区域内におけます1,000平方メートル以上の社会体育施設用地で、建物を有するものを省くものや、地目が山林、原野など徴収猶予の申請を受けることができることになっています。また、第8条では、負担金の減免を定めるもので、国または地方公共団体が公用に供する土地のうち、道路、公園、河川、水路及びその他これに準ずる土地について、負担金を減免することができることになっております。よって、減免は負担を軽減やそしてまた減免するものであり、これに対し徴収猶予は先送りするものであります。全く違う性質のものであります。反対討論で言われることの意味が異なるものであると思います。

また、村長は、徴収職員に対し、徴収職員証を交付し、徴収事務の合理化を図るものであります。今回の条例改正により、地方自治法などとの整合性がとれ、かつ簡潔になると私は思います。よって、この議案に対し賛成をするものであります。以上です。

**議長（横田孝穂君）** ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬村水道事業条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 平成25年度白馬村水道事業会計補正予算(第5号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情案件の審議に入ります。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情の件は、委員長報告のとおり趣旨採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、陳情第1号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

た。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 住宅リフォーム助成金制度に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、陳情第3号は採択とすることに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第4号 TPP決議の実現を求める意見書採択についての陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、陳情第4号は採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において分割審査をしていただきました議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第17号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時28分

**議長(横田孝穂君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決**

**議長(横田孝穂君)** 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第11番北澤禎二郎予算特別委員長。

**予算特別委員長（北澤禎二郎君）** 平成26年3月予算特別委員会委員長報告。

本定例会において予算特別委員会に付託された予算議案6件について、審査の概要と結果をご報告いたします。

最初に、議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は49億600万円であり、前年と比較して2億500万円、4.4%の増となっています。

主な内容としては、歳入としては村税13億4,528万9,000円で、前年と比較し1,232万円、0.9%の増。地方交付税は16億2,600万円で、前年比1.8%の減。村債は6億2,200万円で、前年に比較し2,125万8,000円、3.3%の減となっています。

次に、歳出ですが、初めに性質別状況では、物件費8億3,395万5,000円で、前年と比較し15.7%の増。補助費等は8億2,830万9,000円で、前年度比5.9%の増。普通建設事業費は6億6,418万3,000円で、前年度比13.6%の増となっています。

続いて、課別の状況では、最初に総務課、議会、会計室の所管事項でございますが、主な内容としましては、村長選挙、県知事選挙の経費1,169万9,000円、平成25年度から3カ年計画で実施している庁舎等耐震改修の実施設計に1,836万円、社会保障・番号制度導入に係るシステム改修経費に2,200万円、マイクロバスを含む3台の公用車の更新に伴い、環境に優しい低公害車購入事業に1,508万2,000円等が計上されております。

質疑においては、臨時財政対策債については、地方交付税措置がされるとはいえ、村の借金に変わりがないため、余り借り入れをしないようにしたいとの話も以前にあったが、平成26年度の予算づけの考え方はと質疑があり、なるべく借り入れを行わず財政運営をしたいが、国の政策も変わりはなく、地域の要望を受けたときなどで、新規事業を行う場合など検討していきたいという答弁がございました。

2番、ふるさと納税については、ふるさと納税を積極的に活用していただくための取り組みが全国で実施されているため、リフト券等特典を利用するなどの取り組みについて質疑があり、特産品などなかなかいい案がなく、現在はお礼状を送付しているのみであるため、前向きに検討していきたいと答弁がありました。

③番2款1項10目グリーンニューディール基金事業太陽光パネル設置工事設計委託料108万円について、庁舎へ設置するとのことだが、冬期間の降雪への対応について質疑があり、太陽光発電施設設置補助申請も25年度は3件しかなく、雪の対応については十分心配しているが、十分検証し設計を考えていきたいとの答弁でありました。

次に、税務課所管事項でございますが、主な内容は地番図等作成委託料2,300万円、これは固定資産税に係る地番図の電子化を行うものでございます。賦課収納業務電算委託料999万

3, 000円などでございます。

質疑については、1番、滞納処分の予算額算出根拠について質疑があり、過去3年間の徴収率を参考に積算しているとの答弁がございました。

2番、平成26年度の長野県地方税滞納整理機構への移管予定についての質疑があり、滞納整理機構では分納誓約等対応が多いため26年度は移管をしない方向でいるが、滞納整理機構がスタートしてから3年経過したところで移管等方針を検討するとしており、25年度で3年が終了するため、今後検討し機構が移管するのに価値があるようになれば移管していきたいとの答弁がございました。

また、移管をしなくても負担金は発生するののかとの質疑に対し、均等割の負担金が必要となるとの答弁がございました。

3番、2款2項2目賦課徴収費で研修負担金について質疑があり、日本経営者協会等が主宰する税務のカリキュラムに登録し研修するための費用であると答弁がございました。

続いて、住民課所管事項でございます。25年度から18歳まで受給者を拡充した乳幼児医療給付等の福祉医療費給付事業は、25年度と同程度の4,795万4,000円、衛生費では白馬山麓環境施設組合への負担金が施設改善により増額となり1億3,752万3,000円、広域ごみ処理施設建設が本格的に始まるため、北アルプス広域連合への負担金が2,846万7,000円の増額となり、塵芥処理費で2,331万6,000円の増となっています。

質疑については、1番、4款2項1目塵芥処理費において、ごみ袋作成経費が計上されているが、デザインの変更等は検討しているのかと質疑があり、26年度に地区名、氏名を入れたものに変更し、現在のごみ袋の在庫が終了次第移行するが、デザイン変更後も従前の袋も使用できるように対応していきたいと答弁がございました。

同じく、塵芥処理費の特定財源として計上されている入湯税について質疑があり、入湯税は目的税であり、白馬村は観光に関する事業に対して充当されることになっているため、観光に関係があるごみ処理事業の費用に充てると答弁がございました。

③、また地区のごみ集積場の建設状況についての質疑があり、現在名鉄、みそら野、塩島の3地区が建設地を探しているとのことであり、またごみ集積場設置補助金は新設のみでなく修繕も補助対象とするとの答弁がございました。

次に、健康福祉課所管事項ですが、主な内容は、4月1日から消費税率引き上げに伴い、低所得者への負担軽減を図るための事業として、臨時福祉給付金800万円、子育て世代負担軽減を図るための子育て世帯臨時特例給付金1,300万円を計上。また衛生費では、予防接種、歯周病予防検診等で800万円などがございます。

質疑については、1番、4款1項3目安曇総合病院改築負担金1,200万円の算出根拠はとの質疑に対し、過去7年間の患者数などにより算出された金額であると答弁がございました。

②、3款2項3目保育所費の増額の内容はとの質疑があり、しろうま保育園運営事業で、育児休業から復帰する職員の給料1名分増、臨時保育士賃金、工事費の増、子育て支援ルーム運営事業で、受け入れ側の時間的なローテーション体制を組むための臨時職員賃金の増、遊具設置のための工事請負費の増が主なものとの答弁がございました。

3番、3款2項2目新規事業、子育て支援事業の事業内容について質疑があり、これは支援ルームを拠点場所として、保育士または嘱託保育士が相談業務に当たる事業で、発達相談等にも対応していくとのことであり、また、個人情報等にも配慮し、支援ルームのみでなく携帯電話等での対応にしていきたいという答弁がございました。

次に、農政課所管事項でございます。主な内容としては、平成24年度から3カ年計画で実施している奈良井有効利用整備事業の工事費に1億2,000万円、県営事業として工事が始まった小水力発電については1,500万円の負担金、特産品開発に取り組む団体への支援として210万円、有害鳥獣駆除従事者が訓練できる大町総合射撃場整備事業負担金として286万円などがございます。

質疑において、1番、5款1項3目農地集積協力金の内容について質疑があり、農業をリタイアする方などで、各都道府県に設立されている農地中間管理機構に条件をつけず預けた方が対象となり交付されるとの答弁がございました。

2番、奈良井有効利用整備事業の総事業費はどのくらいかかるのかと質疑があり、当初は2億5,000万円の見込みであったが、26年度まで含め2億2,000万円から2億3,000万円程度になる見込みである。約1割程度の事業費減となったとの答弁がございました。また、維持管理については、地元と協議の上維持管理協定を締結していきたいとのこととございました。

3番、5款2項1目鳥獣被害対策実施隊員報酬の積算根拠について質疑があり、大北市町村と同等の金額となっており、捕獲の際は報償金での支給もあるとの答弁がございました。

次に、観光課所管事項でございます。主な内容は、親海湿原歩道の老朽化による擬木への更新改修工事で750万円、平成24年度誕生した白馬村キャラクターを活用したキャラ活用事業に278万4,000円、観光負担金に7,606万円などです。

質疑については、6款1項3目観光局負担金の算出根拠について質疑があり、管理運営経費で1,176万円、プロパー等職員人件費で3,005万円、事業費として3,100万円、特別枠として雪恋まつり費用負担として325万で、計7,606万円となっていると答弁がございました。

②番、また、現在募集中の観光局長の人件費は当初予算の負担金に入っているのかとの質疑に対し、予算要求時点ではまだ未確定であったため、改めて6月補正でお願いしたいとの答弁がございました。



3番、6款2項1目小規模事業者経営改善資金利子補給補助金について質疑があり、これは4月1日以降借り入れをしたものが対象となり、また商工会の経営指導を受けていることが前提となることであるので、当初予算では50件で50万円を見積もり計上してあるが、多くの要望があれば補正対応をしていきたいとの答弁でございました。

4番、6款1項2目親海湿原歩道擬木化について、平成30年度までの長期の整備計画となった理由について質疑があり、さまざまな事業がある中で財政的な面からこの事業の事業費を年間750万円とし、この事業費であると約50メートルぐらいの整備しかできないため、平成30年度までの計画となっていると答弁がございました。

次に、建設課所管事項でございます。主な内容は、村道改良起債事業では、落倉、森上、八方口の継続事業、舗装新設、舗装修繕などで1億2,063万5,000円、また、村道改良国庫補助事業では橋梁長寿命化計画に基づき、継続事業として楠川橋、やちはら橋等の橋梁修繕、また村道0105号線オリンピック道路の舗装修繕として1億3,463万円等が計上されております。

質疑において、1番、7款2項3目道路新設改良費の村単独事業の箇所と事業採択基準について質疑があり、工事箇所は落倉水芭蕉通り、八方口歩道新設、森上・新田線の改良、蕨平の舗装修繕、白馬町栗田線の維持補修、飯田大上手の村道改良、八方名木山線、みそら野白馬美術館前の排水対策であり、事業の採択基準は道路改良、舗装修繕選定基準により費用対効果、必要性、緊急性、生活弱者対策、用地関係、土質等の項目により点数制で選定しているとの答弁でございました。

2番、7款2項3目測量設計委託料227万4,000円の内容について質疑があり、これは和田野地区内の村道が当初林道改良により所有権移転がされず、その後村道認定となっているため、道路敷きについて白馬村で取得をしていくための測量であると答弁がございました。

また、空室になっている村営住宅の取り扱いについて質疑があり、森上の旧国鉄官舎であったものについては、老朽化により解体の方向で進めていきたいとのことで、また教員住宅等については修繕等で対応していきたいとの答弁がございました。

次に、教育委員会、教育課の所管事項でございます。主な内容は、小中学校の中規模修繕を計画的に実施し、よりよい教育環境の充実を図るため学校環境整備事業に5,072万1,000円、また教育体制の指導充実を図るための事業として教育相談事業に410万8,000円、伝統的建造物群保存事業では3件の改修工事で1,799万7,000円などでございます。

質疑において、図書館については、現在の図書館は手狭であるため、新しい図書館建設に向けて検討委員会を立ち上げる予定はないかとの質疑があり、現在は図書館検討委員会で検討をしている段階であり、小布施町など先進的な図書館に視察に行き、研修をしたいとの答弁でございま

した。

2番、生活保護水準が下がったことにより準要保護認定にかかわる基準額の扱いについて質疑があり、従前どおり生活保護基準額の1.2倍を基準額としていく予定であり、また所得及び世帯構成等により判定を行い対象外となる可能性もあるが、予算としては概算により計上しているとの答弁でございました。

続いて、教育委員会スポーツ課所管事項でございます。主な内容は、ジャンプ競技場スタートタワー内にオリンピック記念館を設置するための改修工事費に1,200万円、世界水準を目指した観光施設として、スノーハープの改修工事に1億円が計上されています。

質疑においては、1番、2款7項3目白馬高校生支援補助金の内容について質疑があり、これは全国募集する観光学科へ県外等から入学する生徒に対し、白馬村及び小谷村で1名にそれぞれ月額2万円ずつ補助するもので、5名分を予算化しており、何とか定員増に結びつけ、白馬高校を特色ある地域高校として存続するための対策であるとの答弁がございました。

2番、2款7項2目オリンピック記念館に係るジャンプ競技場スタートタワーの改修工事の内容について質疑があり、1階エレベーターホールに装飾をし、2階と3階の中間階に展示、あるいは床、壁、電気等改修し、専門家に依頼し展示する予定であるとの答弁でございました。

3番、スノーハープ改修工事について多くの質疑がされました。1つとして、ローラースキーコースを整備する計画となっているが、どのような方がどのような交通手段で利用することを想定しているのかとの質疑に対し、村内中学生、高校生がすぐにでも利用したいとのことで、また合宿ではスノーハープというネームバリューのある場所でローラースキーができるのであれば来たいという方も多い、スノーハープへの輸送については、滞在型プログラムとして観光と連携していきたいとの答弁でございました。

2つとして、施設を整備した後のソフト事業は必須となるが、このソフト事業に対する考え方について質疑があり、まだ金額的な部分でも不透明であるが、今後県へ相談をしていきたい、また観光局がメインとなり、スポーツ合宿、スポーツツーリズム等新規開拓していくようになるとの答弁がありました。

3つとして、スノーハープを観光施設として生かしていくとかというところが見えていないとの質疑に対し、観光施設のみではなく健康増進、スポーツトレーニングの場として大いに利用していくべきであり、さまざまな積み上げの中から施設をつくるということも観光に資すると思うとの答弁でございました。

議案第22号の採決については、予算特別委員会第4日目である3月7日に討論、採決の予定でしたが、委員会の中で意見等も踏まえ、さらに議論が必要であるとの判断から、議会運営委員会を開催し3月14日に予算特別委員会を開催し、討論、採決を行う予定でした。

まず、討論では、オリンピック記念館は、1番、プロポーザル方式で行うという説明であるが、

費用はかなり圧縮できるのではないか。

2番、予算書にある1,200万円は、必要ないのではないか。

3番、エレベーターが更新の時期に来ているので、それを加味した工夫や時期を選ぶ必要があるのではないか。

4番、それに、設置場所は本当に2階と3階の中間の空間でいいのかに対し、以前は独立した施設をつくるのか、それともスタートタワーの中に入れるのかという2つの選択肢しかなかったもので、議会としては必要な施設かどうかは結論が出ないが、2つの方法しかないのだったらスタートタワーの中がいいという、それだけのことである。本来はあそこの場所でいいのかという討論からしなければならぬ、無理にスタートタワーではなく、ジャンプ競技場ではなくてもいい、どうしてもあの場所に設置するとなれば、費用を圧縮するのがいいと思う。

第5、この予算を認めるとすれば、附帯決議をつけなければならないと思う。

6番、減額の修正議案とするにはバックデータがないから、減額をするとすれば全部の削除かない。

7番、エレベーターはなく、階段は危険であるというように安全性が欠落し、さらに誘客は大変難しいという問題があるという意見がありました。

次に、スノーハープ事業についてですが、これについては、そもそも世界水準の滞在型としての事業が適しているかどうか問題となり、討論されました。

1番、スノーハープのローラースキーコースについては、事業実施のための計画根拠が曖昧であり、世界水準の滞在型を実現するのに適した事業は、ほかに幾らでも掘り起こしできるのではないか、検討したとは思えない、よって反対であるという討論がありました。

また、委員からはスノーハープ整備事業は、全部減額したいと思うが、ほかの委員はどう思うかという意見があり、委員の大半は、それは適当ではないという意見でした。

この件においても、賛成したとしても附帯決議をつけるべきであるという意見、討論がありました。

次に、観光局の負担金について意見、討論がありました。

負担金にあつては、白馬村が構成員となっていて義務的な経費であり、観光局の自立性はあるとはいうものの、それは形式であつて負担金は一般会計の一般財源がほとんど占めていて、実質は一般会計と同じであり、同等の扱いをすべきであるという意見がありました。

2番、その意味から言つて、総計予算主義に基づき、現実に観光局長を公募しているのにその予算が計上されず、決定になってから補正予算で対応するという財政運営は理解できない、総額を計上しておいて、局長の人件費が必要なくなったら減額補正するというのが、財務規律を遵守した考え方であるという意見が出ました。

この件についても反対というのではなく、また修正というのではなく、附帯決議が必要である

という意見、討論がありました。

以上のように、主にスノーハープ、オリンピック記念館、観光局の3点について意見が出ました。また、このため反対であるという討論もありましたが、附帯決議をつけて一般会計予算は可決すべきものと決定するという方向として、附帯決議については後日再度特別委員会を行うこととし、14日の特別委員会は散会することとしました。

次に、特別委員会は17日に行うことに決定になり、開会し採決することとしました。17日に全体として討論を行ったところ、スノーハープ、オリンピック記念館、観光局負担金等、さまざまな問題を抱えた予算であるが、議案第22号には反対するという討論がありました。

賛成討論としては、反対討論にあったような問題を抱えていることは認めるが、予算案を否決するものではない、執行の上で注意すべきものだとありました。

採決したところ、議案第22号 平成26年度一般会計予算は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、可決決定された議案第22号に対して附帯決議をつけるとの動議が出されました。附帯決議の内容について議論したところ、スノーハープ、オリンピック記念館、観光局負担金について附帯決議をつけ、さらに白馬村役場全体の責務について記述することにいたしました。3点の内容は、前述したとおりです。なお、提出は予算特別委員長とすることに決定いたしました。

議案第22号平成26年度一般会計予算に対する附帯決議（案）について採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

予算特別委員会は、一般会計予算の議決を終了して閉会となりました。一般会計予算については、6日間を費やし議論いたしました。

続きまして、議案第23号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。歳入歳出の予算総額は、12億3,788万円で、前年度と比較し1,350万5,000円、1.1%の減でございます。

主な内容としては、国民健康保険税の後期支援分と介護保険分の収支バランスの不均衡の解消を軸とした税率改正を行うことにより、前年比1,390万円減の2億7,212万、国庫支出金が3億653万7,000円、保険基盤安定繰入金の一般会計繰入金は1億422万1,000円、基金繰入金が4,200万円などが計上されています。

歳出では、保険給付で7億6,460万8,000円、後期高齢者支援金で1億8,547万4,000円、共同事業拠出金で1億5,209万4,000円などでございます。

質疑においては、1番、平成24年7月の法改正により、外国籍の被保険者の取り扱いが大変ではとの質疑があり、12月の転入者は約200人ほどで、冬期間だけの滞在の方が多く、帰国の際に保険証の回収が困難であったため、有効期間を短くした保険証の発行や保険料の特別納付でなく一括納付していただき、転出の際に精算する等の方法で対応しているとの答弁がありまし

た。

②番、また、1款1項1目のレセプト点検委託料について質疑があり、これはシステムにかかわる保守委託料であり、国保連合会で審査するレセプト審査手数料は2款1項5目のレセプト審査支払手数料である。また電子レセプトへの移行により返戻等は少なくなってきたとの答弁でございました。

討論はなく、採決したところ、議案第23号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第24号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算でございます。これは歳入歳出予算総額を7,510万円とし、前年より690万円、10.1%の増とするものでございます。

主な内容は、歳入では、後期高齢者保険料が5,338万7,000円、保険基盤安定繰入金2,044万7,000円などでございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合負担金が7,384万4,000円が主なものでございます。

質疑において、歳入の保険料の計上は、広域連合からの数値により計上されているのかと質疑があり、後期高齢者医療の事務は広域連合と市町村とで行っており、保険料の賦課については広域連合が行うため、広域連合の算出した数値で計上しているとの答弁でございました。

討論はなく、採決したところ、議案第24号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号 平成26年度白馬村公共下水道事業特別会計予算でございます。これは歳入歳出予算総額を6億6,757万6,000円とし、前年より2,986万6,000円、4.7%の増とするものでございます。

主な内容は、歳入では分担金及び負担金で245万4,000円、使用料1億9,020万8,000円、一般会計繰入金3億1,900万円、村債1億2,650万円などです。

歳出は、下水道費は1億6,297万9,000円で、下水道建設費のうち東部地区統合事業の舗装復旧工事負担金に1,500万円、浄化センター長寿命化計画実施設計委託料に1,800万円、また公債費5億459万7,000円などでございます。

質疑において、歳入1款2項1目下水道受益者負担金滞繰分の調定額が205万円で、前年度に比して大幅な減額となっている理由について質疑があり、本年度納入となったもの、不納欠損処分されるものは差し引き、また過去の徴収率や納付誓約等も加味しながら算出したとの答弁でございました。

2番、歳入1款1項1目下水道加入分担金10万円の算出根拠について質疑があり、見込みのあるものではなく、頭出し予算であるとの答弁がございました。

3番、歳出1款2項1目単独公共下水道事業における前納報奨金7,000円の内容について質疑があり、2件で22年度賦課、23年度賦課の方が前納された場合の額で計上したとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第25号 平成26年度白馬村公共下水道事業特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算でございます。これは歳入歳出予算総額を527万6,000円とし、東部地区の公共下水道統合により、前年より2,924万6,000円、84.7%の減とするものでございます。

主な内容は、歳入は使用料81万2,000円、一般会計繰入金440万2,000円などです。

歳出は、公債費261万1,000円、施設維持管理費259万4,000円などです。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第26号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第27号 平成26年度白馬村水道事業会計予算でございます。損益勘定は、収益3億1,994万5,000円、費用は2億8,327万円で、3,667万5,000円の経常利益を計上しています。資本勘定としては、収入は999万2,000円、支出は9,895万2,000円を計上しました。資本的支出が資本的収入に対して不足する額8,896万円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

質疑において、企業債の振り分けについての質疑があり、流動負債の企業債については、1年内に返済するものであり、それ以外のものについては固定負債に計上しているとの答弁でございました。

貸倒引当金の今後の計画について質疑があり、今回の計上については過去3年間の平均で算出しており、今後不納欠損が出た場合に充てていく予定で、その後、補充についてはまだ未定との答弁でございました。

討論はなく、採決したところ、議案第27号 平成26年度白馬村水道事業会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

**議長（横田孝穂君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第22号の討論に入ります。最初に原案に反対者の発言を許します。第1番加藤亮輔議員。  
**第1番（加藤亮輔君）** 議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算に反対の立場から意見を



述べさせていただきます。

白馬村は、長引く観光不況のため、厳しい営業と生活が続いています。そして4月からは消費税が8%に増税され観光客のさらなる減少が懸念されています。前回の3%から5%に増税されたときは、白馬村の観光客は50万人も減少しました。26年度も厳しい年になりそうです。

その26年度予算編成に当たり、長野県の世界水準の滞在型観光地づくりのモデルとなる重点支援地域に白馬村が選ばれ、その結果、県から5,000万円の補助金及び辺地対策事業債5,000万円の合計1億円が本村の観光資源の拡充対策費として交付内示がありました。村長はこの1億円をスノーハープ、ローラースキーコースなどの改修工事に計上しました。

私は、この1億円は純粋な意味で観光産業活性化のために使うべきと考えます。白馬村は世界の誰もが認める山岳景観を持っています。しかし、里山整備はおくれています。塩の道、姫川源流、木流し遊歩道、落倉自然園などを上質な癒しの地域に改良すれば、村の大きな財産になります。これこそが、村の経済効果を大きくし、グリーンシーズンの観光客が望んでいる優先すべき事業です。村長は、事業選択を間違えていると思います。

また、手続問題がありました。村長は昨年12月議会で世界水準の事業内容について、一言も説明がありませんでした。2月の6日に初めて話がありましたが、時間がなく議論はできませんでした。2月24日もそうでした。説明責任は行政側にあります。全くこれを果たしていません。

予算特別委員会では、県の補助金、辺地対策事業債の内諾が絡み、苦しい判断を求められました。また、村長は第4次総合計画に書いてある検討委員会の報告にもあると言いますが、毎年ローリング方式で計画内容を精査し、村民が本当に何を望んでいるかを見きわめることが大切です。初めからスノーハープのローラースキーコース改修工事ありきではなく、白馬の将来を左右する重要で多額な予算を使う事業は、広く村民に公開しアイデアを聞き、誇りと自信の持てる事業にしなければ長続きしません。村民の協力が得られるか疑問を感じる事業には賛成できません。

以上の理由から私は、26年度予算に反対します。

**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。第10番太谷正治議員。

**第10番（太谷正治君）** 私は、議案第22号に賛成の立場から討論いたします。

平成26年度一般会計予算には、さまざまな問題点がありますと私も思っております。特に予算特別委員長報告にあった点については、私もそのとおりだと思っております。その中でも、スノーハープの改修事業については、1億円の事業ということではありますが、昨年の議会で承認された辺地の計画を除いても6,000万もの大金がローラースキーとコースとランニングコースに使われようとしております。村長は県から補助金に来て残りは借金だが、借金をしても返ってくるから安くできると言っております。ですが、借金は借金、返ってくるといっても、先に入ってくるという実感ない方法で返ってくる。それがローラースキーのコースに使われている。

今でも国から返ってくる有利な借金だと言って借金を、今までも有利な借金だと言って借金をしてきたと思います。でも、現実には国から来る金のはっきりとわからないので、借金の思いが強くなります。こういうことで、借金は借金であります。

しかも山岳高原の世界水準と云って、何がそうなのかわからないし、それでお客さんが来るかどうかわかりません。だけど、議論する中で、誘客の構想とかコンセプトが出されての説明は十分ないかもしれませんが、それなりにしているので、役場が計画に向かって進むことならば、真剣になってやることならばよいのではと思っております。みんなで白馬を盛り上げていかなければなりません。今後、維持管理費のこととか、本当にお客さんが来ていただけるのか、宿屋が積極的に話に乗ってくるのか、検討する点はありますが、この計画に対する役場の真剣さと決意に期待いたします。よって、賛成討論といたします。

**議長（横田孝穂君）** 続いて、原案に反対者の発言を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番、伊藤まゆみです。議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算に反対する立場で討論を行います。

反対の理由は、2つであります。まず、観光局長の予算が白馬村観光局負担金の中に含まれておりません。予算計上しなかった理由を、予算特別委員会で同僚議員が、また私も一般質問で尋ねましたが、はっきりとした回答は返ってきませんでした。観光局長の公募は2月からすることに決まっていたにもかかわらず、また総計予算主義のもと、次年度の予算に組まれなければならないことは、執行部として当然理解していたにもかかわらず、計上しなかった理由の回答は曖昧で、本当の理由は知らせないという意図的な操作が明らかであります。

2つ目は、スノーハーブの改修工事及びオリンピック記念館の改修工事であります。両者とも、計画性、具体性が欠如しており、担税力が落ちてきている当村にとって、今後も管理、運営等に経費ばかりのかかるお荷物施設になる可能性が非常に高いと思われれます。

特に、スノーハーブに関しては、昨年の予算委員会においても同様に計画性、具体性に対しての指摘があり、変更を余儀なくされております。にもかかわらず、本年度も同じように具体的な計画に欠けた内容で予算に上げてきており、同じ過ちを繰り返さないという反省が全く見られません。ただ、この事業を進めたいという安易な気持ちで突き進められている感が否めず、税金の滞納が7億近くあり、その回収に苦慮し破産の申し立てをすべきか否かと頭を抱えている小さな村が進めるべき事業とは思えません。しかも、今回は県との交渉を先に進め、補助金交付内示後、議会へ報告するという議会軽視の態度が甚だしく、村民を代表する議員として看過するわけにはまいりません。

昨年25年に下水道事業で1億円余りの不納欠損をしております。本来なら、その轍を踏まないよう議員はもとより村民にも周知し、理解を得るべきは必ずのものでもあります。その反省のもと、大切な税金を安易な計画に投入しないという覚悟や真摯な思いがあるべきはずなのに、そのよう

な謙虚な態度は全く見てとれません。

以上の理由から、苦しい生活の中から支払われている税金が、本当に納税者のためになっているかと監視する住民の代表として、26年度の予算を可決することは到底できません。

以上です。

**議長（横田孝穂君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。第6番太田伸子議員。

**第6番（太田伸子君）** 6番、太田伸子でございます。私は、議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

今回のスノーハープ改修事業1億円は、県が進める山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり研究会で、スノーハープ改修事業をお認めいただいた補助金5,000万円と、本来併用できない辺地債を県のご配慮で活用できるように認めていただいた5,000万円であります。1億円の事業が村の持ち出し、実質1,000万円であることを考えても、ぜひ進めたい事業と思っております。

スノーハープに山岳高原を生かした世界水準の滞在型観光地づくり補助金を活用したローラースキーコースの整備は、前に一般質問でもさせていただきましたが、スポーツ観光を進めるためにも大変重要な事業であります。ジャンプコンバインドのナショナルトレーニングセンターにも指定され、整備が急がれるところであります。

今回のソチオリンピックで渡部暁斗選手が白馬村にとって初めてのメダリストになりました。しかし、渡部暁斗選手や弟の善斗選手は、まだまだ4年後のピョンチャンオリンピックでメダルを目指しています。オリンピックで感動をもらったこのとき、選手に活躍を期待するならば、十分な練習ができる環境を整えてあげることも優秀な選手を輩出している白馬村の責務だと思いません。

白馬の選手たちがローラースキーのコースを求めて木島平や新潟の津南まで合宿に行っていましたが、地元で練習ができるようになり負担が軽減されます。反対に渡部選手たちが練習場所とすることになり、企業、大学、高校、ジュニアの合宿も白馬に集まるようになり、夏のローラースキー大会やジャンプコンバインド大会も開催できるようになります。

ローラースキーコースができることにより、クロスカントリーの練習を国道や村道の車道でトレーニングしていた事故の危険も回避できます。また、ローラースキーコースの整備だけでなく、駐車場の整備もこの予算には見込まれています。上部に駐車場を整備することは、お年寄りや誰にでもスノーハープに来ていただけるようになります。このオリンピックが開催され、ここまできている施設をいま一度整備し、この夏のスポーツ観光に生かせる事業にするための予算であることから、私は賛成いたします。

オリンピックメモリアルスペースと観光局長に係る観光局負担金につきましては、附帯決議をつけておりますので、行政は十分に検討いただき事業に当たっていただきたいと思えます。

よって、私は、議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算について、原案のとおり賛成いたします。

**議長（横田孝穂君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 平成26年度白馬村一般会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。  
議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 平成26年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

**議長（横田孝穂君）** 村長から専決処分報告の申し出、議案及び同意案件提出の申し出、予算特別委員長及び産業経済委員長から発議の申し出、また各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出並びに議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

お諮りいたします。

これらを会議規則第22条の規定により、追加日程とし議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから事務局から議事日程等資料を配付いたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 配付漏れなしと認めます。

これより報告事項に入ります。

**△日程第3 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について**

**議長（横田孝穂君）** 日程第3 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。平林総務課長。

**総務課長（平林 豊君）** 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告につきまして、ご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償の請求につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別紙をご覧くださいと思います。まず1件目でありますけれども、平成26年1月21日、スノーハープ管理棟西側に駐車していた横川氏所有の軽トラックに屋根雪が落下し、フロントガラス等を損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により、損害賠償額を40万8,186円と定め、平成26年2月28日に専決処分をしました。

2件目でありますけれども、平成26年1月21日、同じ時刻にスノーハープ管理棟西側に駐車していた中村氏所有の軽トラックに、屋根雪が落下し、フロントガラス等を損傷したものであります。当事者間におきまして示談による和解の成立により、損害賠償額を14万6,255円と定め、平成26年2月28日に専決処分をいたしました。

3件目であります。平成26年2月3日、横川氏運転の普通自動車は村道0105号線を走行中、路面の穴に右前タイヤを落とし、タイヤを損傷したものであります。当事者間におきまして示談による和解の成立により、損害賠償額を道路管理者過失相当分80%、7,980円と定め、平成26年3月6日に専決処分をしました。

4件目であります。平成26年2月2日、小林氏運転の普通自動車は村道0105号線を走行中、路面の穴に右前タイヤを落とし、タイヤを損傷したものであります。当事者間におきまして示談による和解の成立により、損害賠償額を道路管理者過失相当分80%、1万3,764円と定め、平成26年3月7日に専決処分をしました。

5件目であります。平成26年2月5日、佐藤氏運転の普通自動車は村道3146号線を走行中、路面の穴に右の前後タイヤを落とし、タイヤとホイールを損傷したものであります。当事者間におきまして示談による和解の成立により、損害賠償額を村道管理者過失相当分70%、26万4,403円と定め、平成26年3月11日に専決処分しました。

説明は以上であります。

**議長（横田孝穂君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項ですので、以上で日程第3 報告第2号は終了いたします。

以上で報告事項は終了いたしました。



これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第4 議案第28号から日程第6 同意第1号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、議案第28号から同意第1号までは、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

#### △日程第4 議案第28号 工事請負契約の締結について

**議長(横田孝穂君)** 日程第4 議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

**建設課長(山岸茂幸君)** 議案第28号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 平成25年度防災・安全社会資本整備総合交付金橋梁整備工事  
(村道3143号線 楠川橋2工区)
2. 契約金額 6,847万2,000円
3. 契約の相手方 白馬村大字北城12816番地5  
株式会社落田 代表取締役 塩島正でございます。

本議案は、橋梁の長寿命化修繕計画に基づく楠川橋の橋桁製作、現地への設置など橋の上部にかかわる工事の請負契約でございます。

村内に本社を持ち、特定建設業の許可を有し、土木の経営事項審査点数900以上のもので、本村に指名願いを提出している5社を指名し、3月17日に入札を行いました。入札は、姫川建設株式会社、株式会社宮尾建設、株式会社大糸、株式会社白馬三津野、株式会社落田の5社により実施しましたところ、株式会社落田がご覧の金額で落札したものでございます。

説明は以上です。

**議長(横田孝穂君)** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。



議案第28号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

**△日程第5 議案第29号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第7号)**

**議長(横田孝穂君)** 日程第5 議案第29号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長。

**総務課長(平林 豊君)** 議案第29号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第7号)につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億8,160万5,000円とするものであります。

7ページ、歳出明細をご覧ください。除雪委託料が不足するため、2,000万円を追加補正するものであります。なお、財源は地方交付税を充当しております。

前後しますが3ページ、繰越明許費をご覧ください。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、DV被害者対策の戸籍住民基本台帳事業46万8,000円、子ども子育て支援新制度全国システム構築のための子育て支援事業350万円、奈良井有効利用整備事業911万8,000円、国の補正予算による橋梁等の修繕であります村道改良国庫補助事業1億6,798万2,000円、黒菱林道の現年発生林道施設災害復旧事業438万5,000円であります。

説明は以上であります。

**議長(横田孝穂君)** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 平成25年度白馬村一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第6 同意第1号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、同意第1号は、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

#### △日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

**議長(横田孝穂君)** 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田村長。

**村長(太田紘熙君)** 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について朗読、ご説明を申し上げます。

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城12619番地イの1

氏 名 太田史彦

生年月日 昭和31年5月6日

平成26年3月20日 管理者提出であります。

よろしく願いをいたします。

**議長(横田孝穂君)** 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(横田孝穂君)** 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

続いて、発委の審議に入ります。

#### △日程第7 発委第1号 議案第22号平成26年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議(案)について

**議長(横田孝穂君)** 日程第7 発委第1号 議案第22号平成26年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議(案)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第11番北澤禎二郎予算特別委員長。

**予算特別委員長（北澤禎二郎君）** 議案第22号平成26年度白馬村一般会計予算に対する付帯決議（案）

平成26年度白馬村一般会計予算については、予算特別委員会において活発な議論が行われ、当初予定を延ばして慎重に審査いたしました。その結果、特別委員会では、原案のとおり可決されましたが、その執行に当たっては、次の事項に十分留意して取り組むよう強く求めるものであります。

記

1 スノーハープ維持管理事業について

スノーハープ維持管理事業のうち、ローラースキーコース複合施設建設事業の施行については、行政執行部の説明や答弁で触れているように、新しい観光誘客の拠点となるように努力していただき、「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりを推進するための重点支援事業地域における受入環境整備」という事業名にふさわしい施設にしていきたい。

今後、補修等の維持管理には多額な費用を要すると思われるが、これに十分配慮した施設にしていきたい。

2. 白馬ジャンプ競技場維持管理事業の施設改修工事について

いわゆるオリンピック記念展示施設は、施設設置に対する明確な戦略が欠けていると思われる。事業計画ではアクセスに難点があると思われる。誰でも訪れやすい人に優しい施設にしていきたいが、これには、誘客を目的としたソフト面での工夫が必要である。また、答弁や説明にあったように極力費用を抑える設計にしていきたい。さらに、今後、安易な補正予算対応とすることのないよう計画的に実施願いたい。

3. 観光局長の予算について

観光局長は現在公募しているところであるが、事業に着手しているにもかかわらず負担金の予算には入っていないという説明であった。負担金という義務費に近い予算的位置にあるというものの、観光局の費用は、行政的にも財政的にも非常に重要な部分を占めているので、総計予算主義のもと、財政規律を重要視して予算編成に当たっていただきたい。

また負担金の算出に当たっては、現在の観光局の状況や財務諸表を正確に把握し検討していただきたい。

これについては関係する課等で予算執行に対する監視を怠らないでいただきたい。

最後に、主要な施策の中には、村民のニーズや地域づくりの施策が多く盛り込まれています。行政執行部は、議会側と十分調整する機会を設け、議論を尽くしていただきたい。その上で決定になった主要な施策が確実に達成できるよう、白馬村役場は村民事務局として、職員のやる気と知恵を結集し努力することを期待します。

以上、決議する。

平成26年3月20日

白馬村議会

以上であります。

**議長（横田孝穂君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第1号は、議案第22号平成26年度一般会計予算に対する付帯決議（案）については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（横田孝穂君）** 起立多数です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第8 発委第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

**議長（横田孝穂君）** 日程第8 発委第2号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第7番篠崎久美子産業経済委員長。

**産業経済委員長（篠崎久美子君）** それでは、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第99条の規定により、別紙TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を関係行政庁、すなわち内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に提出するものです。

1枚おめくりください。意見書の朗読を申し上げます。

#### TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚及び与党幹部は、国会および自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持している。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を保持していかなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結

する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、みずからの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、ＴＰＰ交渉において下記の事項を強く要請する。

#### 記

１．ＴＰＰ交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。

２．ＴＰＰ交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

**議長（横田孝穂君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第２号 ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（横田孝穂君）** 起立全員です。よって、発委第２号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第９ 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

**議長（横田孝穂君）** 日程第９ 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（横田孝穂君）** 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第１０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

**議長（横田孝穂君）** 日程第１０ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしました議会の運営に

関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(横田孝穂君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、太田村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

**村長(太田紘熙君)** 平成26年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月4日に開会して以来、本日まで17日間にわたり平成26年度一般会計予算を初め提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日、平成26年度一般会計予算のスノーハープ維持管理事業、白馬ジャンプ競技場維持管理事業の施設改修工事及び観光局長の予算について附帯決議がされました。新年度の予算執行に当たりましては、この附帯決議を尊重し事業の推進を図るとともに、引き続き厳しい財政状況と税財政上の対応を見通し、国の動向に注視しながら簡素で効率的な行財政システムを構築し、公共サービスの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、本会議及び常任委員会でいただきましたご意見、ご提言につきましても、今後十分検討の上、できるものから村政運営に反映させてまいりたいと思います。

さて、開会の挨拶でも申し上げましたけれども、ソチオリンピック、パラリンピック出場選手の報告会並びに渡部暁斗君の銀メダル獲得と上村愛子さんのオリンピック5大会連続入賞の祝賀会を4月中旬に予定しておりますので、議員の皆様を初め大勢の皆様にご参加をお願い申し上げます。

長年、無料化の実施が求められている白馬長野有料道路であります。平成26年度から特に経済負担の多い通勤、通学、病院で普通自動車及び軽自動車を利用する白馬村民に対し、午前6時から午前9時までと、午後5時から午後8時までの6時間、時間帯5割引回数通行券の販売を行うこととしました。現在、関係機関と販売方法等について調整中であり、決定次第村民の皆様へ周知をしてまいります。

さて、季節の節目である新年度を間近に控えていますが、定年退職、早期退職等する職員が昨年に続き多い中で、異動する職員も多くならざるを得なくなりますが、長年勤めていただいた職員にお礼を申し上げるところでございます。申し上げましたように、厳しい中ではありますが、現在、平成26年度に向けての人事構成に手をつけているところでありますので、よろし

くお願いをいたしたいと思います。

議員の皆様方には、健康にご留意をされ村政の発展と住民福祉向上のため、ご活躍されますことをご祈念を申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

**議長（横田孝穂君）** これをもちまして、平成26年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時53分



以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月20日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員